



# 埼玉県報

第 2 2 9 0 号  
平成23年5月27日  
金 曜 日

## 目 次

### 訓令

- [埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [税務総合オンラインシステム端末機等賃貸借に関する契約の相手方等の公示\(税務課\)](#)
- [文書管理システムハードウェア賃貸借に関する契約の相手方等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [文書管理・財務会計・旅費システム運用業務に関する契約の相手方等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する落札者等の公示\(広聴広報課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [平成23年度職業訓練指導員試験の実施\(産業人材育成課\)](#)
- [見沼代用水土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [長井土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [富士見都市計画事業駒林土地地区画整理事業の換地処分\(市街地整備課\)](#)
- [草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示\(八潮新都市建設事務所\)](#)
- [埼玉県議会情報ネットワークのサーバ機器等の賃貸借に関する落札者等の公示\(総務課\)](#)
- [「埼玉県議会だより」の新聞折り込み及び配布業務に関する落札者等の公示\(政策調査課\)](#)
- [埼玉県立上尾特別支援学校ほか25校で使用する電気に関する入札公告\(財務課\)](#)
- [県立学校総務事務システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示\(県立学校人事課\)](#)
- [県道青梅飯能線の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道青梅飯能線の供用開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道加須幸手線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [一般国道125号の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道利根川自転車道線の区域決定\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道利根川自転車道線の指定\(行田県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [小児医療センター医療情報システム運用管理業務に関する契約の相手方等の公示\(小児医療センター\)](#)
- [住民監査請求に係る監査結果の公表\(監査第一課\)](#)

### 正誤

- [埼玉県条例第56号中訂正\(こども安全課\)](#)

## 訓令

### 埼玉県教育委員会訓令第六号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する

#### 訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第三号事務の種類欄中「幼稚園、」を削り、同号教育長専決事項の欄中「第四条第一項（第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）」を「第三百三十四条第二項において準用する第四条第一項前段」に改め、「幼稚園、」を削り、同号部長専決事項の欄1中「第四条第一項（第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）」を「第三百三十四条第二項において準用する第四条第一項前段」に改め、「幼稚園、」を削る。

#### 附則

この訓令は、公布の日から施行する。

# 訓令

## 埼玉県教育委員会教育長訓令第六号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 前 島 富 雄

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第四市町村支援部の表生涯学習文化財課の項第三号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第六百十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年五月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
NPO法人陽だまり
- 三 代表者の氏名  
峯尾 信子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市東田町十二番地二十七キャッスルマンション川越Bー一〇四号室
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害のある高齢者に対し、居宅介護支援事業を行い、心身共に豊かな高齢社会実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第六百十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年五月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人 笑みの会
- 三 代表者の氏名  
岡山 秀人
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市弥生町二千八百六十七番地の八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者を対象として、介護保険法に基づく通所介護などの高齢者支援事業を行う。高齢化社会に伴い、高齢者が地域社会の中で自立した生活が送れる社会を実現し、介護施設の普及や地域社会の安心・安全に対し寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第六百十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
税務総合オンラインシステム端末機等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額  
35,417,025円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

# 告 示

埼玉県告示第六百十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 1 購入等件名及び数量  
文書管理システムハードウェア賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部総務事務センター文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和  
区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号
- 5 契約金額  
37,611,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第2号に該当

# 告 示

埼玉県告示第六百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
文書管理・財務会計・旅費システム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部総務事務センター文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和  
区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額  
106,071,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第1号及び第2号に該当

# 告 示

埼玉県告示第六百十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 約2,350千部×12回(8ページ×8回、12ページ×4回)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
埼玉県折込広告事業協同組合 埼玉県さいたま市北区奈良町157番地4
- 5 落札金額  
7.62円(8ページ税抜き1部当たりの単価)  
8.68円(12ページ税抜き1部当たりの単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成23年2月4日

## 告 示

埼玉県告示第六百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年五月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人童謡コーラス支援事務局埼玉支部

三 代表者の氏名

河 村 美 保

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区下町一丁目七十九番地一日神パレステージ大宮パル

テイル千三百三

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民とともに学ぶ音楽活動に関する事業を行い、地域住民とともに行われる童謡コーラスの支援に関する事業を行い、社会教育の推進及び文化芸術の振興、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第六百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

二トリ川越店

埼玉県川越市豊田町三丁目十二 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 市道七二二八号線を利用しての出入りは避けること
- ・ 繁忙期における来店車両の国道一六号での渋滞防止対策（誘導員配置等により、スムーズに店舗敷地内へ入れる）を講じていただきたい
- ・ 来店者誘導経路の案内板設置と、交通安全喚起文言（スピード落とせ、歩行者に注意等）の案内板への記載を講じていただきたい
- ・ 入口ナンバー二に配置される交通整理員は、駐車場ナンバー二の出口ナンバー三に配置し、市道横断時に一時停止と安全確認をさせるようにしていただきたい

## 二 縦覧期間

平成二十三年五月二十七日から平成二十三年六月二十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 告 示

埼玉県告示第六百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニデイ草加新栄町店

埼玉県草加市大字新栄町字川戸沼添五百十九、四百九十九、五百十八、五百二、五百三、五百四

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前） 有限会社中山酒店 代表取締役 中山俊一

埼玉県草加市新栄町五百五十八番地

（変更後） 有限会社中山酒店 代表取締役 中山喜美子

埼玉県草加市新栄町五百五十八番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

（変更前） 株式会社ユニリビング 代表取締役 木下邦久

千葉県浦安市入船一丁目五番二号新浦安センタービルディング十  
一階

（変更後） 株式会社ユニリビング 代表取締役 赤坂祐一郎

千葉県浦安市入船一丁目五番二号

### ハ 変更年月日

平成二十二年五月四日外

### ニ 届出年月日

平成二十三年五月十二日

### 二 縦覧期間

平成二十三年五月二十七日から平成二十三年九月二十七日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に



対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年五月二十七日から平成二十三年九月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第六百二十三号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 試験を実施する免許職種及び科目

イ 免許職種

全職種

ロ 試験科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

二 受験資格

イ 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

(1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者

(2) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十条の二第二項各号のいずれかに該当する者又は同条第三項各号のいずれかに該当する者のうち、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除されたもの

ロ イにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

三 試験期日

平成二十三年七月三十日（土）

四 試験会場

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号  
さいたま共済会館

五 受験申請の手続

イ 提出書類

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書

（受験票に五十円分の郵便切手を貼り付けること。）

- (2) 履歴書
- (3) 受験資格を証明する書類
- (4) 写真（申請日前六月以内に正面上半身を無帽で撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名及び受験職種を記入すること。）二枚
- (5) 職業能力開発促進法施行規則第四十六条の規定に基づく試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格のあることを証明する書類
- (6) 長形三号（長さ二十三・五センチメートル、幅十二センチメートル）の封筒（受験者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、八十円分の郵便切手をはり付けること。）一通

□ 提出方法等

提出方法	受付場所及び提出日時等
郵送	郵便番号三三〇 九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部産業人材育成課能力開発担当 平成二十三年六月一日（水）から同月二十四日（金）までの消印のあるものを有効とする なお、郵送方法は必ず簡易書留とすること
持参	埼玉県産業労働部産業人材育成課能力開発担当 平成二十三年六月一日（水）から同月二十四日（金）までの午前八時三〇分から正午まで及び午後一時から五時まで なお、持参する前に電話で予約をすること

六 試験手数料の金額及び納付方法

イ 試験手数料の金額

三千百円。ただし、指導方法そのものが免除となる者は試験手数料は不要とする。

□ 納付方法

三千百円分の埼玉県収入証紙を職業訓練指導員試験受験申請書にはり付けて納付すること。

七 合格発表

平成二十三年八月二十六日（金）から九月一日（木）まで埼玉県庁本庁舎一階南側玄関の掲示板に掲示するほか、受験者に通知する。

八 その他

イ 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書用紙は、埼玉県産業労働部産業人材育成課、各県立高等技術専門校、埼玉県立職業能力開発センター、各地域振興センター及び埼玉県職業能力開発協会において配布する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（日本工業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百二十円分の郵便切手をはり付けたもの）を同封すること。

ロ 試験に関し不明な点については、左記に問い合わせること。

埼玉県産業労働部産業人材育成課能力開発担当 電話〇四八（八三〇）四六

# 告示

埼玉県告示第六百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十三年五月二十日認可した。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

見沼代用水土地改良区

二 事務所所在地

久喜市

# 告 示

埼玉県告示第六百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十三年五月二十日認可した。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

長井土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

# 告 示

埼玉県告示第六百二十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一〇 一〇〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

川越市大字笠幡字田中三百三十一 外八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三百九十一立方メートル

# 告 示

埼玉県告示第六百二十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三条第一項の規定により、富士見都市計画事業駒林土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

### 埼玉県告示第六百二十八号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示

十八年埼玉県告示第八百三号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「年三・三パーセント」を「年三・一パーセント」に改める。

様式第六号中「第3.3.1パーセント」を「第3.1.1パーセント」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 告 示

埼玉県告示第六百二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり告示する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

埼玉県議会情報ネットワークのサーバ機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県議会事務局総務課IT・情報公開担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3  
丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成23年3月18日

4 落札者の氏名及び住所

東京センチュリーリース株式会社 東京都港区浜松町2丁目4番1号

5 落札金額

30,043,440円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成23年2月4日

# 告 示

埼玉県告示第六百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務 2,337,700部 × 4回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成23年4月5日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社埼玉新聞社 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目282番地3

5 落札金額

8ページ物6.86円（消費税及び地方消費税抜き1部当たりの単価）

4ページ物3.97円（消費税及び地方消費税抜き1部当たりの単価）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成23年2月4日

# 告示

埼玉県告示第六百三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立上尾特別支援学校ほか25校で使用する電気  
予定使用電力量5,410,100キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 供給期間

平成23年8月1日(月)から平成24年7月31日(火)まで

### (4) 需要場所

埼玉県立上尾特別支援学校ほか25校

### (5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の許可(同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。)を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 平野、松村 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
平成23年5月30日（月）以後上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時  
埼玉県庁本庁舎4階141会議室 平成23年7月13日（水）午前11時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限  
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 平成23年7月12日（火）  
午後5時  
なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成23年6月22日（水）午後5時までに持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効



次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Ageo Special Needs School including 25 other schools (estimated kW/h: 5,410,100 kW/h)

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, July 12, 2011

In person: 11:00 am, July 13, 2011

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau, Board of Education,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

# 告 示

埼玉県告示第六百三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

県立学校総務事務システム運用保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士電機株式会社 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号

5 契約金額

54,424,440円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 青梅飯能線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
飯能市山手町五六番一地从先から 同市山手町五〇番一地从先まで		区 間
一六・五〇～ 三〇・二〇	一四・八〇～ 二五・二〇	敷地の幅員 (メートル)
五七・〇〇		延 長 (メートル)
道路法第二十四条に 基づく承認工事		備 考

## 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

青梅飯能線	路線名
飯能市山手町五六番一地先から 同市山手町五〇番一地先まで	供用開始の区間
平成二十三年五月二十七日	供用開始の期日
延長五七・〇〇 メートル	備考

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学



加須幸手線	路線名
加須市南篠崎字川端二五四八番一地从先 同市多門寺字本田六五番三地从先まで	供用開始の区間
平成二十三年五月二十七日	供用開始の期日
延長一〇・〇〇メートル	備考

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

百二十五号	路線名
加須市南篠崎字嵯峨二四一 八番一地先	供用開始の区間
平成二十三年五月二十七日	供用開始の期日
延長一三・〇〇 メートル	備考

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 利根川自転車道線

三 道路の区域

<p>区 間</p>	<p>加須市旗井字堤外二一四八番 三地先から 同市外野字本田一七三番四 地先まで</p>
<p>敷地の幅員 (メートル)</p>	<p>三・三〇 七・五〇</p>
<p>延長 (メートル)</p>	<p>七六〇六・七〇</p>
<p>備 考</p>	

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次の道路を自転車歩行者専用道路に指定する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

利根川自転車道	路線名
加須市旗井字堤外二一四八番三地 先から 同市外野字本田一七三番四地先 まで	指定する道路の区間
平成二十三年五月二十七日	指定の期日
	備考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季





# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

指 定 番 号	二 号
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十三年四月 二十六日
指 定 道 路 の 位 置	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山百三十二ノ一〜百 三十一ノ七 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山千五百三十ノ一〜 三百九十四ノ一 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保千五百二十一ノ 六〜千五百二十一ノ十
指定道路の延長 (単位メートル)	四十七・〇〇メートル 百二十七・五〇 メートル 二十一・〇〇メートル
指定道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇メートル 十六・〇〇メートル 十七・二〇メートル 六・〇〇メートル

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季

指 定 番 号	三 号
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十三年五月 十二日
指 定 道 路 の 位 置	埼玉真坂戸市関間四丁目百ノ五ノ百六ノ二十五 埼玉真坂戸市関間四丁目百九ノ十七ノ百九ノ十四 埼玉真坂戸市関間四丁目百九ノ十四ノ百九ノ五 埼玉真坂戸市関間四丁目百六ノ一ノ百六ノ二十五 埼玉真坂戸市関間四丁目百六ノ十七ノ百四ノ一 埼玉真坂戸市関間四丁目百一ノ三十四ノ百一ノ十一 埼玉真坂戸市関間四丁目百一ノ十三ノ百九ノ十 埼玉真坂戸市関間四丁目百九ノ五
指定道路の延長 (単位メートル)	二百六十三・〇〇 メートル 七十八・六〇メートル 四十三・九二メートル 三十三・〇〇メートル 八十・〇〇メートル 五十五・〇〇メートル 十五・〇〇メートル 六十五・〇〇メートル
指定道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇メートル 六・〇〇メートル 五・〇〇メートル 六・〇〇メートル 九・〇〇メートル 九・〇〇メートル 九・〇〇メートル 十二・〇〇メートル

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季





# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十三年四月十九日

指令越建セ第二二〇〇六七〇号

二 検査済証番号

平成二十三年五月二十五日

越建セ第八三 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎二百七十八番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市大場一三七四 三 ウィル・ロイヤル 一〇三

清水 郁

# 告 示

埼玉県病院事業告示第十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量  
小児医療センター医療情報システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立小児医療センター事務局業務部医事・経営担当 埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込 2 1 0 0 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号
- 5 契約金額  
53,213,580円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

# 告 示

埼玉県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

第1 監査の請求

1 請求人

川越市	安藤正義
川越市	塚本千恵子
さいたま市	永田秀夫
行田市	金子昌司
東松山市	田中久男
杉戸町	中村勉
ふじみ野市	山根昇治
上尾市	鈴木光治

2 請求書の受付

平成23年4月4日

3 請求の内容（原文に沿って記載。ただし、項目番号の付け替え等を行った。また、「別紙1」～「別紙6」は59ページ以後に掲載した。）

(1) 請求の要旨

ア 請求の対象者

埼玉県知事 上田 清司

イ 請求の趣旨

埼玉県知事は、平成21年度の埼玉県議会全11会派に対して、県政調査費を交付した。県政調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として会派に交付されているものである。このうち6会派の平成21年度県政調査費の支出について、埼玉県議会が制定した「埼玉県県政調査費の交付に関する条例」平成13年3月27日条例第50号(以下「条例」という。)及び「埼玉県県政調査費の交付に関する規程」平成13年4月1日議会告示第3号(以下「規程」という。)ほかの関係規定の定めにも逸脱して、使途として不適切な公金の支出が見受けられた。

よって、監査委員は、知事に対し、次の通り勧告するよう求める。

(注)「ほかの関係規定」とは、埼玉県議会平成21年4月県政調査費運用指針(以下「運用指針」という。)を指す。

記

自由民主党議員団に対し、平成21年度分として同会派に支給した県政調査費中金18,930,744円を、

民主党・無所属の会に対し、平成21年度分として同会派に支給した県政調査費中金1,734,124円を、

埼玉県議会公明党議員団に対し、平成21年度分として同会派に支給した県政調査費中金2,784,576円を、

無所属刷新の会に対し、同年度分として同会派に支給した県政調査費中

金 286,866 円を、

日本共産党埼玉県議会議員団に対し、同年度分として同会派に支給した県政調査費中金 2,396,310 円を、

政調費公開の会に対し、同年度分として同会派に支給した県政調査費中金 2,649,887 円を、県に返還させるための必要な措置をとること。

(2) 請求の理由

ア 自由民主党議員団に対する請求

「別紙 1」のとおり。

イ 民主党・無所属の会

「別紙 2」のとおり。

ウ 埼玉県議会公明党議員団

「別紙 3」のとおり。

エ 無所属刷新の会

「別紙 4」のとおり。

オ 日本共産党埼玉県議会議員団

「別紙 5」のとおり。

カ 政調費公開の会

「別紙 6」のとおり。

よって、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

(3) 事実を証する資料

ア「別紙 1」自民党県議団の請求の詳細説明及び証拠書類

イ「別紙 2」民主党・無所属の会の請求の詳細説明及び証拠書類

ウ「別紙 3」埼玉県議会公明党議員団の請求の詳細説明及び証拠書類

エ「別紙 4」無所属刷新の会の請求の詳細説明及び証拠書類

オ「別紙 5」日本共産党埼玉県議会議員団の請求の詳細説明及び証拠書類

カ「別紙 6」政調費公開の会の請求の詳細説明及び証拠書類

第 2 監査委員の除斥

本件請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条の 2 の規定により、議員のうちから選任された監査委員は監査手続きに加わらなかった。

第 3 請求の要件審査

請求人は公金支出の不当性を主張しており、本件請求は法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認めた。

なお、今回請求人 8 名と同時にあった 1 名の請求については請求書記載の住所では住民基本台帳に記録がなく、住所要件を具備していないことから、住民監査請求として不適法なものであるため、これを却下した。

## 第4 監査の実施

### 1 監査対象事項

「平成21年度の県政調査費に関する住民監査請求書」において摘示のあった支出を監査の対象とした。

### 2 監査対象機関

議会事務局総務課

### 3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成23年4月21日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出及び請求人のうち7名からの陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、議会事務局総務課職員が立ち会った。

また、同日、議会事務局総務課職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

#### (1) 請求人の陳述の要旨

##### ア 本件請求について

今回の監査請求は、各請求人の調査によるもので、不当、違法の判断は、請求人のそれぞれに違った観点があり、必ずしも全請求人が一つの考え方や判断で請求しているわけではない。

その理由は、平成21年度の県政調査費交付団体は、6会派延べ86議員あり、違法、不当に支出した議員は、法に基づく条例、規程及び運用指針という確かな規定にも従わず、それぞれが勝手な判断をして請求していることに起因している。

##### イ 運用指針について

平成21年度の県政調査費の支出内容は、法第100条第14項の「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」とは思えず、法から逸脱しているように感じる。

このような支出が行われるのは、調査研究に資するため必要な経費を拡大解釈して、運用指針を作っているからである。

運用指針は、県民から認められていない内規であり、運用指針に逸脱していない支出があっても法第100条第14項からは逸脱している。

##### ウ 別紙1 自由民主党議員団「(ア) 調査研究費」「(イ) 広聴費」「(ウ) 事務所費」について

運用指針に違反しているもの、あるいはグレーゾーンに限りなく近いものと考えられる多くの事例からごく少数に絞って監査請求をした。

##### (ア) 県政に関係ない活動への支出について



同様の事例は無数にあるが、くわい研究会、秋田犬保存会、倫理研究所の会費の支出3件が県政に係るか極めて疑問に思う。

(イ) 不適正な支出について

議員が自ら長を務めている団体に対し自分の研修費を支出し、自分の名で領収証を出している事例は問題があると思われる。

日本会議という団体の会費、この会は極めて特殊な思想でこういった会に出していいのか極めて疑問に思う。

学校への個人的な授業料の支出を認めると、今までの議員が高校、大学で払った授業料もさかのぼって補償しなければいけないのか、という問題に発展するのでおかしいと思う。

(ウ) 少なくとも按分しないとおかしい会合費について

やしお岩手県人会、特定の大学の校友会の懇談会、県庁内の大学の同窓会の懇談会などは、仮に、少々の県政に関する意見交換があったとしても、それはごく一部であり、当然按分を掛けて支出すべきと考える。

(エ) 自治会総会、夏祭り、後援会等への会費支出について

一般に会費は、会合、祭り等の参加者全員が負担する、あるいは払うもので、特定の主催者、招待された議員のみが負担するものではないと考える。また、領収書が手書であるため、信憑性が欠ける。

(オ) 海外視察等について

情報が非公開で、結果内容、活動内容その効果が全く不明である。

監査委員には支出額に値する成果が得られたのか、監査願いたい。

また、別紙1の(ア)調査研究費の事例は、用途が県政調査費、研究費とだけ書いてあり、領収書には政務調査研究補助業務代と書いてある。記載すればなんでも支出できるというのは、納税者の立場から見ると極めて不満に思う。

エ 適正な運用指針の制定について

運用指針は多数派議員によるお手盛りの内規私法に過ぎず、条例や規程と同列のものとして基準扱いをすることには大きな違和感がある。

監査委員は、基準としての的確性を欠く運用指針は排除し、良い裁量権を行使して、市民・県民感覚で監査請求内容を評価し、同時にお手盛りによらない運用指針の制定と規程化を1年以内を実現すべき事を、知事及び議長に対して指摘するよう陳述する。

行政に対する内部牽制機関である地方議員に県政調査費は不要のはずである。

オ 別紙1、自由民主党議員団、ある県議会議員の県政調査費について

調査の結果、文具代と称してぬいぐるみを購入していたことが判明した。

また、県政調査費で市長選挙に使用するための写真入り名刺を作成していた。

運用指針は、議員が支出しやすいように作られたものであり、県民の常識や、社会通念を押し測って作られたものではない、運用指針の改正を強く要望する。

カ 運用指針の内容について

運用指針では、証拠書類の宛名は「会派又は議員名」と定めており、支出議員名を明らかにしないことで各議員は責任を逃れている。運用指針は、議会が議員

の都合だけを酌んで策定した内規であり、このような指針にならっての支出実態は、県民の理解を得られない。

県政調査費は、実費弁償でなければならぬが、契約書などが公表されておらず、支出金額の妥当性などが証明されていない。

東京都議会では、政務調査費の使用者と会派経理責任者と会派代表者の3名の連記が義務付けられており、責任の所在を明確にしている。

埼玉県議会情報公開条例は、議長が保管している書類を「公文書」とする定めとなっており、県政調査費も、会派にある書類は議長へ提出しない限り、公開はされない書類となる。「公文書にならないから非公開である」とするのであれば、議会自ら、情報を公開しないことで、県民から不当や違法支出の疑いをかけられるように仕向けていると言わざるを得ない。

運用指針の内容が、不当な支出を生む温床である。

県議会は運用指針を策定するにあたり、「県民に多くの情報を与えない」ことにより、「県民が支出内容を理解できない」ようにして、県民からの「不当や違法の支出」の指摘を免れようとしているので、運用指針の改正を強く望む。

#### キ 按分について

運用指針では、「会派が定めた割合によって按分して充当できる。」としているが、会派で定めた割合すら公開されていない。

携帯電話通話料の経費の50%や70%も県政調査費で負担させているが、携帯電話の通話料は、「政治活動」や「議員活動」にも使われるものであり、地方自治法の言う「調査研究に資するため必要な経費」という考え方からすれば、どう考えても、10%~20%程度が妥当であろうと思う。

是非、その他も含め、県民の理解が得られる「按分のあり方」の改善を強く求める。

#### (2) 議会事務局総務課の陳述の要旨

規程によれば、県政調査費の支出を証明するためには、領収書等証拠書類の写しを提出しなければならないとされている。一方、書類だけでは県政調査費が充当できるものに充当したかを確認することが困難なものがあることも事実である。そこで議会事務局としては、議長の指示の下、書類の受理に当たっては、運用指針に合致しているか、必要があれば会派・議員に対面等により確認している。

今回の住民監査請求の対象となった支出については、条例等に照らしていずれも適正と考えている。

なお、対象となった支出に関して自由民主党議員団において3件、民主党・無所属の会において1件の領収書等の取下げに係る平成21年度県政調査費収支報告書が議長に提出された。

#### (3) 議会事務局総務課の陳述に対する請求人の意見の要旨

ア 議会事務局の職員が議員に質して間違いのないことを確認したと述べられたが、公開されていない、請求人には全く分からないもので判断されている。公開されなければ、テーブルの違うところで議論されているのと同じであり、受け入

れることはできない。

イ 議員の説明責任として、証拠となる領収書の中又は添付書類の中に証拠の文言を書き入れるなど、住民が理解できるようなものとして提出するように、監査委員にお願いしたい。

## 第5 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと判断し棄却する。

以下、監査対象機関の説明、事実関係、監査対象事項に対する判断について述べる。

議会事務局総務課から関係書類の提出を受け調査を行うとともに、事実関係などを確認するため平成23年4月21日に監査を実施した。

### 1 監査対象機関の説明

#### (1) 調査研究費について

##### ア 会員資格の取得・維持のための会費について

会費を支払うことにより、資料の入手や勉強会への参加、意見交換会等県政調査活動が行われている場合は充当が可能である。その内容については、会派・議員に確認している。

##### イ 研究会等の活動内容等について

様々な目的で設置された研究会等への会費支出があるが、活動内容が県政調査活動に該当するものであることを会派・議員に確認している。

##### ウ 視察日程や成果報告書について

視察の報告書等の議長への提出については、運用指針に定められていない。

なお、視察経費については、平成22年度分から、行程表、及び運用指針に合致していることを確認するために経費の内訳を添付している。

#### (2) 会議費の食事代等について

摘示のあった会議費の食事代等は、いわゆる団会議に係る支出がほとんどである。団会議は通常議事堂で行われているので、その開催については事務局で把握している。

#### (3) 広聴費について

県人会、校友会、同窓会等については、誤解を招きかねないことから、会合の実態を会派・議員に確認し、県政調査活動に当たるものを対象としている。

#### (4) 経費の按分について

合理的な按分率は議員の活動実態により異なることから、一律に定められていないため、会派・議員に使用実態等を確認し、妥当であるか確認するとともに、按分率について説明できるよう会派・議員に周知している。

- ( 5 ) 事務所費について  
事務所の賃貸契約書が作成されていることについては会派・議員に確認している。県政調査専用である場合については、会派・議員に使用実態等を確認している。
- ( 6 ) 会社経費との二重計上との主張について  
議員が経営する会社が第三者に支払った領収書が添付されているものについては、議員が会社に支払ったことについて会派・議員に確認している。また、会社側では、県政調査費負担分を適正に申告しているものと考えている。
- ( 7 ) 書籍名の明記のない領収書について  
運用指針では、提出書類に書籍名を記載することは定めていない。  
しかしながら、他県議会の例で、県政調査活動としてふさわしくない書籍の購入が指摘されていることから、他県議会の例を会派・議員に周知するとともに、I S B Nコードの記載があるものについては、コードにより書名確認を行っている。コードのないものについては、会派・議員に県政調査活動に係る書籍の購入であることを確認している。
- ( 8 ) 交通費 ( Suica チャージ料 ) について  
運用指針では、県政調査活動専用のカードへのチャージを認めている。県政調査活動専用カードであること、県政調査活動のための交通費にのみ使用していることを会派・議員に確認している。

## 2 事実関係

監査対象事項について、県政調査費制度の確認を行った上で、議会事務局総務課に対する監査及び関係書類の調査を実施した結果、確認した事項は次のとおりである。

### ( 1 ) 県政調査費制度について

平成 1 2 年 4 月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成 1 1 年法律第 8 7 号)が施行され、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大した。これに伴い、地方議会の審議能力の強化による活性化が求められることとなった。

このような状況から、同年 5 月、法が改正され、平成 1 3 年 4 月から政務調査費制度が導入された。

#### ア 根拠法

法第 1 0 0 条第 1 4 項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定している。

また、同条第 1 5 項において「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員

は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

イ 根拠条例等

法のこうした規定を受け、本県では「埼玉県県政調査費の交付に関する条例」及び「埼玉県県政調査費の交付に関する規程」を制定した。

本県の県政調査費制度の主な内容は次のとおりである。

(ア) 交付対象(条例第2条)

県政調査費は、議長に届出のあった会派(所属議員が1人の場合を含む。)に対し交付する。

(イ) 交付額等(条例第3条)

県政調査費は、月額50万円に所属議員の数を乗じて得た額を交付する。所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

(ウ) 交付決定(条例第4条)

知事は、議長から会派に係る通知を受けたときは、速やかに県政調査費の交付決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

(エ) 請求及び交付(条例第5条)

会派の代表者は、毎四半期ごとに当該四半期に属する月数分の県政調査費を請求するものとする。

知事は、請求があったときは、県政調査費を交付するものとする。

(オ) 用途(条例第6条)

会派は、県政調査費を議長が別に定める用途基準に従い使用しなければならない。

(カ) 収支報告(条例第7条)

会派の代表者は、県政調査費に係る収入及び支出の報告書(収支報告書)を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

(キ) 議長の調査(条例第8条)

議長は、県政調査費の適正な運用を期するため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(ク) 返還(条例第9条)

会派は、その年度において交付を受けた県政調査費の総額から、当該会派がその年度において行った県政調査費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の県政調査費を返還しなければならない。

ウ 県政調査費の用途基準(規程第6条)

条例第6条に規定する用途基準は、下表のとおりである。

分類	項目	内容	主な例
調査研究・政策立案活動費	調査研究費	県政調査活動として行う視察・研修等の実施・参加及び外部への調査研究委託等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代、調査先入場料、調査先への土産代、傷害保険料、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、参加費、資料購入費、資料作成費、調査研究等委託費等
	会議費	県政調査活動として開催・出席する会派内・会派間会議等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費等
	グループ活動費	県政調査活動として行う議員連盟活動等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、茶菓代、県政調査活動を主目的とする議員連盟の視察等参加費、会派内・会派間の調査研究又は立案を目的としたグループの視察等参加費等
広聴・広報活動費	広聴費	県政調査活動として行う各種団体等との意見交換、行政関係者からの意見聴取、県民からの相談や要望の聴取、アンケート調査等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、アンケート調査費、地域団体等各種団体との意見交換会等に必要な会費等
	広報紙（誌）等発行費	県政調査活動として行う広報紙（誌）等の作成・発行に要する経費	広報紙（誌）・県政調査報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込代、送料等
	ホームページ等作成・管理費	県政調査活動として行うホームページ・ブログ等の作成・管理に要する経費	ホームページ・ブログ作成管理委託料、保守料等
	県政報告等活動費	県政調査活動として行う県政報告会や街頭広報等に要する経費	交通費、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料等
活動補助	人件費	県政調査活動のため雇用する職員及び臨時職員等に要する経費	給料、賃金（臨時職員）各種手当、社会保険料、負担金等
	事務所費	県政調査活動のため必要な事務所の設置及び維持に要する経費	賃借料、管理費、県政調査活動に必要な造作費、仲介手数料、礼金、清掃・修繕等維持管理経費、負担金等
	事務費	県政調査活動のため必要な事務に要する経費	事務用品代（文具・コピー用紙等）備品購入費、備品等修理費、事務機器リース・保守料、固定電話使用料、インターネット接続経費・使用料、ケーブルテレビ利用料、光熱水費、送料、茶菓代、来客等駐車場賃借料、携帯電話使用料、名刺代、負担金等

助 費	資料購入・作成費	県政調査活動のため日常的に必要な資料の購入・作成に要する経費	書籍・報告書等購入費、ビデオテープ・DVD・CD-ROM等購入費、有料データベース代、コピー代、印刷・製本代、原稿料、写真代、パネル代、新聞・雑誌購読料、事典辞書・法令集等購入費等
	交通費	県政調査活動のため日常的に必要な交通費	電車代、バス代、タクシー代、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代、自動車の維持管理費用、自動車リース代等

備考 県政調査活動とは、議員の職務を遂行するのに必要な調査研究、政策立案、広聴、広報等の活動という。

## (2) 運用指針について

県議会では条例等施行後、制度の透明性の向上等を図るため検討を重ねてきたが、平成21年3月「議会あり方研究会」が議長に検討結果を報告・提言した。

これを踏まえ、県政調査費について、その支出に係る領収書等の写しの提出が義務付けられるとともに原則として公開することとし、規程を改正するとともに「県政調査費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項」として平成21年4月に運用指針を制定した。

## (3) 平成21年度県政調査費の流れ

ア 平成21年3月28日までに各会派から議長に会派の届出を提出

イ 4月1日、議長から知事へ会派について通知

ウ 4月1日、知事から各会派に合計5億4,600万円を交付決定(50万円×会派の議員数91人×12か月)

エ 4月1日、各会派から知事へ第1四半期分を請求(四半期ごとに請求)

オ 4月15日、知事から各会派へ合計1億3,650万円を交付(50万円×会派の議員数×3か月分を各会派の口座へ振り込む)

(以後、第4四半期まで同じ)

カ 7月(第1四半期終了後)に各議員は証拠書類等を整理し会派へ提出し、各会派の経理責任者が同書類の内容をチェックし議会事務局へ提出。その後、議会事務局職員が同書類の内容をチェックし各会派に返還(チェック後の証拠書類等は会派が保管)

(以後、第3四半期まで同じ)

キ 平成22年4月中旬までに各議員は証拠書類等を整理し会派へ提出

ク 4月30日までに会派の経理責任者は同書類の内容をチェックし、提出用コピーを作成し議会事務局へ提出

ケ 5月1日、議会事務局は収支報告書等の情報公開請求を受理(7月1日から公開)

コ 5月18日までに議会事務局職員は内容をチェックし、収支報告書の写しを知事へ送付

サ 5月18日、収支報告書に残余があるものについて、返納通知書を該国会派へ送付

シ 返納通知書を受けた会派は残余額を返納

#### (4) 議会事務局によるチェック

議会事務局は、四半期ごとの具体的な確認作業として、会派の県政調査費経理責任者が確認した収支報告書及び証拠書類の内容について、その書類の記載方法、県政調査費の充当金額や充当割合、数字の転記・集計結果をチェックするとともに、条例や規程、運用指針に照らして誤りが無いか外形的な点検・確認を行っている。

報告内容の確認に当たっては、議員活動の自主性、自律性を尊重しつつ、支出された経費が議員の調査研究活動に係るものか、必要に応じて会派の経理責任者又は議員に確認している。

### 3 監査対象事項に対する判断

#### (1) 監査の視点

ア 県政調査費制度の根拠規定である法第100条第14項は「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。」と規定し、同条第15項において、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、収入及び支出の報告書を、政務調査費の予算執行行為を行う知事ではなく、議会の代表である議長に提出するように定めている。

また本県では、法の規定に基づいて定めた条例第10条において「この条例に定めるもののほか、県政調査費に関し必要な事項は、議長が定める。」と規定し、この委任規定に基づき規程が制定されている。

県政調査費の使途基準についても条例第6条及び規程第6条に基づき議長が定めており、また、収支報告書や領収書等の関係書類の提出を受ける権限やそれらを調査する権限についても、知事ではなく議長に与えられている。

以上のとおり、県政調査費制度については、議会の自主性、自律性を尊重する制度となっており、平成21年12月17日最高裁判決においても、「(略)このような政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」とされている。

イ 以上のことから、監査に当たっては、会派等の自主性、自律性を尊重した上で、一般的、外形的に県政調査費の使途基準に該当するか否かを確認することとする。

ウ その確認に当たっては、条例、規程及び運用指針を基準とし、運用の取扱いについては議会事務局に対する調査や監査を通じて確認する。

エ 規程や運用指針で定める県政調査費の使途基準に明らかに逸脱したものについては、県政調査費の返還を求めることとする。



監査委員は以上のような視点に立って監査を行い、請求人から県政調査費の不当な支出として指摘された事項について判断する。

## (2) 判断

### ア 埼玉県議会自由民主党議員団

#### (ア) 調査研究費(一部に広聴費を含む。)

##### 1) 会費14件、返還請求額140,000円

請求人は、法人会費であり県政とは関係がなく、個人の費用として支払うべきものであり、運用指針の「議員の職務の一環として行う県政調査活動のために支出する経費」に該当しないと主張している。

議会事務局からは、資料の入手や勉強会への参加、意見交換会等県政調査活動に該当する活動が行われていることを会派・議員に確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

##### 2) 研修会費1件、返還請求額5,000円

請求人は、議員自らが長を務める団体に対する支払いは、運用指針で「県政調査費を充当するのに適しない例」とされている「私的経費への支出」に該当すると主張している。

議会事務局からは、当該活動は県政に関する議員等の勉強会であることを会派・議員に確認しており、「私的経費への支出」には当たらない旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

##### 3) 県政調査視察等6件、返還請求額671,040円

請求人は、報告書の開示がされていない現在、これらの経費は要返還と見なして扱うと主張している。

議会事務局からは、運用指針では、視察や調査研究の報告書等の議長への提出については定められておらず、また、県政調査活動として行った視察等であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、返還を必要とする状況は認められなかった。

##### 4) 会費2件、返還請求額15,000円

請求人は、本件は運用指針の調査研究活動に該当しないと主張している。

議会事務局からは、本県農政の調査研究に関する支出であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

##### 5) 会費1件、返還請求額10,000円

請求人は、特定の思想の団体の年会費であり公費から支出するのは適当でなく、また、会員資格を得るための会費支出は運用指針の調査研究費の規定に抵触すると主張している。

議会事務局からは、資料の入手や勉強会への参加、意見交換会等の活動が行われており調査研究費として妥当なものである旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

##### 6) 学費1件、返還請求額665,000円

請求人は、長期的に個人的な学習のための学校への授業料であり、運用指針の調査研究費の対象となる活動に該当しないと主張している。  
議会事務局からは、当該大学院の研究、教育内容は、議員や公務員を対象とした政治・行政に関するものであることを会派・議員に確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

7) 会費 2 件、返還請求額 18,000 円

請求人は、本件の団体の活動は県政の調査研究の範囲に入っておらず、また、県政について意見交換をする場ではないため、運用指針の調査研究費や広聴費の対象となる活動に該当しないと主張している。

議会事務局からは、前者は動物行政の調査研究に関するもので、後者は地元選出の国会議員関係組織の意見交換会であることを会派・議員に確認しており妥当なものである旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

(イ) 広聴費

1) 地域団体との意見交換会・会費等 3 件、返還請求額 21,000 円

請求人は、県人会の会費、大学校友会支部の懇親会及び同窓会会費であり、このような会費は私的経費である。また、県政についての意見交換がなされたとしても按分して支出すべきであると主張している。

議会事務局からは、いずれも議員として参加したものであり、また、こうした会費については誤解を招きかねないことから、会合の実態を会派・議員に十分確認し、県政調査活動と認められるものに限って対象としている旨の説明があり、返還を必要とする状況は認められなかった。

2) 意見交換会会費 1 件、返還請求額 3,000 円

請求人は、特定の人物の後援会行事に出席した際の経費であり、後援会活動への支出を禁じた運用指針に抵触すると主張している。

議会事務局からは、当該行事に参加して県政についての報告及び意見交換を行ったことを会派・議員に確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

(ウ) 事務所費

1)

ア) 事務所プレハブリース料 9 件、	返還請求額	720,000 円
イ) 事務所家賃等 12 件、	返還請求額	635,000 円
ウ) 事務所家賃 12 件、	返還請求額	828,000 円
エ) 事務所家賃 4 件、	返還請求額	1,680,000 円
オ) 事務所家賃 6 件、	返還請求額	576,000 円
カ) 事務所賃借料等 13 件、	返還請求額	1,705,470 円
キ) 事務所賃借料 7 件、	返還請求額	616,500 円
ク) 事務所賃借料等 12 件、	返還請求額	720,000 円
ケ) 事務所家賃 1 件、	返還請求額	480,000 円

請求人は、賃貸借の実態があることを立証する証拠書類は契約書であり、

契約書を添付していない支出は、立証を放棄していることから違法・不当であると主張している。

議会事務局からは、運用指針では、領収書がなく支出証明書で提出する場合について「定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない」と定めている旨の説明があり、本件についてはすべて領収書が添付されているため違法等の状況は認められなかった。

2) 事務所借地料(2/3按分)4件、返還請求額120,000円

請求人は、2/3の按分で充当している借地料について、1/2の按分で計算した金額との差額の返還を主張している。

議会事務局からは、県政調査活動に使用する割合が2/3以上であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、当該差額の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

3) 事務所賃借料等(7/10按分)12件、返還請求額324,000円

請求人は、7/10の按分で充当している賃借料等について、1/2の按分で計算した金額との差額の返還を主張している。

議会事務局からは、県政調査活動に使用する割合が7/10以上であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、当該差額の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

4) 事務所賃借料2件、返還請求額170,000円

請求人は、運用指針では、領収書がない場合等に使用する支出証明書には「定期的に定額を支出する場合は契約書の写しを添付しなければならない」とされているにもかかわらず、添付されている書類は契約書でなく預金通帳の写しであるため違法・不当であると主張している。

議会事務局からは、支出証明書で提出されているが、運用指針では口座引落記録のある預金通帳の写しは領収書等に該当するものとしており、支出内容自体には問題がないとの説明があり、違法等の状況は認められなかった。

5) 事務所賃借料5件、返還請求額360,000円

請求人は、運用指針では、支出証明書には「定期的に定額を支出する場合は契約書の写しを添付しなければならない」とされているにもかかわらず、添付されている書類は契約書でなく「賃貸借契約証書」という書類であり違法・不当であると主張している。

議会事務局からは、「賃貸借契約証書」が契約書であることを否定する特段の理由はないと考えるとの説明があり、問題はないものと判断した。

6) 事務所契約金等2件、返還請求額140,920円

請求人は、本件は当該議員の2件目の事務所であり、社会通念上、県政事務所を2件持つ必要性はなく、明確な私的流用であると主張する。

議会事務局からは、2か所の事務所で行っていることを会派・議員に確認した旨の説明があり、問題はないものと判断した。

(工) 事務費

1) 文具事務用1件、返還請求額11,690円

請求人は、購入明細のないレシートは証拠書類としては不十分であり、民間では通用しないとして全額返還を主張している。

議会事務局からは、運用指針では、購入明細の議長への提出については定められておらず、また、県政調査活動用に購入したものであることを会派・議員に確認した旨の説明があり、返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

2) 来客用コーヒー代等(9/10按分)3件、返還請求額44,046円

請求人は、県議会定例会以外の登庁日に来客が多いとは考えられず、議員自身の喫茶が大半と推測できる。税金から支出する性格のものではないとして全額返還を主張している。

議会事務局からは、県政調査活動に使用した割合が9/10以上であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

3) 切手代(9/10按分)1件、返還請求額32,400円

請求人は、大量の郵便は別納によることが普通であり、切手代への充当は全額不当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動に使用した割合が9/10以上であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、問題はないものと判断した。

4) 事務用品代1件、返還請求額50,379円

請求人は、なぜ会派の支出なのか。また、品名以外の明細不明のレシートは証拠書類として不十分であり、全額不当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査費は会派に交付されていることから、領収書のあて名が会派名となっており、また、運用指針では、購入明細の議長への提出については定められていない旨の説明があり、問題はないものと判断した。

5) PC修理料1件、返還請求額19,950円

請求人は、趣味用の色彩が強い個人用のパソコンについて「議員団」として県政調査費を充当することは不当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査費は会派に交付されていることから、会派名での支出となっており、また、県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、問題はないものと判断した。

6) 蛍光管・コピー用紙代等1件、返還請求額5,119円

請求人は、50%按分とすべきであると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用したことを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分を必要とする具体的な状況は認められなかった。

7) はがき・切手代(1/2按分)1件、返還請求額14,880円

請求人は、議員の郵便物は、通常はまとめて出すので1通ごとに切手を貼るのは手数のはずで大半が私用目的であり、特に記念切手は個人の趣味収集と考える。はがき代の50%按分のみが充当が妥当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動以外の活動との混在により1/2按分して充当したことを会派・議員に確認した旨の説明があり、返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

8) 送料・事務所備品1件、返還請求額12,300円

請求人は、記念切手は個人の趣味用のため全額不当であり、その他は50%按分が妥当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用したことを会派・議員に確認した旨の説明があり、返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

9) 事務用品代1件、返還請求額10,450円

請求人は、明細不明のレシートは証拠書類として不十分であり、全額不当であると主張している。

議会事務局からは、運用指針では、購入明細の議長への提出については定められておらず、また、県政調査活動専用で購入したものであることを会派・議員に確認した旨の説明があり、返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

10) 送料1件、返還請求額9,880円

請求人は、別納扱いは妥当だが、全額充当は不当であり50%按分が妥当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用したことを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分を必要とする具体的な状況は認められなかった。

11) 携帯電話料1件、返還請求額6,746円

請求人は、議員個人使用をなぜ会派が支出するのか。また、全額が県政調査活動とは言えないため50%按分が妥当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査費は会派に交付されていることから、会派名での支出となっており、また、県政調査活動専用として使用したことを会派・議員に確認した旨の説明があり、問題はないものと判断した。

12) 事務所来客用茶菓子代1件、返還請求額5,250円

請求人は、議員個人使用をなぜ会派が支出するのか。また、50%按分が妥当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査費は会派に交付されていることから、会派名での支出となっており、また、県政調査活動専用として使用したことを会派・議員に確認した旨の説明があり、問題はないものと判断した。

13) 切手代(9/10按分)1件、返還請求額57,600円

請求人は、大量の切手貼付は手数料がかかり、郵便は別納扱いが普通であるため全額不当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動に使用した割合が9/10以上であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、問題はないものと判断した。

14) 県議員団封筒代(9/10按分)1件、返還請求額20,369円

請求人は、90%が県政調査費とは非現実的であり、50%按分が妥当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動に使用した割合が9/10以上であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分を必要とする具体的な状況は認められなかった。

15) 文具代(9/10按分) 1件、返還請求額20,049円

請求人は、50%按分が妥当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動に使用した割合が9/10以上であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分を必要とする具体的な状況は認められなかった。

16) コピー代(9/10按分) 6件、返還請求額95,483円

請求人は50%按分が妥当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動に使用した割合が9/10以上であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分を必要とする具体的な状況は認められなかった。

17) 文具代(9/10按分) 1件、返還請求額17,754円

請求人は50%按分が妥当と主張している。

議会事務局からは、県政調査活動に使用した割合が9/10以上であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分を必要とする具体的な状況は認められなかった。

18) PCソフト代1件、返還請求額6,700円

請求人は50%按分が妥当であるとし、また個人使用なのになぜ会派支出なのかと主張している。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用したことを会派・議員に確認しており、また、県政調査費は会派に交付されていることから、会派名での支出となっている旨の説明があり、問題はないものと判断した。

19) PCウイルスセキュリティソフト代1件、返還請求額5,500円

請求人は50%按分が妥当であるとし、また個人使用なのになぜ会派支出なのかと主張している。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用したことを会派・議員に確認しており、また、県政調査費は会派に交付されていることから、会派名での支出となっている旨の説明があり、問題はないものと判断した。

20) コピー用紙、インク等1件、返還請求額45,980円

請求人は、レシートは品名のみで明細が不明であり、証拠書類として不十分である。また個人使用なのになぜ会派支出なのかとして、全額返還を主張している。

議会事務局からは、運用指針では、購入明細の議長への提出については定められておらず、また、県政調査費は会派に交付されていることから、領収書のあて名が会派名となっている旨の説明があり、問題はないものと判断した。

- 21) 文具代(9/10按分)1件、返還請求額28,436円  
請求人は50%按分が妥当であると主張している。  
議会事務局からは、県政調査活動に使用した割合が9/10以上であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分を必要とする具体的な状況は認められなかった。
- 22) 複写機リース代(1/2按分)等10件、  
返還請求額214,331円  
請求人は、事業に併用する契約者は議員自身が経営する会社であり、按分前の「全額」を会社では経費として計上し「確定申告」しているはずである。従って県政調査費の充当分は経費の「二重計上」であり不当であると主張している。また、駐車場代は議員報酬で賄うべきであり県政調査費の充当は不当であると主張している。  
議会事務局からは、確定申告に関する主張は専ら支払いを受けた会社の経理処理に関することであり、申告は適正に行われているものと考えている。また、運用指針では、駐車場賃借料への充当が認められている旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。
- 23) 携帯電話料(1/2按分)等5件、返還請求額39,617円  
請求人は、携帯電話等の契約者は議員自身が経営する会社であり、按分前の「全額」を会社では経費として計上し「確定申告」しているはずである。従って県政調査費の充当分は経費の「二重計上」であり不当であると主張している。  
議会事務局からは、確定申告に関する主張は専ら支払いを受けた会社の経理処理に関することであり、申告は適正に行われているものと考えている旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。
- 24) 水道、電話、NHK(7/10按分)1件、返還請求額6,260円  
請求人は、自宅兼事務所と推定し、50%按分が妥当であると主張している。  
議会事務局からは、県政調査活動に使用した割合が7/10以上であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分を必要とする具体的な状況は認められなかった。
- 25) 電話使用料(1/2按分)5件、返還請求額89,673円  
請求人は、電話の契約者は議員自身が経営する会社であり、按分前の「全額」を会社では経費として計上し「確定申告」しているはずである。従って県政調査費の充当分は経費の「二重計上」であり不当であると主張している。  
議会事務局からは、確定申告に関する主張は専ら支払いを受けた会社の経理処理に関することであり、申告は適正に行われているものと考えている旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。
- 26) 水道料(1/3按分)等12件、返還請求額330,726円  
請求人は、営業活動にも使用しており、按分前の「全額」を会社では経費

として計上し「確定申告」しているはずである。従って県政調査費の充当分は経費の「二重計上」であり不当であると主張している。

議会事務局からは、確定申告に関する主張は専ら支払いを受けた会社の経理処理に関することであり、申告は適正に行われているものと考えている旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。

27) 携帯電話購入代、固定電話使用料(1/2按分)等6件

返還請求額78,126円

請求人は、携帯電話購入代については他用途に利用可能なため議員報酬で賄うべきで全額不当とし、それ以外の支出は全額充当でなく50%按分が妥当であると主張している。

議会事務局からは、固定電話使用料は既に1/2按分を実施済みである。それ以外の支出については県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した。また携帯電話は県政調査活動に必要な事務用備品であり運用指針に合致している旨の説明があり、返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

28) コピー機リース代1件、返還請求額24,412円

請求人は、全額充当は不当で50%按分が相当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分を必要とする具体的な状況は認められなかった。

29) 電子辞典購入等4件、返還請求額58,795円

請求人は、電子辞典は議員報酬で購入すべき物であり県政調査費充当は不当とし、それ以外の支出については県政調査費専用は不当で50%按分が妥当であると主張している。

議会事務局からは、電子辞典は県政調査活動に必要な事務用備品であり運用指針に合致していること、それ以外の支出については県政調査活動専用として使用したことを会派・議員に確認した旨の説明があり、返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

30) 印刷機、FAX機、電話機リース代(1/2按分)等10件

返還請求額395,256円

請求人は、リース等の契約者は議員自身が経営する会社であり、按分前の「全額」を会社では経費として計上し「確定申告」しているはずである。従って県政調査費の充当分は経費の「二重計上」であり不当であると主張している。

議会事務局からは、確定申告に関する主張は専ら支払いを受けた会社の経理処理に関することであり、申告は適正に行われているものと考えている旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。

31) 事務所電話料金等4件、返還請求額81,836円

請求人は、県政調査費専用とは言えず50%按分が妥当であると主張して



いる。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分を必要とする具体的な状況は認められなかった。

32) ケーブルテレビ利用料及びインターネット利用料等10件

返還請求額101,465円

請求人は、各支出について県政調査費の全額充当や4/5按分又は2/3按分での充当は、非現実的であるなどとして50%按分を主張し、また、記念切手は私用と判断し全額返還を主張している。

議会事務局からは、それぞれの県政調査活動に使用する割合が按分率以上であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分等を必要とする具体的な状況は認められなかった。

33) DVDプレーヤー1件、返還請求額19,880円

請求人は、私的利用も可能であり県政調査費充当は不当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。

34) 電気・水道・電話料金・駐車場賃借費等12件

返還請求額393,854円

請求人は、当該費用については、県政調査費充当前の「全額」を議員自身が経営する会社では経費として計上し「確定申告」しているはずである（収入としてきちんと計上処理していれば別だが）。従って県政調査費の充当分は経費の「二重計上」であり不当であると主張している。

議会事務局からは、確定申告に関する主張は専ら支払いを受けた会社の経理処理に関することであり、申告は適正に行われているものと考えている旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。

35) 掃除機代等4件、返還請求額112,894円

請求人は、他用途に使用可能であり、議員報酬で購入すべき物で全額不当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。

36) デジタルカラー複合機リース代等7件、返還請求額105,754円

請求人は、ホームページ用パソコンソフト代の9/10按分は非現実的であり、その他いずれも県政調査費専用とは言えないとして、すべて50%按分が妥当であると主張している。

議会事務局からは、それぞれの県政調査活動に使用する割合が按分率以上であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分を必要とする具体的な状況は認められなかった。

- 37) 事務用品代、コピー機リース代(1/2按分)2件  
返還請求額31,148円  
請求人は、県政調査費専用とは言えず、50%按分が妥当であると主張している。  
議会事務局からは、コピー機リース代は既に1/2按分を実施済みである、事務用品代については県政調査活動専用として使用したことを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分を必要とする具体的な状況は認められなかった。
- 38) 備品購入費等8件、返還請求額151,635円  
請求人は、事務用デスク、折りたたみイスについては他用途に使用可能で、議員報酬で購入すべき物であり全額返還を請求する。その他の支出については県政調査費専用とは言えず、50%按分が妥当であると主張している。  
議会事務局からは、県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。
- 39) 事務機賃借料5件、返還請求額180,000円  
請求人は、親族が経営する会社との契約は、運用指針の「充当する際の基本的な原則」に抵触するため全額不当であると主張している。  
議会事務局からは、運用指針では「慎重な対応を要する。」としている旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。
- 40) 事務費一部負担金(コピー機・電話機使用料等)(1/2按分)2件  
返還請求額81,000円  
請求人は、機器の設置者は議員自身が経営する会社であり、按分前の「全額」を会社では経費として計上し「確定申告」しているはずである。従って県政調査費の充当分は経費の「二重計上」であり不当である。また、自身が経営する会社との契約は運用指針の「充当する際の基本的な原則」にも抵触すると主張している。  
議会事務局からは、確定申告に関する主張は専ら支払いを受けた会社の経理処理に関するものであり、申告は適正に行われているものと考えている。また、運用指針では、自身等が経営する会社に対する支出については「慎重な対応を要する。」としている旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。
- 41) コピー使用料(1/2按分)等9件、返還請求額116,916円  
請求人は、コピー使用料、プリンター・トナー、事務用品については、購入明細等がなく証拠書類不備で認められない。また、同一議員が複数のコピー機を県政調査活動に使用するの是不審だとして全額不当であると主張している。  
議会事務局からは、運用指針では、購入明細の議長への提出については定められていない。また、同一議員による複数のコピー機使用に係る主張については、会派あての領収書に会派の長としての議員名が書かれているものであり、指摘は当たらない旨の説明があり、問題はないものと判断した。
- 42) 携帯電話料(政務調査職員用)1件、返還請求額10,465円

請求人は、全額県政調査費は不当で50%按分が相当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分を必要とする具体的な状況は認められなかった。

43) コピー代・用紙代・インク代1件、返還請求額12,400円

請求人は、全額県政調査費は不当で50%按分が相当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用したことを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分を必要とする具体的な状況は認められなかった。

44) 送料、6尺書庫代等3件、返還請求額41,553円

請求人は、6尺書庫代については、他用途に使用可能で県政調査費充当は不当である。その他の支出については、全額充当ではなく50%按分が妥当であると主張している。

議会事務局からは、いずれも県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

45) 広報用印刷機リース代(3/4按分)1件、返還請求額13,072円

請求人は、50%按分が相当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動に使用する割合が3/4以上であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分を必要とする具体的な状況は認められなかった。

46) 印刷機リース代11件、返還請求額350,542円

請求人は、リース内容の明細がなく、月ごとの金額が過大であり、50%按分が妥当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分を必要とする具体的な状況は認められなかった。

47) 茶菓子代等4件、返還請求額153,240円

請求人は、領収書の発行店舗が違うにもかかわらず筆跡が酷似しており偽造領収書である。領収書に貼付されたレシートが故意に剥ぎ取られており購入品を隠ぺいしている。「お茶代」や「茶菓子代」の支出は議員自身の生活のための食料品である等として、全額の返還を主張している。

議会事務局からは、運用指針では、購入明細の議長への提出については定められていない。また、いずれも県政調査活動専用として使用したことを会派・議員に確認した旨の説明があり、返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

48) 駐車場代2件、返還請求額75,600円

請求人は、駐車場代は議員報酬で賄うべきで、全額不当であると主張している。

議会事務局からは、運用指針では、駐車場賃借料への充当が認められている旨の説明があり、問題はないものと判断した。

49) 封筒代 1 件、返還請求額 14,437 円

請求人は、事務所で使われる物のすべてが県政調査活動に使われるものではないとして、50%按分が妥当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用したことを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分を必要とする具体的な状況は認められなかった。

50) コピー機、パソコンのレンタル料金 1 件、返還請求額 39,570 円

請求人は、県政調査活動だけの利用はあり得ず、50%按分が妥当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分を必要とする具体的な状況は認められなかった。

51) 県政調査活動用デジタルカメラ購入 1 件、返還請求額 28,800 円

請求人は、私的利用もできるものは県政調査費で購入すべきではないとして全額返還を主張している。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、問題はないものと判断した。

52) 事務所光熱費、電話、携帯電話、水道料金(1/2・1/4按分) 1 件

返還請求額 39,570 円

請求人は、電話・携帯電話・水道料金は 50%按分が妥当であると主張している。

議会事務局からは、既に電気・電話料金は 1/2 按分を、携帯電話・ガス・水道料金は 1/4 按分を実施済みである旨の説明があり、請求事由に該当がないことを確認した。

53) 事務所電話料 2 件、返還請求額 10,611 円

請求人は、50%按分が妥当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分を必要とする具体的な状況は認められなかった。

54) 事務機器賃借料 2 件、返還請求額 120,000 円

請求人は、機器の貸主は家族が経営する会社であり、県政調査費充当前の「全額」を会社では経費として計上し「確定申告」しているはずである。従って県政調査費の充当分は経費の「二重計上」であり不当である。また、家族(同一住所)が経営する会社との契約は運用指針の「充当する際の基本的な原則」にも抵触すると主張している。

議会事務局からは、確定申告に関する主張は専ら支払いを受けた会社の経理処理に関することであり、申告は適正に行われているものと考えている。また、運用指針では、親族等が経営する会社に対する支出については「慎重な対応を要する。」としている旨の説明があり、県政調査費の充当を不当と

する具体的な状況は認められなかった。

55) 来客等駐車場賃借料(1/2按分)等5件、返還請求額145,508円

請求人は、来客の駐車料まで税金で負担するのは不当である。それ以前の問題として駐車場代は議員報酬で賄うべきであり、全額不当である。それ以外の支出については、私用も可能であり50%按分が妥当であると主張している。

議会事務局からは、運用指針では来客等駐車場賃借料への充当が認められている。それ以外の支出については県政調査活動専用として使用したことを会派・議員に確認した旨の説明があり、問題はないものと判断した。

56) PCソフト・OS購入費等2件、返還請求額43,223円

請求人は、PCソフト・OS購入費については、スペイン語学習ソフトであること、OS購入が複数台分であること、趣味用の色彩が強いパソコンであることから全額不当である。それ以外の支出については、50%按分が相当であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

57) 電話・携帯電話代(1/2・1/4按分)等20件

返還請求額255,284円

請求人は、電話代等の契約者は議員自身が経営する会社であり、按分前の「全額」を会社では経費として計上し「確定申告」しているはずである(収入としてきちんと計上処理していれば別だが)。従って県政調査費の充当分は経費の「二重計上」であり不当であると主張している。

議会事務局からは、確定申告に関する主張は専ら支払いを受けた会社の経理処理に関することであり、申告は適正に行われているものと考えている旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。

58) 事務所備品等4件、返還請求額45,400円

請求人は、駐車場賃借料は議員報酬で賄うべきで充当は不当である。それ以外の支出については、全額充当でなく50%按分が相当であると主張している。

議会事務局からは、運用指針では、駐車場賃借料への充当が認められている。いずれの支出についても県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、問題はないものと判断した。

(オ) 資料購入・作成費

1) 書籍代等50件、返還請求額597,817円

2) 書籍代等14件、返還請求額168,025円

3) 住宅地図等4件、返還請求額41,994円

4) 条例(条例名不明)集1件、返還請求額6,000円

5) 新聞購読料等6件、返還請求額53,560円

6) 新聞代等13件、返還請求額200,900円

- 7) 新聞購読料等 3 件、返還請求額 71,000 円
- 8) 書籍代等 5 件、返還請求額 42,232 円
- 9) 雑誌代等 2 件、返還請求額 34,591 円
- 10) 書籍代等 11 件、返還請求額 187,621 円
- 11) 県政報告資料印刷代 1 件、返還請求額 7,870 円
- 12) 書籍名不明書籍代 2 件、返還請求額 10,220 円
- 13) 新聞購読料等 2 件、返還請求額 46,290 円
- 14) 書籍名不明書籍代等 5 件、返還請求額 14,200 円
- 15) 教育問題他書籍代等 3 件、返還請求額 18,330 円
- 16) 新聞購読料 3 件、返還請求額 33,778 円
- 17) フィルム代等 5 件、返還請求額 43,576 円
- 18) 書籍代等 3 件、返還請求額 34,528 円
- 19) 新聞購読料等 8 件、返還請求額 172,007 円
- 20) 書籍代等 15 件、返還請求額 273,197 円
- 21) 書籍名不明書籍代 2 件、返還請求額 8,500 円
- 22) 新聞購読料等 4 件、返還請求額 19,890 円
- 23) 資料名不詳資料購入等 9 件、返還請求額 64,930 円
- 24) 県政調査時撮影写真代等 5 件、返還請求額 69,682 円
- 25) 新聞購読料等 4 件、返還請求額 57,950 円
- 26) 書籍代 2 件、返還請求額 7,867 円
- 27) 書籍代等 5 件、返還請求額 132,505 円
- 28) 新聞購読料 7 件、返還請求額 66,960 円
- 29) 新聞購読料 2 件、返還請求額 44,580 円
- 30) 書籍代等 4 件、返還請求額 65,656 円
- 31) 新聞代 1 件、返還請求額 5,505 円
- 32) コピー代等 10 件、返還請求額 100,099 円
- 33) 月刊誌購読料等 2 件、返還請求額 25,235 円
- 34) 新聞購読料等 14 件、返還請求額 108,371 円
- 35) 書籍代等 7 件、返還請求額 104,489 円
- 36) 新聞代等 4 件、返還請求額 167,025 円
- 37) 総合雑誌等 1 件、返還請求額 7,379 円
- 38) 月刊誌購読料等 12 件、返還請求額 210,305 円
- 39) 資料代等 4 件、返還請求額 12,225 円
- 40) 書籍代 1 件、返還請求額 5,800 円
- 41) 月刊誌等 8 件、返還請求額 114,375 円
- 42) 新聞購読料等 11 件、返還請求額 40,371 円
- 43) DVD購入費等 6 件、返還請求額 46,621 円
- 44) 書籍名不明書籍代等 7 件、返還請求額 50,161 円
- 45) 新聞購読料等 3 件、返還請求額 54,822 円

上記 1) ~ 45) について請求人は、領収書に書籍名明記のないものが大半を

占めていることや調査研究に直結しない一般書籍が多いこと等を指摘した上で、一般県民が家計費から支出しているものを県政調査費で支出することは認められないとして、不当支出であると主張している。

議会事務局からは、運用指針では、書籍名等の証拠書類への記載については定められていない。また、いずれも県政調査活動のために購入したことを会派・議員に確認した旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。

また、上記1)書籍代等のうちの2件、各72,630円については領収書等の写しの取下げがなされ、訂正された収支報告書が平成23年4月18日付けで会派から議長あてに提出されたとの説明があり、その事実を確認した。

#### (カ) 事務費

##### 1) 名刺印刷代(1/2按分)1件、返還請求額7,750円

請求人は、名刺は、議員としての通常の活動を超えた調査研究活動のために必要な経費とは考え難く、按分されていても不当支出であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動で相手方に名刺を渡すことは通例であり、運用指針においても充当を認めている旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。

##### 2) 名刺印刷代(1/2按分)2件、返還請求額133,586円

請求人は、名刺は、議員としての通常の活動を超えた調査研究活動のために必要な経費とは考え難く不当支出である。また、当該議員が市長選挙に立候補することを前提に作成された選挙活動目的の名刺であり、不当支出であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動で相手方に名刺を渡すことは通例であり、運用指針においても充当を認めている旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。

##### 3) 事務用品購入代(1/2按分)1件、返還請求額2,625円

請求人は、支出内容について調査したところ、購入品がぬいぐるみであることが判明し、私的な物品の購入で違法であると主張している。

議会事務局からは、当該領収書等の写しの取下げがなされ、訂正された収支報告書が平成23年4月18日付けで会派から議長あてに提出されたとの説明があり、その事実を確認した。

#### イ 民主党・無所属の会

##### (ア) 調査研究費

##### 1) 参加費1件、返還請求額1,000円

請求人は、個人的な会費支出であって会派には何ら関係がなく、運用指針で定める調査研究費の対象となる活動に当たらないと主張している。

議会事務局からは、参加者との意見交換を行うなど県政調査活動に関する会費であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、運用指針への抵触

は認められなかった。

2) 行政視察交通費等 2 件、返還請求額 4,370 円

請求人は、神奈川県庁や藤沢市役所などへ出向いた形跡すらない、個人的な江の島観光の旅行であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動として行った視察であり報告書の作成についても会派・議員に確認した旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。

3) 書籍・研修会費 10 件、返還請求額 100,000 円

請求人は、何ら県政とは関係のない団体への支払いであり、運用指針でいう「議員の職務の一環として行う県政調査活動のために支出する経費」に当たらないと主張している。

議会事務局からは、セミナーや研修会へ参加し意見交換を行うなど県政調査活動に該当する活動が行われていることを会派・議員に確認している旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

4) 中国視察用パスポート取得費用 1 件、返還請求額 11,000 円

請求人は、議員個人所有のパスポート取得費用であって、全額が私的経費であると主張している。

議会事務局からは、海外視察に際してパスポートは不可欠であり、県政調査活動に要する経費として妥当と考えたとの説明があり、問題はないものと判断した。

5) 交通費 2 件、返還請求額 68,400 円

請求人は、同一議員が航空券で 1 か月の間に同じ場所へ 2 回も出向く調査はあり得ない。また、「交通費」との記載のみで、調査研究費の証拠書類とは言えないと主張している。

議会事務局からは、いずれも県政調査活動として学会へ参加したものであることを会派・議員に確認した。また、運用指針では視察等の目的、訪問先等の議長への報告については定められていない旨の説明があり、問題はないものと判断した。

6) 県庁内打合わせ・情報交換（電車代）1 件、返還請求額 2,220 円

請求人は、当該議員が「地方分権・行財政改革特別委員会」の行政視察に出席した日であるため費用弁償が払われており、別に県政調査費から交通費を支出することは、運用指針に抵触すると主張している。

議会事務局からは、当該議員は、平成 21 年度は「地方分権・行財政改革特別委員会」には所属しておらず、当日、費用弁償は支給されていないとの説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

7) 県庁打合わせ（電車代）等 6 件、返還請求額 60,860 円

請求人は、交通費は旅費法でいう「最も経済的な通常の経路及び方法」によって計算されるべきであって、乗車時間が 30 分程度短く浦和駅に到着できるというだけのことに、住所地から遠い新幹線駅を利用し高額な特急料金を支払うことは、社会通念上妥当な範囲とは言えないとして、新幹線料金と在来線料金との差額の返還を主張している。



議会事務局からは、運用指針では新幹線利用が認められている旨の説明があり、返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

(イ) 会議費

団会議（電車代）3件、返還請求額10,740円

請求人は、在来線の最寄駅を利用せず住所地から遠い新幹線駅を利用しているが、高額な特急料金を払ってまで新幹線を利用する特段の理由がないとして、新幹線料金と在来線料金との差額の返還を主張している。

議会事務局からは、運用指針では新幹線利用が認められている旨の説明があり、返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

(ウ) グループ活動費

議員連盟総会（電車代）等2件、返還請求額5,370円

請求人は、在来線の最寄駅を利用せず住所地から遠い新幹線駅を利用しているが、高額な特急料金を払ってまで新幹線を利用する特段の理由がないとして、新幹線料金と在来線料金との差額の返還を主張している。

議会事務局からは、運用指針では新幹線利用が認められている旨の説明があり、返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

(エ) 広聴費

連合埼玉政策懇談会（電車代）等3件、返還請求額8,950円

請求人は、在来線の最寄駅を利用せず住所地から遠い新幹線駅を利用しているが、高額な特急料金を払ってまで新幹線を利用する特段の理由がないとして、新幹線料金と在来線料金との差額の返還を主張している。

議会事務局からは、運用指針では新幹線利用が認められている旨の説明があり、返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

(オ) 事務所費

1) 木製パーテーション取付工事費1件、返還請求額35,000円

請求人は、事務所内の工事であって、運用指針の「資産形成につながるものでないこと」に抵触するため、県政調査費は充当できないと主張している。

議会事務局からは、運用指針では、県政調査活動のために必要な事務所の造作は認められている旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

2) 電話工事・PCセットアップ費用（70%按分）1件、

返還請求額33,075円

請求人は、事務所内に設置する電話工事・パソコンのセットアップ費用は運用指針の「資産形成につながるものでないこと」及び「県政調査活動に実際に要した経費（実費）に充当することを原則とする」から逸脱する。また、これらは「議員活動」に必要なものであって、条例にある「調査研究に資するために必要な経費」ではないと主張している。

議会事務局からは、条例を踏まえた運用指針では、県政調査活動のために必要な事務所の造作は認められており本件はこれに該当する旨の説明があり、条例及び運用指針への抵触は認められなかった。

3) 事務所家賃等13件、返還請求額161,200円

- 4) 家賃12件、返還請求額204,000円
- 5) 事務所賃借料11件、返還請求額224,116円
- 6) 事務所家賃10件、返還請求額220,720円

上記3)～6)について請求人は、事務所は、議員活動、政党活動、後援会活動などにも使用するものであり、家賃等の全額を「県政調査活動」に使用することはあり得ない。全額充当は運用指針の「按分の考え方」に抵触するとして、20%の返還を主張している。

議会事務局からは、いずれも県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、20%の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

#### (カ) 事務費

- 1) 送料2件、返還請求額1,110円

請求人は、「議会活動の経費」であって、運用指針の「県政調査活動のために支出する経費」には当たらないと主張している。

議会事務局からは、県政調査活動に使用する書類の送付料金であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

- 2) 現金入れ用袋代1件、返還請求額105円

請求人は、祝儀袋の類を購入したものであり、運用指針で充当が適しないとされている「私的経費」に当たると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動に使用したことを会派・議員に確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

- 3) 引違書庫代(80%按分)等2件、返還請求額126,101円

請求人は、運用指針の「備品購入費は3万円を超える場合には充当できない。」に抵触すると主張している。

議会事務局からは、複数品目を購入しており、単価では3万円を超えたものはないことを会派・議員に確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

- 4) 事務用品代(80%按分)1件、返還請求額12,600円

請求人は、個人的に使用するものを買ったに過ぎず、按分していても運用指針の「県政調査活動に実際に要した経費(実費)に充当すること」に抵触すると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動に使用するものであり、実態に基づき会派が定めた按分率で充当したことを会派・議員に確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

- 5) 県民手帳代2件、返還請求額1,500円

請求人は、県政に関する調査研究に資するものではなく、運用指針で充当が適しないとされている「私的経費」に当たり、また「県政調査活動に実際に要した経費(実費)に充当すること」に抵触すると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動のために購入したものと会派・議員に確認

した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

6) 文具代 1 件、返還請求額 1,575 円

請求人は、領収者(塗料店)と購入品(文具代)とが乖離している。また、領収書と領収書貼付用紙の筆跡が同じであり、偽造されたと言える主張している。

議会事務局からは、県政調査活動に使用する水性塗料を購入したことを会派・議員に確認した旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。

7) 名刺印刷費 1 件、返還請求額 31,900 円

請求人は、議員の後援会の名で代金を振り込んでおり、県政調査費としてはそぐわない。また名刺は、議員としての通常の活動を越えた調査研究活動のために必要な経費とは考え難く、不当支出であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動で相手方に名刺を渡すことは通例であり、運用指針においても充当を認めている。また、後援会名の振込みであるが、県政調査活動専用を使用するための名刺であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。

8) 携帯電話代 3 件、返還請求額 9,174 円

請求人は、電話料はそのすべてが県政調査活動費用であることはない。運用指針の「県政調査活動に実際に要した経費(実費)に充当すること」に抵触するとして、20%の返還を主張している。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、20%の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

9) 電話代等 21 件、返還請求額 14,561 円

10) 電話代 10 件、返還請求額 5,359 円

11) 電気代 9 件、返還請求額 5,493 円

12) 水道代等 25 件、返還請求額 16,051 円

上記 9) ~ 12) について請求人は、事務所は、議員活動、政党活動、後援会活動などにも使用するものであり、経費の全額を「県政調査活動」に使用することはあり得ない。全額充当は運用指針の「按分の考え方」に抵触するとして、20%の返還を主張している。

議会事務局からは、いずれも県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、20%の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

13) 事務用品等 44 件、返還請求額 88,771 円

14) コピー機リース料等 15 件、返還請求額 62,886 円

上記 13) 14) について請求人は、事務用品等の使用は、議員活動、政党活動、後援会活動などが混在するものであり、経費の全額を「県政調査活動」に使用することはあり得ない。全額充当は運用指針の「按分の考え方」に抵触す

るとして、20%の返還を主張している。

議会事務局からは、いずれも県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、20%の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

15) 名刺代(90%按分、80%按分)2件、返還請求額116,970円

請求人は、名刺は、議員としての通常の活動を超えた調査研究活動のために必要な経費とは考え難く、不当支出であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動で相手方に名刺を渡すことは通例であり、運用指針においても充当を認めている。また、県政調査活動に使用した割合がそれぞれ90%、80%以上であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。

(キ) 資料購入費・作成費

1) 雑誌購読料1件、返還請求額1,400円

請求人は、領収書に「公式ガイドブック」と補記されている書籍については、個人的な趣味のために購入したとしか判断できず、運用指針でいう「私的経費」に当たると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動のために購入したものと会派・議員に確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

2) 電子電話帳1件、返還請求額9,350円

請求人は、県政調査活動と同時に選挙活動にも利用できるものであるため、全額充当は運用指針の「按分の考え方」に抵触するとして、50%の返還を主張している。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

3) 県民手帳代1件、返還請求額500円

請求人は、県政に関する調査研究に資するものではなく、運用指針でいう「私的経費」に当たる。また「県政調査活動に実際に要した経費(実費)に充当すること」に抵触すると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動のために購入したものと会派・議員に確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

4) 住宅地図2件、返還請求額15,697円

請求人は、地図は政治活動、選挙活動などに使われるものであり、支出自体が運用指針に抵触し不当である。しかしながら、県議会議員の場合、選挙区が広大であるために県政調査費の一部とするならば按分すべきであるとして、50%の返還を主張している。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

5) 書籍代1件、返還請求額62,000円

請求人は、県政調査費の資料購入費として相応しくない書籍購入であって、運用指針でいう「私的経費」に当たると主張している。

議会事務局からは、当該領収書等の写しの取下げがなされ、訂正された収支報告書が平成23年4月19日付けで会派から議長あてに提出されたとの説明があり、返還の事実を確認した。

## ウ 公明党県議団

### (ア) 調査研究費

視察費（宿泊代、交通費）4件、返還請求額71,910円

請求人は、視察の訪問先、目的等が全く不明で説明責任の履行が欠けているとして、20%の返還を主張している。

議会事務局からは、運用指針では、視察の訪問先、目的等の議長への報告については定められていない。県政調査活動として行った視察であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、20%の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

### (イ) 会議費

水代、食事代、お茶代等58件、返還請求額333,966円

請求人は、証拠書類からは会議の概要が不明であり、また、食事代はほとんどが県庁付近の飲食店であることから議事堂控室での食事と想像される。会議との関連が理解できないこと等から全額自己負担とすべきであると主張している。

議会事務局からは、運用指針では、会議費として食事代、茶菓代への充当は認められている。また、会議費支出の多くは議事堂内で行われるいわゆる団会議に係るものであり、その開催については確認している旨の説明があり、返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

### (ウ) グループ活動費

パスポート代等2件、返還請求額17,500円

請求人は、パスポート取得費用は個人負担とすべきであり、会派が責任と費用を負担する等の議員との契約がない限り不当支出であると主張している。

議会事務局からは、海外視察に際してパスポートは不可欠であり、県政調査活動に要する経費として妥当と考えるとの説明があり、問題はないものと判断した。

### (エ) 広報紙（誌）等発行費

広報紙印刷代2件、返還請求額817,887円

請求人は、県政に関係のない記事の有無等の確認が必要であり、運用指針に「県政に関する広報紙（誌）等であること」と明記されている以上、現物等の添付がないものは不当支出であると主張している。

議会事務局からは、運用指針では、広報紙（誌）の議長への提出については定められていない旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

### (オ) 人件費

県政調査活動事務補助人件費等 21 件、返還請求額 578,600 円  
請求人は、補助人であることを証する契約書等証拠書類の添付がなく、運用指針の件費の規定にも抵触しているため不当であると主張している。

議会事務局からは、運用指針では、領収書等の写しを議長に提出した場合は、契約書等の提出義務については定められていない旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

(カ) 事務費

インターネット接続経費等 18 件、返還請求額 215,017 円

請求人は、事務費について、100% 使用していることの根拠が説明されていなければ全額充当は認められないとして、支出ごとに全額や 75%、25% の返還を主張している。

議会事務局からは、携帯電話使用料は既に 75% 按分を実施済みである。それ以外の支出については県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

(キ) 資料購入・作成費

書籍代等 8 件、返還請求額 29,409 円

請求人は、一般的な書籍は県政調査に必要な書籍ではない。運用指針が証拠書類に書籍名の記載を定めていないのは脱法行為であり、書籍名の記載がないものは不当である。また、使途欄に「自宅用」と書かれた新聞購読料は私的な使用であると主張している。

議会事務局からは、運用指針では、議長に提出する証拠書類に書籍名を記載することは定められていないが、県政調査活動用の書籍を購入したものであること、また新聞については配達先は自宅であるが県政調査のための購読であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。

(ク) 交通費

1) Suicaチャージ代等 32 件、返還請求額 173,230 円

請求人は、チャージ代について、行き先が不明であり、残金の精算を行うべきであり、また県政調査活動専用のカードであることの証明がないとして、50% の返還を主張している。また、自動車のタイヤ交換代は運用指針に定めがないため全額不当と主張している。

議会事務局からは、チャージ代については、運用指針では、県政調査活動専用のカードにチャージした額への充当が認められており、専用カードであることについては会派・議員に確認している旨の説明があり、50% の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。また、タイヤ交換代については、運用指針の「自動車の維持管理費」に含まれる旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

2) タクシー代 2 件、返還請求額 8,790 円

請求人は、タクシー代は運用指針では「効率的で円滑な活動が行える場合

に充当できる。」としているが、その説明がないとして返還を主張している。

議会事務局からは、運用指針では、タクシーの使用理由等の議長への提出については定められていない旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

3) 駐車場代、高速道路料金等12件、返還請求額21,438円

請求人は、運用指針で「交通費」については「別に費用弁償を受ける場合」には充当が禁じられていることから、議会定例会会期中の駐車場代、高速道路料金等は全額不当又は50%に按分すべきと主張している。

議会事務局からは、運用指針で定める費用弁償との関係についての判断基準は、費用弁償の対象となる職務を行うために要する費用への県政調査費の充当の有無である。会期中の当該駐車場代、高速道路料金等については、費用弁償の対象経費でないことを会派・議員に確認している。また、50%に按分すべきとしている支出はいずれも会期中のものではない旨の説明があり、問題はないものと判断した。

4) 県政調査活動用自動車リース料7件、返還請求額90,823円

請求人は、リース契約書の添付の必要性を指摘した上で、定例会会期中にリース料を支出した場合は支出日分を日割りで返還すべきである。また、県政調査活動専用車である証明がないこと等から会期中の支出でないものについては按分により50%を返還すべきと主張している。

議会事務局からは、運用指針では、領収書等の写しを議長に提出した場合は、契約書等の提出義務については定められていない。いずれも県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した。また、リース契約の性格等を踏まえ会期中のリース料支出日を除外する取扱いは行っていない旨の説明があり、返還を必要とする状況は認められなかった。

5) ガソリン代92件、返還請求額426,006円

請求人は、ガソリン代についての運用指針の定めから「調査研究・政策立案活動費」か「広聴・広報活動費」の活動内容が証拠書類の用途欄に記載されていないものはすべて不当支出であると主張している。

議会事務局からは、運用指針では、ガソリン代について活動内容等の記載は定められておらず、いずれも県政調査活動に使用したことを会派・議員に確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

## エ 無所属刷新の会

### (ア) ホームページ等作成・管理費

ホームページ管理更新代(80%按分)等14件、  
返還請求額211,672円

請求人は、高額であり年間費用として正当な額とは感じられない。あえて高額な業者と契約をするのであれば50%程度の按分とすべきであるとして、

50%按分とした場合との差額の返還を主張している。

議会事務局からは、県政調査活動に使用する割合が1件は全額、その他は

80%以上であることを会派・議員に確認した旨の説明があり、50%按分を必要とする具体的な状況は認められなかった。

(イ) 事務所費

看板修理代(85%按分)1件、返還請求額10,442円

請求人は、事務所にある看板は県政調査活動費用ではなく、議員活動、選挙活動費用になるものであるため、按分されていても不当であると主張している。

議会事務局からは、運用指針では、事務所の要件として「県政調査活動のため必要な事務所としての外形(看板・表示等)(中略)を有すること。」とされており、県政調査活動に必要な造作費は認められている旨の説明があり、問題はないものと判断した。

(ウ) 事務費

1) 茶菓代(86%按分)2件、返還請求額180円

請求人は、議員個人が飲むために購入したとしか考えられない私的な支出であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動のために購入したものと会派・議員に確認した旨の説明があり、充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。

2) コピーリース代等15件、返還請求額53,172円

請求人は、事務所内では県政調査活動だけでなく、議員活動、政治活動、後援会活動などが行われるものであり、経費の全額を県政調査費から負担することは許されないとして、20%の返還を主張している。

議会事務局からは、県政調査活動専用として使用していることを会派・議員に確認した旨の説明があり、20%の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

3) 名刺印刷代2件、返還請求額11,400円

請求人は、名刺は、議員としての通常の活動を超えた調査研究活動のために必要な経費とは考え難く、不当支出であると主張している。

議会事務局からは、県政調査活動で相手方に名刺を渡すことは通例であり、運用指針においても充当を認めている旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。

オ 日本共産党埼玉県議会議員団

(ア) 調査研究費

交通費(ガソリン代等)2件、返還請求額7,506円

請求人は、ガソリン代については、必ずしも訪問先までの間だけの通行行程とは考えられないとして、80%の返還を主張している。

議会事務局からは、専ら県政調査活動のために使用したものと会派・議員に確認した旨の説明があり、問題はないものと判断した。

(イ) 広報紙(誌)等発行費

県議会だより印刷代等7件、返還請求額2,117,308円

請求人は、県民に配布されることを目的とした広報紙(誌)が領収書に添付



されていないことは不当であるとして、50%の返還を主張している。

議会事務局からは、運用指針では、広報紙（誌）の議長への提出については定められていない旨の説明があり、50%の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

（ウ）人件費

電車代（6か月定期券）等5件、返還請求額228,908円

請求人は、補助職員の通勤用定期券は土日祭日が含まれているので、必ずしも全額が県政調査活動に使われたとは思えないとして、20%の返還を主張している。

議会事務局からは、土日祭日を除いた通勤定期券はなく、回数券等の都度払より安価となることから妥当と考えるとの説明があり、問題はないものと判断した。

（エ）事務費

パソコンソフト代等13件、返還請求額42,588円

請求人は、必ずしも全額が県政調査活動に使われたとは思えないとして、20%の返還を主張している。

議会事務局からは、いずれも県政調査活動専用として使用したことを会派・議員に確認した旨の説明があり、20%の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

カ 政調費公開の会

（ア）広報紙（誌）等発行費

県政報告印刷代及び折込料等5件、返還請求額1,377,389円

請求人は、発行部数や印刷代と折込料等の費用区分の明記がなく不当であるとして、全額の返還を主張している。

議会事務局からは、運用指針では、数量や費用区分等の記載については定められていないとの説明があり、返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

（イ）人件費

人件費9件、返還請求額780,967円

請求人は、人件費の支払い先の会社が従業員の雇用者であるため、雇用に係る費用は県政調査費充当前の「全額」を会社では経費として計上し「確定申告」しているはずである。従って県政調査費の充当分は経費の「二重計上」であり不当であると主張している。

議会事務局からは、確定申告に関する主張は専ら支払いを受けた会社の経理処理に関することであり、申告は適正に行われているものと考えている旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。

（ウ）事務費

FAX代・電気代（1/2按分）等18件、返還請求額352,436円

請求人は、事務費の支払い先の会社が県政調査費充当前の「全額」を会社では経費として計上し「確定申告」しているはずである。従って県政調査費の充

当分は経費の「二重計上」であり不当であると主張している。

議会事務局からは、確定申告に関する主張は専ら支払いを受けた会社の経理処理に関することであり、申告は適正に行われているものと考えている旨の説明があり、県政調査費の充当を不当とする具体的な状況は認められなかった。

(エ) 資料購入・作成費

書籍代5件、返還請求額81,095円

請求人は、議員の共用に供すべき資料を個人購入するのは不当であり、議会図書室に納付し、必要な図書等は議会図書室に購入を要求するべきであると主張している。

議会事務局からは、運用指針では、書籍購入費への県政調査費の充当が認められており、いずれも県政調査活動のために購入したものと会派・議員に確認した旨の説明があり、問題はないものと判断した。

(オ) 交通費

Suicaチャージ料10件、返還請求額58,000円

請求人は、私的流用が可能なチャージ料への充当は不当であり、使用することが不可欠なら使用明細表(使用年月日、使用区間と使用額、行き先と用件記入)を作成し提出するべきであるとして、全額の返還を主張している。

議会事務局からは、運用指針では、県政調査活動専用のカードにチャージした額への充当が認められており、また使用明細表の議長への提出については定められていないが専用カードであることについては会派・議員に確認している旨の説明があり、返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

(3) 結論

以上のとおり、「平成21年度県政調査費に条例、規程及び運用指針の定めにより逸脱して、使途として不適切な公金の支出がある。」とする請求人の主張には理由がない。

4 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

県政調査費は、地方議会の審議能力を強化し活性化等を図るために創設された制度であり、その活用に当たっては、議会の自律性が尊重され、議会自らが適正な運用を図るべきものとされている。

また、もとより県政調査費はその使途が限定され、県政に関する調査研究に資するための経費以外に充てることは許されず、交付を受けた会派には収支報告書の議長への速やかな提出を義務付けている。これは、県政調査費の原資は税金であることに鑑み、その使途については透明性の確保が極めて重要とされているためである。

会派及び議員の活動は広範かつ多岐にわたり、また活動の態様も様々であることから、県政調査活動と他の政治活動等を明確に区別することが困難な場合が少なくないことや証拠書類の中には会派の自主的な調査研究活動への影響等から公開が難しいものがあることは理解する。

こうした中、県議会においても、平成21年度から県政調査費に係る支出について

領収書等の証拠書類の写しの添付を義務付けるなど、県政調査費の適正化、透明化に努力してきた。

一方、納税者等たる県民が県政調査費の支出内容について知ることができるのは、情報公開に供されている証拠書類等に記載された範囲にとどまるものであることにも十分配慮する必要がある。

今回の監査において、県政調査費の透明性をさらに高める上で、下記のとおり改善が望まれる点があった。

地方分権推進の流れの中で、議会の政策形成機能や執行機関への監視機能等の充実強化が求められており、県政調査活動の重要性や当該活動に対する県民の関心は、今後一層高まるものと考ええる。

議会におかれては、配布されている広報紙（誌）をはじめとした証拠書類のあり方や按分の方法など、透明性の向上に向けて引き続き努力されるよう要望する。

なお、その際、必要に応じて運用指針の見直しについても検討されたい。

## 記

- ( 1 ) 議長に提出された証拠書類に記載された使途内容等のみでは運用指針等に適合していることの確認が困難な事例が見受けられたため、改善を図られたい。
- ( 事例 )
  - ・ 具体的な調査研究活動の明示がなく「会費」等と記載された調査研究費支出
  - ・ 使途欄に「食事代」等とのみ記載された会議費支出
  - ・ 私的な親睦団体等の会費でないことが判別困難な広聴費支出
  - ・ 書籍名等の記載がなく県政調査活動との関連の確認が困難な資料購入・作成費支出
  - ・ Suica（スイカ）等のプリペイド式カードについて使用実績の明細の添付がない交通費支出
- ( 2 ) 県政調査活動がその他の活動と混在する場合、議員の活動実態に応じて会派の定めた割合により按分して充当できることとされているが、証拠書類上では、按分割合の根拠が必ずしも明確になっていない。

按分割合の根拠については、より分かりやすく証拠書類へ明示するなど改善に努められたい。

特に、100%充当する場合は明確に根拠が証明できるものに限ることとされたい。
- ( 3 ) 議員自らが代表者の地位等にある法人等と経費を按分している場合に添付されている領収書等について、経費の最終支出先から法人等あてのもののみで、法人等から議員個人あてのものが添付されていない事例が見受けられたので、誤解を招くことのないよう改善を図られたい。

資料 1

県 政 調 査 費 の 運 用 指 針 ( 抜 粋 )

( 趣 旨 )

第 1 この指針は、県政調査費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項を定めるものとする。

( 県政調査費を充当できる活動 )

第 2 会派が県政調査費を充当できる活動については、別表のとおりとする。

( 基本的な原則 )

第 3 会派が県政調査費を充当する際の基本的な原則は、別記 1 のとおりとする。

( 使途基準の留意事項等 )

第 4 埼玉県県政調査費の交付に関する規程(以下「規程」という。)第 6 条で規定する別表の使途基準について留意すべき事項等は、別記 2 のとおりとする。

( 証拠書類 )

第 5 規程第 7 条第 2 項の規定により提出する証拠書類の写しについては、別記 3 のとおりとする。

2 規程第 7 条第 2 項ただし書に規定する証拠書類は、調査研究費、会議費及び広聴費に係るものとする。

( 様式 )

第 6 規程第 7 条第 2 項の規定により証拠書類の写しを提出するときは、別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号により行うものとする。

2 第 3 で規定する基本的な原則に基づき会派から議員へ包括的な委託を行う場合は、別記様式第 3 号により行うものとする。

附 則

この指針は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

## 県政調査費を充当する際の基本的な原則

### 1 社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること

県政調査費は議員の職務の一環として行う県政調査活動のために支出する経費であり、社会通念上妥当な範囲内に充当しなければならない。

- ・ 議員本人の食事代は、会議・会合等の際に必要性がある場合に充当することができる。

県政調査費は、県政調査活動に実際に要した経費(実費)に充当することを原則とする。

配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者や自らが代表者・役員等の地位にある法人に対する支出は、実費の弁償ではないとみなされるおそれがあるため慎重な対応を要する。

### 2 資産形成につながるものでないこと

不動産、車等の高額な物品の購入に充てることはできない。

県政調査活動のために必要な事務所の造作を行う以外は、事務所の改修・改造費用など資産価値を高めたり、資産形成につながるおそれのある支出に県政調査費を充当することはできない。

### 3 関係書類を整理・保管すること

活動内容や証拠書類の整理・保管を行わなければならない。

- ・ 外部団体等への調査委託、補助職員の雇用、事務所の借り上げ、自動車や高額備品のリースなどについては、契約書を作成すること。
- ・ 会派及びその所属議員の調査研究の内容及び経費の内訳を記載した調査研究報告書とその添付書類などの書類については、必ず会派において整理・保管すること。

## 4 会派から議員への委託手続

会派の所属議員が個々に行う県政調査活動に県政調査費を充てるに当たっては、会派から所属議員に対し、県政調査活動に関する包括的あるいは個別的な委託の手続きを行うことが望ましい。

- ・ 会派は当該議員の支出に係る領収書等の証拠書類をもとに、使途基準に合致していることを確認すること。

## 5 按分の考え方

県政調査費は、県政調査活動のみに充当できる。

その他の活動(政党活動、後援会活動等)と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分して充当することができる。

## 6 公職選挙法等他の法令に抵触しない支出に充当すること

会議・会合等を開催する場合の留意点

県政調査活動の一環として、飲食を伴う会議や会合等を開催する場合には、十分留意する必要がある。

出席者	食事の提供	食事に関する出席者の実費負担	湯茶、通常程度の茶菓の提供
選挙区内にある者	×		
選挙区外にある者			

会議・会合等に参加する場合の留意点

県政調査活動の一環として、選挙区内の各種団体等が主催する会議・会合等に参加する場合、会費制の会議・会合等における「会費」以外の支出を行うことは、禁止された寄附に該当することになる。

## 7 県政調査費を充当するのに適しない例

政党活動への支出、選挙活動への支出、後援会活動への支出、私的経費への支出

項 目	調査研究費
内 容	県政調査活動として行う視察・研修等の実施・参加及び外部への調査研究委託等に要する経費
例 示	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代、調査先入場料、調査先への土産代、傷害保険料、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、参加費、資料購入費、資料作成費、調査研究等委託費等

### 留 意 事 項 等

#### 1 対象となる活動の例

- ( 1 ) 県内又は県外（国外を含む）における現地調査、先進地視察及び行政関係者からの説明聴取等
- ( 2 ) 研修会、講演会、勉強会及び研究会等
- ( 3 ) 調査研究の外部研究機関等への委託等

#### 2 留意事項

- ( 1 ) 議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。
- ( 2 ) 交通費

バス・電車代：乗車賃のほか、急行・特急料金等（新幹線利用を含む）に充当できる。ただし、グリーン料金は活動遂行上必要性が高い場合に充当できる。

航空賃：国内はエコノミークラス、外国はビジネスクラスに充当できる。

タクシー等：効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。

ガソリン代：「活動補助費」の中の「交通費」に一括して計上する。

駐車場代・高速道路代に充当できる。

- ( 3 ) 宿泊費

夕食、朝食及びこれに伴う飲み物代金（アルコール飲料を除く）を含めることができる。

研修等に参加する場合で宿泊施設を選択することの出来ない場合は、実際の宿泊額とする。

次の表の額を上限として充てることができる。

ただし、夕食代又は朝食代が宿泊費に含まれていない場合は、それぞれ2,000円を宿泊費から減額した額を上限とする。

	一人1泊当たり
国内	16,500円
国外	24,200円 29,000円*

\*は指定都市(国家公務員等の旅費支給規程において定める都市の地域)

#### (4) 食事代

宿泊を伴う場合は、宿泊費(夕食、朝食が含まれる)と重複しないこと。

アルコール飲料には充当できない。

	一人1回当たり
視察中の食事代	2,000円程度
その他調査研究等での食事代	1,000円程度

#### (5) 調査先への土産代

社会通念上妥当な金額の範囲内で充当できる。

#### (6) 茶菓代

調査研究等に伴う茶菓代に充当できる。

ただし、議員一人の場合や休憩中の茶菓代には充当できない。

	一人1回当たり
茶菓代	1,000円程度



項 目	会議費
内 容	県政調査活動として開催・出席する会派内・会派間会議等に要する経費
例 示	交通費、宿泊費、食事代、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費等

### 留 意 事 項 等

#### 1 対象となる会議

- ( 1 ) 会議には、講師やオブザーバー等を招き意見交換を行う場合を含む。
- ( 2 ) ( 1 )を除き、議員以外の者が参加して意見交換を行う場合は、「広聴費」に計上することが望ましい。

#### 2 留意事項

- ( 1 ) 会議等は社会通念上適切な会場、時間、費用とすること。
- ( 2 ) 議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。
- ( 3 ) 交通費

バス・電車代：乗車賃のほか、急行・特急料金等(新幹線利用を含む)に充当できる。ただし、グリーン料金は活動遂行上必要性が高い場合に充当できる。

航空賃：国内はエコノミークラス、外国はビジネスクラスに充当できる。

タクシー等：効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。

ガソリン代：「活動補助費」の中の「交通費」に一括して計上する。

駐車場代・高速道路代に充当できる。

- ( 4 ) 宿泊費

夕食、朝食及びこれに伴う飲み物代金(アルコール飲料を除く)を含めることができる。

会議等に参加する場合で宿泊施設を選択することの出来ない場合は、実際の宿泊額とする。

次の表の額を上限として充当することができる。

ただし、夕食代又は朝食代が宿泊費に含まれていない場合は、それぞれ2,000円を宿泊費から減額した額を上限とする。

	一人1泊当たり
国内	16,500円

#### (5) 食事代

会議等に伴う食事に充当できる。

宿泊を伴う場合は宿泊費(夕食、朝食が含まれる)と重複しないこと。

アルコール飲料には充当できない。

次の表の額を上限の目安として充当することができる。

	一人1回当たり
食事代	2,000円程度

#### (6) 茶菓代

会議等に伴う茶菓代に充当できる。

次の表の額を上限の目安として茶菓代に充当することができる。

	一人1回当たり
茶菓代	1,000円程度

項 目	グループ活動費
内 容	県政調査活動として行う議員連盟活動等に要する経費
例 示	交通費、宿泊費、食事代、茶菓代、県政調査活動を主目的とする議員連盟の視察等参加費、会派内・会派間の調査研究又は立案を目的としたグループの視察等参加費等

### 留 意 事 項 等

#### 1 対象となるグループ活動の例

- ( 1 ) 県政調査活動を主目的とする議員連盟の視察等の活動
- ( 2 ) 会派内・会派間の調査研究又は立案を目的としたグループの視察等の活動

#### 2 留意事項

- ( 1 ) 議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。
- ( 2 ) グループの活動のうち、県政調査活動に資する部分の経費に充当すること。
- ( 3 ) 議員連盟の代表は、会費で支出した経費のうち、会員一人当たりの県政調査費充当可能額と証拠書類の写しを、年度末に各会員に送付すること。

#### ( 4 ) 交通費

バス・電車代：乗車賃のほか、急行・特急料金等（新幹線利用を含む）に充当できる。ただし、グリーン料金は活動遂行上必要性が高い場合に充当できる。

航空賃：国内はエコノミークラス、外国はビジネスクラスに充当できる。

タクシー等：効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。

ガソリン代：「活動補助費」の中の「交通費」に一括して計上する。

駐車場代・高速道路代に充当できる。

#### ( 5 ) 宿泊費

夕食、朝食及びこれに伴う飲み物代金（アルコール飲料を除く）を含めることができる。

次の表の額を上限として県政調査費を充てることができる。

ただし、夕食代又は朝食代が宿泊費に含まれていない場合は、それぞれ2,000円を宿泊費から減額した額を上限とする。

	一人1泊当たり
国内	16,500円
国外	24,200円 29,000円*

\*は指定都市(国家公務員等の旅費支給規程において定める都市の地域)

#### (6) 食事代

宿泊を伴う場合は宿泊費(夕食、朝食が含まれる)と重複しないこと。

アルコール飲料には充当できない。

次の表の額を上限の目安として昼食等に充当することができる。

	一人1回当たり
視察中の食事代	2,000円程度
会議等	1,000円程度

#### (7) 茶菓代

グループ活動に伴う茶菓代に充当できる。

ただし、休憩中の場合には充当できない。

次の表の額を上限の目安として茶菓代に充当することができる。

	一人1回当たり
茶菓代	1,000円程度

項 目	広聴費
内 容	県政調査活動として行う各種団体等との意見交換、行政関係者からの意見聴取、県民からの相談や要望の聴取、アンケート調査等に要する経費
例 示	交通費、宿泊費、食事代、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、アンケート調査費、地域団体等各種団体との意見交換会等に必要な会費等

### 留 意 事 項 等

#### 1 対象となる活動の例

意見交換会等とは、各種団体や県民等との意見交換や相談・要望の聴取などを目的として参加又は開催する会合をいうものとする。

#### 2 留意事項

(1) 県政調査活動として、各種団体等が開催する意見交換会等に議員が参加するために必要な会費に、県政調査費を充当することができる。

(2) 県政調査活動として、会派や議員が県民等と意見交換会等を開催するための会場費（会場・機器等借上代等）、茶菓代、食事代、看板代等に、県政調査費を充当することができる。

(3) 県民から個別に相談や要望を聴取する場合も、県政調査費を充当することができる。

#### (4) 交通費

バス・電車代：乗車賃のほか、急行・特急料金等（新幹線利用を含む）に充当できる。ただし、グリーン料金は活動遂行上必要性が高い場合に充当できる。

タクシー等：効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。

ガソリン代：「活動補助費」の中の「交通費」に一括して計上する。

駐車場代・高速道路代に充当できる。

#### (5) 宿泊費

夕食、朝食及びこれに伴う飲み物代金（アルコール飲料を除く）を含めることができる。

次の表の額を上限として県政調査費を充てることができる。

ただし、夕食代又は朝食代が宿泊費に含まれていない場合は、それぞれ2,000円を宿泊費から減額した額を上限とする。

	一人1泊当たり
国内	16,500円

(6) 食事代

会派又は議員が主催する意見交換会等に伴う食事代に充当できる。  
公職選挙法に抵触する場合には充当することができない。  
宿泊を伴う場合は宿泊費(夕食、朝食が含まれる)と重複しないこと。  
アルコール飲料には充当できない。  
次の表の額を上限の目安として昼食等に充当することができる。

	一人1回当たり
食事代	2,000円程度

(7) 茶菓代

意見交換会等に伴う茶菓代に充当できる。  
次の表の額を上限の目安として茶菓代に充当することができる。

	一人1回当たり
茶菓代	1,000円程度

(8) アンケート調査費

アンケート調査を行うために必要な資料作成費、郵送料、委託料等に充当できる。  
契約書やアンケートの結果の整理・保管に努めること。

(9) 地域団体等各種団体との意見交換会等に必要な会費

各種団体主催の意見交換会  
・主催する各種団体等の通知等の書類が整っていること。  
・公職選挙法の寄付に当たる場合は支出できない。  
次の表の額を上限として会費に充当することができる。

	一人1回当たり
会費	10,000円

項 目	広報紙（誌）等発行費
内 容	県政調査活動として行う広報紙（誌）等の作成・発行に要する経費
例 示	広報紙（誌）・県政調査報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込代、送料等

### 留 意 事 項 等

#### 留意事項

- 1 主に県民を対象として会派が発行した県政に関する広報紙（誌）等であること（原則として会派名を記載すること。）。
- 2 県民等からの意見・要望等を受け付けるための電話番号、電子メールアドレス等を記載すること。
- 3 発行した広報紙（誌）や契約書等は保管しておくこと。
- 4 送料  

ポストイン代を含む。

項 目	ホームページ等作成・管理費
内 容	県政調査活動として行うホームページ・ブログ等の作成・管理に要する経費
例 示	ホームページ・ブログ作成管理委託料、保守料等

留 意 事 項 等

留意事項

- 1 会派又は議員が作成するもので、主に県民を対象とし、県政に関連した内容であること。
- 2 県政調査活動とその他の活動とが混在する場合は、その構成割合に応じて充当すること。



項 目	県政報告等活動費
内 容	県政調査活動として行う県政報告会や街頭広報等に要する経費
例 示	交通費、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料等

### 留 意 事 項 等

#### 1 対象となる活動の例

- ( 1 ) 県政報告会、政策講演会、対話集会等
- ( 2 ) 街頭・駅頭や広報車での活動等

#### 2 留意事項

##### ( 1 ) 交通費

バス・電車代：乗車賃のほか、急行・特急料金等（新幹線利用を含む）に充当できる。ただし、グリーン料金は活動遂行上必要性が高い場合に充当できる。

タクシー等：効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。

ガソリン代：「活動補助費」の中の「交通費」に一括して計上する。

駐車場代・高速道路代に充当できる。

##### ( 2 ) 茶菓代

県政報告会等に伴う茶菓代に充当できる。

公職選挙法に抵触しない範囲であること。

社会通念上妥当な金額の範囲内で充当できる。

##### ( 3 ) 自動車リース代

広報車の看板の記載内容は、公職選挙法に抵触しない範囲であるとともに、会派の名称を記載すること。

項 目	人件費
内 容	県政調査活動のため雇用する職員及び臨時職員等に要する経費
例 示	給料、賃金（臨時職員）、各種手当、社会保険料、負担金等

### 留 意 事 項 等

#### 1 対象となる職員等

- ( 1 ) 日常の県政調査活動を補助する業務（受付・接遇業務、資料整理・集計等）に従事する者の人件費について計上すること。
- ( 2 ) 常時雇用の職員及び一時雇用の臨時職員（アルバイト等）の給料等に県政調査費を充てることができる。

#### 2 留意点等

- ( 1 ) 雇用契約書や勤務実績表など勤務していることを客観的に示す書類を整理・保管すること。
- ( 2 ) 賃金（臨時職員）  
労働時間×時間単価により算出すること。
- ( 3 ) 各種手当  
雇用契約書等に手当の種類、金額について定めておくこと。
- ( 4 ) 負担金  
雇用主が会社又は議員以外の者の場合に雇用主に対して支払う。  
負担金に関する契約書類を作成すること。

項 目	事務所費
内 容	県政調査活動のため必要な事務所の設置及び維持に要する経費
例 示	賃借料、管理費、県政調査活動に必要な造作費、仲介手数料、礼金、清掃・修繕等維持管理費、負担金等

留 意 事 項 等

1 事務所の要件

県政調査活動のため必要な事務所としての外形(看板・表示等)及び機能(事務スペース、応接スペース、事務用備品等)を有すること。

2 留意事項

(1) 事務所の所有者が、配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者又は自らが代表者・役員等の地位にある法人である場合は、誤解を招かぬような対応が必要である。

(2) 賃貸借契約書等の関係書類を整理保管すること。

(3) 賃借料

自己の所有物件には充当できない。

(4) 管理費

セキュリティに要する経費にも充当できる。

(5) 仲介手数料・礼金

初期経費に充当できるが、敷金等解約時に返還される性格のものには充当することができない。

(6) 清掃・修繕等維持管理費

県政調査活動に必要な事務所の維持管理に必要な清掃・修繕等の経費に充当できる。

(7) 負担金

会社等が事業用に借りている事務所を利用する場合にその会社等に支払う。

負担金に関する契約書類を作成すること。

項 目	事務費
内 容	県政調査活動のため必要な事務に要する経費
例 示	事務用品代（文具・コピー用紙等）、備品購入費、備品等修理費、事務機器リース・保守料、固定電話使用料、インターネット接続経費・使用料、ケーブルテレビ利用料、光熱水費、送料、茶菓代、来客等駐車場賃借料、携帯電話使用料、名刺代、負担金等

### 留 意 事 項 等

#### 留意事項

#### 1 備品購入費

3万円を超える場合には充当できない。

#### 2 光熱水費

独立した事務所以外にも使用する場合には、面積で按分すること。

#### 3 茶菓代

(1) 県民等からの相談や要望等を聴取するために必要な場合は、充当することができる。

(2) 公職選挙法に抵触しない範囲であること。

(3) 社会通念上妥当な金額の範囲内で充当できる。

#### 4 負担金

(1) 会社等が事業用に借りている事務所を利用している場合等で、事務所の事務用リース機器などを利用する場合に会社等に支払う。

(2) 負担金に関する契約書類を作成すること。

項 目	資料購入・作成費
内 容	県政調査活動のため日常的に必要な資料の購入・作成に要する経費
例 示	書籍・報告書等購入費、ビデオテープ・DVD・CD-ROM等購入費、有料データベース代、コピー代、印刷・製本代、原稿料、写真代、パネル代、新聞・雑誌購読料、事典辞書・法令集等購入費等

### 留 意 事 項 等

#### 留意事項

#### 1 書籍、報告書等購入費

図書券には充当できない。

#### 2 コピー代

図書館等で有料コピーを利用する場合に充当することができる。

#### 3 新聞・雑誌購読料、事典辞書・法令集等購入費

県政調査活動に必要な部数の購読に要する経費に充てることができる。

項 目	交通費
内 容	県政調査活動のため日常的に必要な交通費
例 示	電車代、バス代、タクシー代、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代、自動車の維持管理費、自動車リース代等

### 留 意 事 項 等

#### 留意事項

- 1 議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。
- 2 電車代、バス代
  - (1) 乗車賃のほか、急行・特急料金等(新幹線利用を含む)に充当できる。  
ただし、グリーン料金は活動遂行上必要性が高い場合に充当できる。
  - (2) Suica(スイカ)等のプリペイド式カードについては、県政調査活動専用のカードにチャージした額を充当することができる。
- 3 タクシー代  
効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。
- 4 駐車場代  
事務所用の日常的な駐車場代は「事務費」の「来客等駐車場賃借料」に計上すること。
- 5 ガソリン代
  - (1) 「調査研究・政策立案活動費」と「広聴・広報活動費」のガソリン代を一括計上すること。
  - (2) 会期中に給油した分には充当できない。
- 6 自動車の維持管理費
  - (1) 自家用車及びリース車の日常の維持管理費用(自動車諸税、車検費用、自賠責保険、オイル等の消耗品)に充当できる。
  - (2) 任意保険料や事故修理費用に係る経費には充当できない。
- 7 自動車リース代
  - (1) リース期間満了後に所有権が会派、議員、配偶者・被扶養者・同居者など生計を一にする者、自らが代表者・役員等の地位にある法人等に移転する場合は、資産形成につながるため充当できない。
  - (2) 任意保険料や事故修理費用に係る経費には充当できない。
  - (3) 県政調査活動専用の自動車の場合には100%充当できる。

## 証拠書類

埼玉県県政調査費の交付に関する規程第7条第2項の規定により議長へ写しを提出する証拠書類には、次のものがある。

### (1) 領収書等

#### 領収書等の例

領収書、レシート、口座振込記録(例：ATM利用明細)、口座引落記録(例：預金通帳) 原則として領収書を徴するものとする。

#### 領収書に一般的に記載されている事項

- ア 年月日
- イ 金額
- ウ 用途(「ただし、代として」など何に支出されたか分かるような記載)
- エ 発行者
- オ 宛名(会派名又は議員名)

領収書等は「領収書等貼付用紙<sup>ちようふ</sup>」に貼付し、その写しを議長に提出するものとする。

領収書等に用途、宛名などに掲げた一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙<sup>ちようふ</sup>」の余白に補記する。

「領収書等貼付用紙<sup>ちようふ</sup>」の用途欄に用途を記入する際は、用途基準の「主な例」を参考にすること。

按分した場合は、積算方法を「領収書等貼付用紙<sup>ちようふ</sup>」の余白に記載する。

### (2) 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例：電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

資料 2 ( 原文のまま。ただし、項目番号の付け替えを行った。 )

**別紙 1 ( 詳細説明部分 )**

**ア 自由民主党議員団** **返還請求合計** **¥18,930,744**

.....

**(ア) 調査研究費 (一部に広聴費を含む)**

1 ) 下記 P 2 ~ P 5 9 0 の支出はいずれも (社)倫理研究所に対する松沢邦翁議員の法人会費であるが、この研究はなんら県政と関係のないものであり、会費は個人の費用として支払うべきものである。これは指針頁 2 の 「議員の職務の一環として行う県政調査活動のために支出する経費」 に該当しない。

また、広報費であるが、 P 848、 P 1090 の宮崎栄治郎議員による支出は意見交換費としているが、領収書に書いてあるように実際は法人会費であり会費ではない。これも P 2 ~ P 5 9 0 と同様と考えられる。

P 2、 P 68、 P 112、 P 202、 P 232、 P 365、 P 396、 P 445、 P 472、 P 500、 P 554、 P 590 および (広聴費) P 848、 P 1090

返還請求金額¥140,000

2 ) 下記の支出は埼玉無門塾という団体における研修費としているが、その団体の長は丸木議員自身である。自らが長をつとめている団体に対して公金である県政調査費で研修費を支払い、自分の名で領収証を発行している。この支出は指針頁 3 の第 7 項○の私的経費への支出に該当する。

P 317 9 月 17 日 調査・勉強会 丸木清浩

返還請求金額¥5,000

3 ) 下記 P 30 の支出は、中国上海、奉化、寧波への視察であり、また P 582 は行田市の遺跡を世界遺産登録するための視察としているが、これらの海外調査の仕事の具体的な内容や結果は開示されていない。これらの情報の非開示は住民監査請求を極めて困難にしており、住民の権利を大きく阻害している。

監査委員の業務には地方自治法 1 9 9 条 1 項および第 3 項で、財務および経営に係わる事業の管理を監査すると定めているので、支出額に相当する成果が得られており、県が損害を被っていないかどうかの視点を持って、監査委員において自主的に十分な監査を行っていただきたい。なお、21 年度の県政調査費の支出には他に同様な事例が多々あるが、本事例は代表的なほんの一例ある。

また、P 69、 P 209、 P 407、 P 509 は「使途」を調査研究補助費としており、領収書にも「政務調査研究補助業務代として」のみ書いてある。計 45 万円の補助費は何のために使用されたのか、不適切な使用で県に損害を与えてないか、これも明らかにしていただきたい。報告書の開示がされていない現在、これらの経費は要返還とみなして扱うこととする。

P 30 4 月 10 日 県政調査視察

田中龍夫 ¥98,000

P 31 同上のスケジュール



P 582 3月17日 中国北京の視察費（内容は別紙 P 583） 鈴木聖二 ¥123,040  
 P 69 5月1日、P 209 7月31日、P 407 10月3日、P 509 1月29日  
 調査研究補助費 田村琢実 各ページ¥112,500 = ¥450,000  
返還請求金額¥671,040

4) 下記2件の支出は指針頁1第1項「県政の課題、議会で審議する案件等・・・」に該当しない上、議会で「くわい」関連の議題が審議されたことはない。

P58	4月24日	会費（会議負担金）	松沢邦翁	¥5,000
P508	1月29日	会費（年会費）	松沢邦翁	¥10,000

返還請求金額¥15,000

5) 下記の P 9 4 の支出は、P 9 5 に示すように日本会議という特定の思想の国民運動団体への年会費であり、公費から支出するのは適当ではないことはもちろん、指針頁5第1項「内容」「例示」で示す参加費は、会員資格を得るための会費ではないと考えられるので指針頁5の内容にも抵触する。

P94	5月25日	調査研究のための会費	森田光一	
P95		同会費納入の案内		

返還請求金額¥10,000

6) 下記の支出は長期的に個人的な学習のための学校への授業料であり、指針頁5の「内容」「例示」また第1項(2)の「研修会、講演会、勉強会及び研究会等の活動には該当しない。

P154	6月30日	調査研究のための学費	田村琢実	<u>返還請求金額¥665,000</u>
------	-------	------------	------	-----------------------

7) 下記の P 4 9 1 の支出は、秋田犬の保存活動であるが、この活動は県政の調査研究の範囲に入っておらず、また広聴費の P 274 の支出は、柴犬クラブでの集まりは特に県政について意見交換する場所ではない。指針頁5第1項目（対象となる活動例）や同頁11（広聴費第1項○の県民等との意見交換・・・を目的とする会合）に該当しない。

P491	1月17日	会費	松沢邦翁	¥13,000
P274（広聴費）	5月30日	意見交換会会費	長沼 威	¥5,000

返還請求金額¥18,000

### **(イ) 広聴費**

1) P 23 の支出は「やしお岩手県人会」の会費であり、P 336 の支出は大学校友会支部の懇親会、P 556 は同窓会会費である。このような会費は私的経費であり、公金から支出すべきものではない。  
 仮に、この会や集りで県政について意見交換がなされることがあったとしても、それはごく一部の時間や活動でなされたのであり、数分の一の按分によって支出されるべきである。

P 82 4月26日 地域団体との意見交換会・会費 大山 忍 ¥5,000  
P 336 6月14日 明治大学埼玉西部支部意見交換 渋谷 実 ¥6,000  
P 556 9月24日 県行政執行部議員懇談会 神谷裕之 ¥10,000

返還請求金額¥21,000

2) 下記の支出は、ある特定の人物(行田市長 工藤正司氏)の後援会行事に出席した際の経費であり、領収書には「夏季懇談会費として領収した」とある。また領収書の下に「県政について報告」と手書きしてあるが、手書きなので作為が疑われる。この支出は後援会活動への支出を禁じた指針頁3第7項に抵触する。

P 478 8月8日 市長後援会行事に参加して意見交換 鈴木聖二

返還請求金額¥3,000

.....  
**(ウ) 事務所費**

事務所費についての意見

運用指針の別記1“県政調査費を充当する際の基本的な原則”の3、外部団体等への調査委託、補助職員の雇用、事務所の借り上げ、自動車や高額備品のリースなどについては、契約書を作成すること。

「事務所の借り上げについては、契約書を作成すること。」とのルールがあるにもかかわらず、添付していない議員が18名に及ぶ。このことは、議員諸氏が作成したルールも守ることができないという低レベル化を表している。真面目に賃貸借契約書を添付している議員に対して失礼なことである。また県民に対して、愚弄している態度であると言わざるを得ない。

平成19年12月26日の大阪高裁判決で、賃借人が第三者である場合、賃貸借の実態があることを立証する必要があり、さらに賃貸借の契約が適正になされ、社会通念上妥当と思われる賃借料により支出できる。按分率については三分の一ないし二分の一が基準であると考えられる。となっている。

不当理由

1) 賃貸借の実態があることを立証する証拠書類は、契約書である。契約書を添付しない事は、立証を放棄している。よって、以下の「ア)」~「ケ)」について、支出は違法・不当である。

ア) 議員団名 P205 P243 P292 P363 P387 P433 P495 P530 P575 の9枚は金額80,000円 これの用途はプレハブ事務所のリース料である。

720,000円の返還を請求する。

イ) 議員団名 P1 P76 P108 P159 P228 5枚×50,000円=250,000円  
P253 P308 P376 P402 P446 P503 P539 7枚×55,000円=385,000円

635,000円の返還を請求する。

ウ) 議員団名 P53 P98 P139 P210 P242 P291 P343 P389 P432 P494 P532 P574

- 12枚×69,000円=828,000円 828,000円の返還を請求する。
- 工) 議員団名 P160 P302 P416 P583の4枚×420,000円=1,680,000円  
1,680,000円の返還を請求する。
- オ) 島田正一議員 P12/13 P152/153/154 P312/313/314の3回×144,000円=342,000円 P441 P504 P540の3枚×48,000円=144,000円  
576,000円の返還を請求する。
- カ) 土屋恵一議員 P32(136,500) P33(130,000) P94(130,750) P130(130,750) P193(130,750) P252(130,840) P284(130,840) P342(130,840) P400(130,840) P413(130,840) P468(130,840) P525(130,840) P561(130,840)の13枚  
1,705,470円の返還を請求する。
- キ) 長峰宏芳議員 P51 P102 P138 P294の4枚は金額51,375円 P245の金額102,750円 P385 P560の2枚は金額154,125円  
616,500円の返還を請求する。
- ク) 峰岸光夫議員 P66 P95 P140 P182 P249 P299 P339 P397 P422 P476 P522 P566の12枚×60,000円=720,000円  
720,000円の返還を請求する。
- ケ) 丸木清浩議員 P562の1枚は金額480,000円  
480,000円の返還を請求する。

按分は1/3あるいは1/2が妥当である。二分に一以上の支出についての差額分について還を請求する。よって下記の2)～3)の支出について、返還請求する。

- 2) 鈴木聖二議員 P22/23 P166/167 P323/324 P442/443の4回×120,000円=480,000円  
家賃60,000円の2/3の按分で月40,000円の支出をしている。1/2の按分で月30,000円になり、月10,000円の差額の返還を求める。  
10,000円×12カ月=120,000円 120,000円の返還を請求する。
- 3) 梅澤佳一議員 P20 P81 P118 P178 P230 P258 P319 377 P405 P448 P506 P543の12枚×94,500円=1,134,000円 家賃135,000円の7/10の按分で月94,500円の支出をしています。1/2の按分で月67,500円になり、月27,000円の差額の返還を求める。  
27,000円×12カ月=324,000円 324,000円の返還を請求する。

下記4)から6)までは、個々に違法・不当理由別理由を述べる。

- 4) 議員団名 P390 . 391の金額は68,000円 P417 . 418の金額は102,000円 運用指針の別記3“証拠書類”の(2)支出証明書に、定期的に定額を支出する場合は契約書の写しを添付しなければならない。となっているが、添付されている書類は通帳の口座の写しである。社会通念上、これを契約書とはいわない。よって、この支出は違法・不当である。 68,000円+102,000円=170,000円  
170,000円の返還を請求する。

5) 深井明議員及び議員団名 P201 P369 の2枚は金額120,000円 P482 P526 P580 の3枚は金額40,000円 運用指針の別記3 “証拠書類” の(2) 支出証明書に、定期的に定額を支出する場合は契約書の写しを添付しなければならない。となっているが、添付されている書類は賃貸借契約証書という書類で、社会通念上、これを契約書とはいわない。よって、この支出は違法・不当である。

(2枚×120,000円=240,000円) + (3枚×40,000円=120,000円)=360,000円

360,000円の返還を請求する。

6) 和田浩議員 P264 の使途は契約金である。すでに議員は別の物件において12カ月分の支出をしている。この契約金の領収書には、2件目の物件名が記載されており、県政事務所を2件持つ事を意味している。社会通念上、県政事務所を2件持つ必要性はなく、明確な私的流用である。

よって、この支出は違法・不当である。P264 契約金(107,320円) + P265 仲介手数料(33,600円)=140,920円の返還を求める。

140,920円の返還を請求する。

.....

## **(工) 事務費**

### 事務所費に対する意見

「運用指針」は利害関係のない第三者の策定に拠らず、利害関係者である議員によるお手盛り策定である為、如何様にも充当できる欠陥だらけの内容になっている。従って判断は「運用指針」を参照しながらも、過去の判例や社会通念により全額充当は認めず、按分の場合は1/2以下を目途に判定した。

例えば、購入明細の記入されていない領収書・レシートは証拠能力不十分と判定する。領収書・レシートの提出が当然の時代に、口座振込み記録や口座引落記録の代用は、支出明細を隠す為の方策以外にありえない。

領収書添付の目的は、「税」の公正な支出とその透明化以外にはありえず、報告者(議員名)が分かればよいのではなく、情報公開請求する県民・市民(納税者)が一瞥して理解できる内容である事が不可欠である。

次年度よりは明細記入の請求書添付以外は認めない措置が不可欠である。

県政調査費の支出の現状は、「県民の貴重な税金を使わせて頂いている」と言う感覚が著しく欠如している以外の何者でもない。

何よりも、利害関係のない第三者による「運用指針」の見直し・改定が必要である。議員という立場は、二元代表制に基づく行政に対する「内部牽制」の思想に立脚するものであり、「県政調査費」の「運用指針」の策定も、「内部牽制」の機能するもので

あるべきなのは当然の「理」である。

- 1 )70P 文具事務用 11,690 円 購入明細のないレシートは証拠書類としては不十分。民間では通用しない。 返還請求額 11,690 円
- 2 ) 71 ~ 72P 来客用コーヒー代 90%按分 21,366 円  
91P TC サーモカップ代 90%按分 11,340 円 コーヒー用カップと推測  
722P CTC サーモカップ代 90%按分 11,340 円 コーヒー用カップと推測  
定例議会以外の登庁日に来客が多いとは考えられない。議員自身の喫茶が大半と推測できる。お茶代として議員から 1,000 円 / 月集めれば、50,000 円前後になる。税金から公然と支出する性格の物ではない。以上 3 件全額不当。  
返還請求額 44,046 円
- 3 ) 436P 切手代 120 円 300 枚 90%按分 32,400 円  
大量の郵便は別納が普通にて切手代の充当は全額不当。 返還請求額 32,400 円
- 4 ) 446P 事務用品 (コピー紙、インク、ローラークリーナー等) 50,379 円  
何故会派支出なのか。又品名以外明細不明のレシートは証拠書類として不十分。全額不当。  
返還請求額 50,379 円
- 5 ) 106P PC 修理料 19,950 円 (諸井真英議員分 ? )  
個人用パソコンを「議員団」の県政調査費充当は不当。又 apple 社パソコンは個人の趣味用の色彩が強く県政調査費の充当は疑問あり。  
返還請求額 19,950 円
- 6 ) 129P 蛍光ランプ・コピー用紙代 10,238 円  
50%按分とするべきではないか。 返還請求額 5,119 円
- 7 ) 189 ~ 190P ハガキ及び切手代 50%按分 23,330 円  
議員の郵便物は、通常は纏めて出すので、1 通毎に切手を貼るのは手数の筈。大半が私用目的と考える。特に記念切手 29,760 円は個人の趣味収集と考える。従って、はがき代の 50%按分 8450 円のみ充当が妥当。  
返還請求額 14,880 円
- 8 ) 362 ~ 363P スタンプ代、郵送料、記念切手、パソコン部品 21,399 円  
記念切手 3,200 円は個人の趣味用にて不当。50%按分が妥当。  
従って 12,300 円は不当。 返還請求額 12,300 円
- 9 ) 407 ~ 408P 事務用品代明細不明。 10,450 円  
明細不明のレシートは証拠書類として不十分。全額不当。  
返還請求額 10,450 円
- 10 ) 419P 郵送料 19,760 円  
別納扱いは妥当だが、全額充当は不当。50%按分が妥当。  
返還請求額 9,880 円
- 11) 476P 携帯電話料 5 月分 13,493 円  
議員個人使用を何故全額が会派支出なのか。その全額が県政調査は活動とは言えないため、50%按分が妥当。  
返還請求額 6,746 円。

- 12) 587P 事務所来客用茶菓子代 10,500 円  
議員個人使用を何故会派支出なのか。50%按分が妥当。  
**返還請求額 5,250 円。**
- 13) 632 ~ 633P 切手代 80 円 500 枚、120 円 200 枚 57,600 円  
大量の切手貼付は手数料がかかり、郵便は別納扱いが普通。全額不当。  
**返還請求額 57,600 円**
- 14) 903 ~ 904P 県議団封筒代 9/10 按分 45,832 円  
90%が県政調査費とは非現実的である。50%按分が妥当。  
**返還請求額 20,369 円**
- 15) 1010P 文房具 16 点 9/10 按分 45,112 円  
50%按分が妥当。  
**返還請求額 20,049 円**
- 16) 1075 ~ 1076P コピー代 7 月支払い分 9/10 按分 47,168 円  
1077 ~ 1078P コピー代 7 月支払い分 9/10 按分 33,624 円  
1301 ~ 1302P コピー代 8 月支払い分 9/10 按分 26,712 円  
1304 ~ 1305P コピー代 8 月支払い分 9/10 按分 39,916 円  
1494 ~ 1495P コピー代 9 月支払い分 9/10 按分 27,501 円  
1496 ~ 1497P コピー代 9 月支払い分 9/10 按分 39,916 円  
以上 6 件 50%按分が妥当。  
**返還請求額 95,483 円**
- 17) 1262P 文具代 17 点 9/10 按分 39,947 円 50%按分が妥当。  
**返還請求額 17,754 円**
- 18) 1294P PC ソフト代 HP ビルダール 13 13,400 円 50%按分が妥当。又個人使用なのに何故会派支出なのか。  
**返還請求額 6,700 円**
- 19) 1396P PC ウイルスセキュリティソフト 11,000 円 50%按分が妥当。又個人使用なのに何故会派支出なのか。  
**返還請求額 5,500 円**
- 20) 1431P コピー用紙、インク他 45,980 円 レシートは品名のみにて明細不明。貼付用証拠書類として不十分。又個人使用なのに何故会派支出なのか。  
**返還請求額 45,980 円。**
- 21) 1452 ~ 1454P 文具代 11 点 63,982 円 9/10 按分 円 50%按分が妥当。  
**返還請求額 28,436 円。**

**返還請求額小計 533,161 円**

- 22) \* 契約者：荒川法律事務所 支出者：荒川岩雄議員  
79 ~ 80P 複写機リース代 50%按分 4 ~ 6 月分 15,750 円  
300P 4 ~ 6 月分電気代 50%按分 8,550 円  
1085 ~ 1086P 7 ~ 9 月分電気代 50%按分 10,468 円  
302 ~ 303P 4 ~ 6 月分電話料 50%按分 18,357 円  
1087 ~ 1088P 7 ~ 9 月分電話料 50%按分 23,447 円  
831P ~ 832P 複写機リース代 7 ~ 9 月分 15,750 円

1024P～1025P 電話機リース料 7～9月支払い分 50%按分 25,987円

1064P 携帯電話料 7～9月支払い分 1/4按分 17,272円

298P～299P 4～6月分駐車場代 50%按分 39,375円

1064P～1066P 7～9月分駐車場代 50%按分 39,375円

事業に併用する契約者は議員自身経営する会社名であり、「社会通念」から言えば「全額」を「会社」にて経費として「確定申告」している筈である。従って50%分は経費の「二重計上」であり、県政調査費の充当は不当である。駐車料への充当自体不当である。それ以前の問題として駐車料は議員報酬で賄うべきだ。(後記参照)

返還請求額 214,331円。

**返還請求額 214,331円**

23) \* 契約者:(株)岩崎工務店 支出者:岩崎 宏議員

180P 4月分携帯電話料 50%按分 5,975円

449P 5月分携帯電話料 50%按分 6,111円

812P～815P インターネット接続料7～9月分 10,710円

1587～1590P インターネット接続料10～12月分 10,710円

971P 7月分携帯電話料 50%按分 6,111円

以上の契約者は議員自身経営する会社名であり、「社会通念」から言えば「全額」を「会社」にて経費として計上し「確定申告」している筈である。従って50%分は経費の「二重計上」であり、県政調査費の充当は不当である。返還請求額 39,617円。

**返還請求額 39,617円**

24) \* 梅沢佳一議員

945P～947P 水道、電話、NHK 7/10按分 21,910円

自宅兼事務所と推定。50%按分が妥当。返還請求額 6,260円。

**返還請求額 6,260円**

25) \* お客様名(有)こくや、 支出者:大山 忍議員

151P 3月分電話料 50%按分 14,662円

406P 4月分電話料 50%按分 15,206円

631P 5月分電話料 50%按分 20,364円

965P 6月分電話料 50%按分 25,036円

1237P 7月分電話料 50%按分 14,405円

契約者は自身の経営する会社名であり、「社会通念」から言えば「全額」を「会社」にて経費として計上し「確定申告」している筈である。従って50%分は経費の「二重計上」であり、県政調査費の充当は不当である。返還請求額 89,673円。

**返還請求額 89,673円**

26) \* 使用者(契約者):自由民主党埼玉県南2区第一支部(奥ノ木信夫議員)

74～75P 1～4月分水道料 1/3按分 5,234円

1633～1634P 10～12月分水道料 1/3按分 8,968円

82～83P 4～6月分固定電話料 1/3按分 22,907円  
 149～150P 4～6月分電気代 1/3按分 56,273円  
 838～842P 固定電話使用料7～9月分 1/3按分 17,798円  
 1498～1502P 固定電話使用料10～12月分 1/3按分 26,798円  
 869～871P コピー用紙代等 1/3按分 15,823円  
 895～896P 電気料金7,8月分 1/3按分 38,730円  
 1397～1399P 電気料金9～12月分 1/3按分 74,412円  
 1035～1036P コピー機リース料 7～9月支払い分 1/3按分 21,945円  
 1840P コピー機リース料 10～12月支払い分 1/3按分 21,945円  
 1673～1674P コピー用紙代など 1/3按分 19,893円

以上営業活動にも使用している、と明記。「社会通念」から言えば「全額」を「会社」にて経費として計上し「確定申告」している筈である。従って1/3分は経費の「二重計上」であり、県政調査費の充当は全額不当である。契約者名を「政治資金団体」としているのも作為的。返還請求額 330,726円。

**返還請求額 330,726円**

27) \*支出者：自民党議員団 議員名：神尾高善

81P 電気代 3月分 50%按分 14,109円  
 自宅兼事務所と推定。問題あるが指針に沿っていると評価。  
 897P 長形3号封筒代 15,960円  
 942P 複写機保守料 15,390円  
 944P 固定電話料7月分 11,687円 以上3件県政調査費専用は不当。  
 50%按分が妥当。返還請求額 21,518円。  
 1083～1084P 複写機(コピー機)リース代 7～9月支払い分 59,850円  
 県政調査費専用は不当。50%按分が妥当。返還請求額 29,925円。  
 1649P 携帯電話購入代 12,915円 他用途に利用可能。議員報酬で賄うべきだ。  
 返還請求額 12,915円。  
 1778P 事務機器(プリンター)保守料 27,537円 50%按分が妥当。  
 返還請求額 13,768円。

**返還請求額 78,126円**

28) \*神谷裕之議員

1017～1018P コピー機リース代 7～9月支払い分 48,825円  
 全額県政調査費は不当。50%按分が相当。返還請求額 24,412円。

**返還請求額 24,412円**

29) \*北堀 篤議員

127P 名刺代 50%按分 9,190円  
 甘く見て妥当と評価。但し作成枚数を明記するべきである。  
 960P 電子辞典 30,787円  
 電子辞書は本来、議員報酬で購入するべき物であり県政調査費充当は不当。  
 返還請求額 30,000円。



1206P 事務用品(トナー) 29,400円 県政調査費専用は不当である。  
50%按分が妥当。

返還請求額 14,700円。

1235P 事務用品(コピー用紙他)12,967円 県政調査費専用は不当。50%按分が妥当。  
返還請求額 6,483円。

1468P プリンターラベル、テアラテープ 15,225円 県政調査費専用は不当。  
50%按分が妥当。返還請求額 7,612円。

**返還請求額 58,795円**

**\*小島信昭議員**

67P 4月分電気代 50%按分 10,702円

68P 4月分電気代 50%按分 3,779円

自宅兼事務所と推定。問題あるが指針に沿っていると評価。

**30) \*契約者:(有)渋谷建材 代表 渋谷 実 支出者:埼玉県議会自由民主党議員団**

61~64P 4~6月分リース代 50%按分 42,840円

165P 3月分水道代 50%按分 1,037円

392P 電気料金4月分 50%按分 37,771円

425P 電話料 50%按分 10,816円

1713~1714P 電話料 50%按分 56,684円

550P 電気料金5月分 50%按分 30,864円

1341P 電気料金9月支払分 50%按分 34,667円

795P~798P 印刷機、レーザーファクス、電話機3台リース代7~9月分 50%按分  
42,840円

1583~1586P 印刷機、レーザーファクス、電話機3台リース代7~9月分 50%按分  
42,840円

1637~1640P 電気料金10~12月支払分 50%按分 94,897円

以上の契約者は自身経営する会社名であり、「社会通念」から言えば「全額」を「会社」にて経費として計上し「確定申告」している筈である。従って50%分は経費の「二重計上」であり、すべて県政調査費の充当は不当である。返還請求額 395,256円。

**返還請求額 395,256円**

**31) \*島田正一議員**

152~153P 4~6月分電話料 21,956円 甘く見ても50%按分が妥当と考える。  
返還請求額 10,978円。

783~785P HPパソコン、スチール家具リース(3年)料7~9月分 59,700円

1573~1575P HPパソコン、スチール家具リース(3年)料10~12月分  
59,700円

県政調査費専用とはいえない。50%按分が妥当。2件で返還請求額 59,700円。

953～954P 7～9月分電話料 22,316円 甘く見ても50%按分が妥当と考える。  
返還請求額 11,158円。

**返還請求額 81,836円**

32) \*支出者：自民党議員団 議員名：鈴木聖二

107～109P CTV及びインターネット利用料 4,5月分 15,750円  
私的利用もあると考えられ、全額県政調査費充当は不当。50%按分が妥当  
返還請求額 7,875円。

133～134P 事務備品 80%按分 14,206円。金額の大半はPCプリンター用写真用  
紙とインクカートリッジであり、甘く見ても50%按分が相当。返還請求額 5,327円。

588P～589p 広報誌用写真用紙、インク、電池、コピー機トナーなど 80%按分  
26,900円 個人使用を何故会派支出なのか。50%按分が妥当。  
返還請求額 10,087円。

846P～847P インターネット、ケーブルテレビ使用料6～9月分 31,500円

1686～1687P インターネット、ケーブルテレビ使用料10～12月分 23,625円  
県政調査費専用とはいえない。50%按分が妥当。2件で返還請求額 27,562円。

940P～941P 事務用品 4/5按分 19,854円 80%が県政調査費とは非現実的。  
50%按分が妥当。返還請求額 7,445円。12,409円要返却。

950P～951P コピー機リース代7～9月分 4/5按分 26,460円

80%が県政調査費とは非現実的。50%按分が妥当。返還請求額 9,922円。

1763～1764P コピー機リース代7～9月分 4/5按分 26,460円

80%が県政調査費とは非現実的。50%按分が妥当。返還請求額 9,922円。

1564～1568P 蛍光灯、インク、加湿器、記念切手、ファイル他 37,992円

コピー機は按分率4/5、他は2/3。貼付は按分率別に分割するべきだ。記念切手は私  
用と判断し、1,600円要返却。返還請求額 14,247円。

1733～1734P 県政報告会用コピー用紙、インクなど 18,157円 全額県政調査費は  
おかしい。50%按分が妥当。返還請求額 9,078円。

**返還請求額 101,465円**

33) \*鈴木 弘議員

1216P DVDプレーヤー 19,880円 私的利用も可能で県政調査費充当は不当。  
返還請求額 19,880円。

**返還請求額 19,880円**

34) \*領収者：高橋政雄設計事務所 支出者：高橋政雄議員

311P 4月分電気・水道・電話・駐車料金など 35,000円

499P 5月分電気・水道・電話・駐車料金など 35,000円

694P 6月分電気・水道・電話・駐車料金など 35,000円

1100P 7月分電気・水道・電話・駐車料金など 35,000円

1308P 8月分電気・水道・電話・駐車料金など 35,000円

1510P 9月分電気・水道・電話・駐車料金など 35,000円

2132P 11月分電気・水道・電話・駐車料金など 35,000円

2274P 12月分電気・水道・電話・駐車料金など 35,000円

2684P 1月分電気・水道・電話・駐車料金など 35,000円  
2941P 2月分電気・水道・電話・駐車料金など 35,000円  
3260P 3月分電気・水道・電話・駐車料金など 35,000円  
516～517P コピー用紙、インク代 8,854円

これらの費用は、「社会通念」から言えば、「全額」を自身の経営する会社にて経費として計上し「確定申告」している筈である（収入としてきちんと計上しているなら別だが）。従って経費の「二重計上」であり、県政調査費の充当は不当である。返還請求額 393,854円。  
**返還請求額 393,854円**

\* 田中龍夫議員

ページ部黒塗り。整理番号 0049 4～6月分電話・携帯電話料（25%按分）  
ファクス代（50%按分） 25,100円  
甘く見て妥当と評価。

35) \* 滝瀬副次議員

613P 掃除機代金 27,000円  
614P ファクシミリ代金 28,000円  
1145P 書類収納庫 27,850円  
1560P ウッドラック他（明細無し）代金 30,044円  
他用途に使用可能であり、議員報酬で購入すべき物。全額不当。  
返還請求額 112,894円。  
**返還請求額 112,894円**

36) \* 支出者：自民党議員団 議員名：竹並万吉議員

741～742P デジタルカラー複合機リース代7～9月分 48,825円  
1558～1559P デジタルカラー複合機リース代10～12月分 48,825円  
743～745P ファクシミリ専用機リース代6～9月分 15,960円  
3件とも県政調査費専用とはいえない。50%按分が妥当。3件にて返還請求額 56,805円。  
790～792P 県政調査事務所専用電話・電話料5～8月分 36,574円  
1578P 県政調査事務所専用電話・電話料10～12月分 20,794円  
以上2件県政調査以外の事務所を別途設置しているのだろうか？ 現実にはありえない話である。50%按分が妥当。返還請求額 28,684円  
880P トナー代 20,370円 県政調査費専用とはいえない。50%按分が妥当。  
返還請求額 10,185円。  
964P HP用パソコンソフト代 9/10按分 22,680円  
90%が県政調査用とは非現実的。50%按分が妥当。 返還請求額 10,080円。  
**返還請求額 105,754円**

37) \* 田村琢實議員

711P コピー用紙、封筒など事務用品 27,646円  
これらは県政調査費専用とはいえない。甘い判定でも50%按分が妥当。  
返還請求額 13,823円。

776～777P コピー機リース代7～9月分 34,650円  
県政調査費専用とはいえない。50%按分が妥当。 返還請求額 17,325円。

**返還請求額 31,148円**

38) \* 土屋恵一議員

508P 事務用デスク、折りたたみイス 81,550円他用途に使用可能であり、議員報酬で購入すべき物。返還請求額 81,550円。

509P 備品(冷蔵庫、ファイルボックス、吸盤等) 16,994円  
甘い判定でも50%按分が妥当。返還請求額 8,497円。

823～824P 事務機器リース代6、8月分 32,550円

1347～1348P 事務機器リース代9月分 16,275円

1359P 電気料9月分 14,693円

1385P コピー機使用料 9月支払分 11,884円

1607～1608P 事務機器リース代10月分 16,275円

以上5件県政調査費専用とはいえない。50%按分が妥当。返還請求額 45,838円。

1765P 長形3号名入り封筒代 31,500円 県政調査費専用とはいえない。  
50%按分が妥当。 返還請求額 15,750円。

**返還請求額 151,635円**

39) \* 長峰宏芳議員

701P 事務機賃借料 4-6月分 45,000円

1314P 事務機賃借料 7、8月分 30,000円

1516P 事務機賃借料 9月分 15,000円

2116P 事務機賃借料 10-12月分 45,000円

3198P 事務機賃借料 1-3月分 45,000円

親族が経営する会社との契約は、「運用指針」の「充当する際の基本的原則」にも抵触するので全額不当。返還請求額 180,000円。

**返還請求額 180,000円**

40) \* 備品設置者:(有)コスモサービス 代表 中村 健 負担者(支出者)中村 健議員

291～292P コピー機、電話

インターネット接続、セキュリティ契約等のリース代など。4～6月分 50%按分  
40,500円

1124～1125P コピー機、電話機、インターネット接続、セキュリティ契約等のリース代など。7～9月分 50%按分 40,500円

機器の設置者は自身の経営する会社であり、「社会通念」から言えば「全額」を「会社」にて経費として計上し「確定申告」している筈である。従って50%分は経費の「二重計上」であり、県政調査費の充当は不当である。又自身が経営する会社との契約は全体がアイマイな「運用指針」の「充当する際の基本的原則」にも抵触する。返還請求額 81,000円。

**返還請求額 81,000円**

41) \* 長沼たけし議員

203P 4～6月分コピー使用料、プリンター・トナー  
50%按分 18,356円 内容不明確。トナー代なのか、トナー代を含むコピー枚数契約なのか。数量も不明。税金で負担させるなら、リコーの請求書を添付するべきだ。証拠書類不備で認められない。返還請求額 18,356円。

269P 文具、事務用品代 50%按分 6,615円

884P 事務用品 28,560円 レシートは金額のみ記載、購入明細無し。証拠書類不備で認められない。返還請求額 28,560円。

1123P コピー機使用料 7月分 10,000円 富士見市 KK 埼玉スポーツセンター扱い

1320P コピー機使用料 8月分 10,000円 富士見市 KK 埼玉スポーツセンター扱い

2128P コピー機使用料 11月分 10,000円 富士見市 KK 埼玉スポーツセンター扱い

2337P コピー機使用料 12月分 10,000円 富士見市 KK 埼玉スポーツセンター扱い

2703P コピー機使用料 1月分 10,000円 富士見市 KK 埼玉スポーツセンター扱い

2946P コピー機使用料 2月分 10,000円 富士見市 KK 埼玉スポーツセンター扱い

3271P コピー機使用料 3月分 10,000円 富士見市 KK 埼玉スポーツセンター扱い

以上7件定額払いなのか、ミニマム契約(X枚まで月1万円など)なのか不明。不思議な支払い方である。長沼議員はリコーよりコピー機をリースしており、別途毎月コピー機を使用するのはおかしい。寄付などの利益供与を隠すためなのか、キックバックを求めている事も考えられる。当方の調査洩れもあるようだ。不審あり全額不当。

返還請求額 70,000円。

**返還請求額 116,916円**

42) \*野中 厚議員

1839P 携帯電話料(政務調査職員用) 20,930円 全額県政調査費は不当

50%按分が相当。返還請求額 10,465円。

**返還請求額 10,465円**

43) \*蓮見昭一議員

1114～1116P コピー代、用紙代、カートリッジ代 7～9月支払い分 24,800円

全額県政調査費は不当。50%按分が相当。返還請求額 12,400円。

**返還請求額 12,400円**

44) \*深井 明議員

142～143P 4～6月分料金後納郵便料金 32,400円

甘く見ても50%按分が妥当と考える。返還請求額 16,200円。

473P 6尺書庫代 17,000円 他用途に使用可能で県政調査費充当は不当。

返還請求額 17,000円。

958～959P 固定電話料7月分 16,706円 甘く見ても50%按分が妥当と考える。

返還請求額 8,353円。

**返還請求額 41,553円**

45) \*藤本正人議員

1561～1563P 広報用印刷機リース代 10～12月分 3/4按分 39,218円

50%按分が相当。返還請求額 13,072円。

**返還請求額 13,072円**

46) \*松沢くにお議員

76P 印刷機リース代 4月分 63,735円

393P 印刷機リース代 5月分 63,735円

549P	印刷機リース代	6月分	63,735円
763P	印刷機リース代	7月分	63,735円
1135P	印刷機リース代	8月分	63,735円
1332P	印刷機リース代	9月分	63,735円
1959P	印刷機リース代	10月分	63,735円
2163P	印刷機リース代	11月分	63,735円
2380P	印刷機リース代	12月分	63,735円
2735P	印刷機リース代	1月分	63,735円
2993P	印刷機リース代	2月分	63,735円

リース内容の明細がなく、1か月分としては過大である。印刷機の稼働率を考慮して安価な方法を模索すべきである。リース契約は契約期間中解約できない拘束がある筈であり、安易なリース契約はポケットマネーなら出来ない筈だ。甘く判定して50%按分が妥当。返還請求額 350,542円。

**返還請求額小計 350,542円**

## 47) \*松本恒夫議員

P135	事務用品	4月13日	4,578	ケイヨーD2(レシートが故意に剥ぎ取られている)(明細なし)
P136	事務用品	4月23日	933	ケイヨーD2(レシートが故意に剥ぎ取られている)(明細なし)
P136	事務用品	4月28日	1,160	ベイシア 寄居 (明細なし)
P749	事務用品	7月18日	210	ダイソー(ヤオコー みどりが丘店)(明細なし)
P750	事務用品	7月31日	6,279	カタクラ 小川 (明細なし)
P753	事務用品	8月21日	1,155	ダイソー(ヤオコー みどりが丘店)(明細なし)
P754	事務用品	9月7日	997	ベイシア電器 嵐山(明細なし)
P754	事務用品	9月7日	2,160	カインズ 嵐山(明細なし)
P1784	事務用品	10月22日	4,735	岡部文具(明細なし)
P1785	事務用品	10月23日	1,128	カタクラ 小川(明細なし)
P1785	事務用品	10月25日	500	カタクラ 小川(明細なし)
P1785	事務用品	10月24日	3,860	ヤマダ電機(明細なし)
P1786	事務用品	10月27日	8,700	おかべ文具(明細なし)
P1786	事務用品	10月29日	9,040	サンキ寄居店(ヤオコー寄居店2F)(明細なし)
P1787	コピー用紙	10月30日	1,470	カタクラ 小川 (明細なし)
P1787	事務用品	11月6日	2,940	ダイソー(ヤオコー みどりが丘店)(明細なし)
P137	茶菓子	4月13日	2,276	カインズ 嵐山 (明細なし)
P137	茶菓子	4月17日	2,038	ライフコ ポレション 都幾川 (明細なし)
P137	茶菓子	4月28日	800	ふれあいの里たまがわ (明細なし)
P138	茶菓子	5月2日	3,553	カタクラ 小川 (明細なし)
P138	茶菓子	5月2日	1,198	コメリ (明細なし)
P748	茶菓子	7月3日	6,664	ヤオコー みどりが丘店 (明細なし)
P749	お茶代	7月19日	6,615	カインズ (明細なし)
P749	お茶代	7月21日	8,393	トライアル江南店 (明細なし)
P750	茶菓子	7月21日	3,264	ヤオコー嵐山 (明細なし)
P750	お茶・菓子	7月31日	5,877	ヤオコーみどりが丘 (明細なし)
P751	茶菓子代	8月4日	2,839	カインズ嵐山 (明細なし)
P751	茶菓子	8月4日	2,573	ベイシア嵐山 (明細なし)
P752	お茶代	8月20日	8,000	ヤオコーみどりが丘 (明細なし)
P753	茶菓子	8月21日	4,599	ヤオコーみどりが丘店(明細なし)
P753	茶菓子	9月6日	2,170	ライフコ ポレション 寄居(明細なし)
P755	お茶代	9月8日	4,659	ヤオコー嵐山 (明細なし)
P755	お茶代	9月29日	8,796	トライアル江南店 (明細なし)
P1605	お茶代	10月5日	9,350	トライアル江南店 (明細なし)
P1606	茶菓子	10月23日	5,694	トライアル江南店 (明細なし)
P1606	お茶・菓子	12月19日	14,037	ヤオコーみどりが丘店(明細なし)

上記の表の説明

「当該議員の支出は、茶菓子代、お茶代がかなり多く、その上に領収書の但し書きの文字が、領収書の発行店舗がまったく違うにも係らず、筆跡が極めて酷似しており、またその文字は、県政調査費領収書等貼付用紙に記入の文字とも酷似している。偽造領収書である。

「ケイヨーD2」の領収書に至っては、領収書の右側にレシート貼付がされていたにも関わらず、故意に剥ぎ取られており、購入品の明細を公表していない。このような支出は、購入品を隠ぺいすることによって、県政調査費の詐取と言える。

10月29日の「サンキ寄居店」における支出は、¥9,040の「事務雑貨」購入となっているが、そもその「サンキ」は衣料品（紳士・婦人・子供衣料等）の店舗であり、事務雑貨など¥9,040もの支出によって、県政調査活動の費用の一部となる物が買えるとは、考えられない。

「お茶代」「茶菓子代」としての支出であるとの議員の偽造申告であるが、どう見ても以下のような支出は、議員自身の生活のために支出された食料品や生活用品の領収書と判断する。購入品詳細を公表しなければ、全額を返還請求する。

このような県民を欺く行為は「詐欺罪」にも値する。

**返還請求額 153,240 円**

- 48) P139      6月30日   駐車場代      ¥37,800 小川石油      (松本恒夫)  
P756      9月23日   駐車場代      ¥37,800 小川石油      (松本恒夫)  
駐車場代 37,800 円 / 3ヶ月は、何代分の駐車場を借りているのかが不明であり、それ以前の問題として駐車場代は議員報酬で賄うべきである。  
そのため駐車場代は全額不当。

**返還請求額 75,600 円**

- 49) P756      9月25日   封筒代      ¥28,875 (株)三星社      (松本恒夫)  
会派や議員の封筒は、議員活動や政治活動に使われる目的が多く、事務所で使われる物のすべてが県政調査活動に使われるものではない。50%按分が妥当と考える。

**返還請求額 14,437 円**

- 50) P983 ~ 988   コピー機・パソコン・プリンターレンタル料金   ¥79,140  
全額支出は不当である。県政調査活動だけの利用はあり得ない。  
50%按分が妥当と考える。

**返還請求額 39,570 円**

- 51) P1801      ヤマダ電機   デジタルカメラ   ¥28,800   私的利用もできるような物は、県政調査費で購入すべきではない。

**返還請求額 28,800 円**

- 52) P1050 ~ 1051   電話代・携帯電話・水道料金は、50%按分が妥当。

**返還請求額 39,570 円**

53) \* 峯岸光夫議員

- 642P      事務所電話料6月分   8,971 円  
1528P      事務所電話料9月分   12,251 円  
甘い判定でも 50%按分が妥当。返還請求額 10,611 円。

**返還請求額 10,611 円**



54) \*貸主:(有)レック宮崎 代表 宮崎侯江 借主(支出者)宮崎栄治郎議員

293~294P 4~6月分事務室及び機器賃借料 60,000円

1121~1122P 7~9月分事務室及び機器賃借料 60,000円

社会通念から言えば、事務機及び事務室の費用は会社の経費として「全額」を「会社」にて経費として計上し「確定申告」している筈である。従って充当額は経費の「二重計上」であり、県政調査費の充当は不当である。又家族(同一住所)が経営する会社との契約は全体がアイマイな「運用指針」の「充当する際の基本的原則」にも抵触する。返還請求額 120,000円。

**返還請求額 120,000円**

55) \*森田光一議員

111~112P 4~6月分電話料金 50%按分 25,465円

甘く見て妥当と評価。

243P 4~6月分来客等駐車場賃借料 50%按分 45,630円

1029~1031P 7~9月分来客等駐車場賃借料 50%按分 45,630円

1797~1799P 10~12月分来客等駐車場賃借料 50%按分 45,630円

以上3件駐車場賃借料月額30,420円は、仄聞するところでは3台分(市街地中心部?)と聞いているが、来客の駐車料まで公然と税金で負担するのは不当。議員本人用に限定するべきであり、本人用も安価な所を探すべきであるが、それ以前の問題として駐車料は議員報酬で賄うべきだ。全額不当。(後記参照)返還請求額 136,890円。

860~862P プリンター用カラーインク代 9,269円

私用も可能であり甘く見ても50%按分が妥当。返還請求額 4,634円。

863~867P インターネット使用料 7,968円

私用も可能であり甘く見ても50%按分が妥当。返還請求額 3,984円。

又議員個人使用なのに何故会派支出なのか。

**返還請求額 145,508円**

56) \*諸井真英議員

98~99P PCソフト、OS購入費 35,280円

Iphone RAE-JP 7,429円はスペイン語学習ソフトにて充当は不当。Mac box set ファミリーパック 23,619円は複数台分であり、全額充当は不当。又apple社パソコンは個人の趣味用の色彩が強く県政調査費の充当は疑問あり。返還請求額 35,280円

1342P 電話、ファクス、電気料 9月支払分 15,887円全額県政調査費は不当。

50%按分が相当。返還請求額 7,943円。

**返還請求額 43,223円**

57) \*支出者:吉田醸造(株) 議員名:吉田 弘

325P 固定・携帯電話料 50及び25%按分 10,215円

455P コピー機カートリッジ、ランプ代 50%按分 4,751円

460P 電気料4月分 50%按分 7,938円  
 467P 電話代 50%按分 1,778円  
 489P 電話機、パソコンリース代 50%按分 18,690円  
 526P 電話(固定・携帯)代 50%按分 10,796円  
 543P コピー機、電話機、パソコンリース代 50%按分 23,265円  
 625P 電気料5月分 50%按分 7,242円  
 646P コピー機トナー代、ランニング代 50%按分 5,838円  
 708P 電話(固定・携帯)代 50%按分 10,576円  
 620P お茶代 50%按分 7,875円  
 1015P 電話代 6月分 50%按分 3,563円  
 1016P コピー機、パソコン、電話機リース代 7月支払い分 50%按 21,315円  
 1072P 固定電話 50%按分 携帯電話 25%按分 7月支払い分 10,482円  
 1073P お茶代 7875円  
 1281P コピー機、パソコン、電話機リース代 8月支払い分 50%按 23,441円  
 1303P 固定電話 50%按分 携帯電話 25%按分 8月支払い分 14,411円  
 1476P コピー機、パソコン、電話機リース代 8月支払い分 50%按 21,315円  
 1509P 固定電話 50%按分 携帯電話 25%按分 9月支払い分 14,895円  
 1766P コピー機リース代 電気料 10月分 50%按分 29,023円

以上の契約者は自身経営する会社名であり、「社会通念」から言えば「全額」を「会社」にて経費として計上し「確定申告」している筈である(収入としてきちんと計上処理していれば別だが)。従って50%分は経費の「二重計上」であり、県政調査費の充当は不当である。

返還請求額 255,284円。

**返還請求額 255,284円**

58) \*和田 浩議員

1239P 事務所備品シュレッダー 19,800円 全額県政調査費はおかしい。50%按分が相当。返還請求額 9,900円。

1390P 駐車料2台分 契約仲介料 14,000円

1571P 駐車料2台分 10月分 14,000円

駐車料への充当は不当である。それ以前の問題として駐車料は議員報酬で賄うべきだ。

(後記参照) 返還請求額 28,000円。

1670P 茶菓子代 500X30個 15,000円 甘く判定して50%按分 返還請求額 7,500円。

**返還請求額 45,400円**

**事務費を閲覧して見えてきた根本的な問題点**

・会派支給について

埼玉県議会の場合、県政調査費は、会派交付であるが、会派交付と言う原則が現実には即していない為に議員が混乱している。議員の個人使用のような領収書が多い。現実には即した方法に改めるべきである。

会派名での充当は、「調査報告書」のある文字通りのグループ調査活動に限定し、議員が責任を持ち、説明責任を果たすべく、改正を行うべきである。

・自宅・事務所兼用時の按分について

自宅を事務所に併用しているケースでは、電気・水道料など 50%按分している例が多い。形の上では指針に従っているらしいと評価できるが、実質は事務所を借りることが、県政調査活動とは評価できない。

・駐車場代・駐車料について

「来客等駐車場賃借料」の例示がある。これは「運用指針」がお手盛りだからこのような例示になる。議員本人用駐車場は本来「議員報酬」で賄うべきであり、「来客用」も含めて県政調査費の充当を認める「運用指針」は不当である。

調査研究費、会議費、グループ活動費、広聴費にも「駐車料」の例示があるが、文意は個別（当日限り）の駐車料金であり、月次の駐車料は明らかな「拡大解釈」である。「拡大解釈」「裁量」を是認するかのごとき運用指針の欠陥である。

スーパーマーケットや商店が来客用駐車場を用意するのは「お客様」に来て頂く為の施策であるが、県民が議員への相談や要請の為に「税金」で用意するべくではない。来客が自分で用意すべき性格の物である。

スーパーマーケットや商店では、レシートを提示することで初めて「駐車料が無料」とするくらいに、客商売なのに厳しい対応をしている。政官は大甘である。

・茶菓代について

茶菓代、「政治家はそれくらいするのが当然」と考えている住民は多いかもしれないが、政治家は、寄付の禁止は法律で決まっている。茶菓、飲み物も禁止にすればよい。埼玉県条例で禁止する事も出来る筈ではないのか？

・市民、有権者、選挙民を本当に大事にするなら・・・

本当に大事にするなら、キッチンと議会報告を行い、意見を聞きに自ら街中へ出向き、多くの市民の声を聞いて有用な行政チェックに生かすべく、「御用聞き」に歩くべきだ。相談や要請に来る市民は、お茶や茶菓子の接待を求めて来るのではない。

・ハガキ・切手について

議員が郵送する郵便物は 1 通、2 通ということはありません。纏れば切手貼付は相当な手数になり、通常は「別納扱い」のゴム印を押す筈である。従って「記念切手」購入は個人の趣味用と考えるのが普通であり、「県政調査費」の充当は 99%不当であると言える。普通切手やハガキの纏め買いも多くは「私用」のものとする。

**(オ) 資料購入・作成費**

問題点及び内容明細

・書籍名明記のないものが大半を占めている。例え明記されていても、調査研究に直結するものは殆どなく、大半が一般書籍であり、このような書籍について県民は、個人の家計費から支出しているものである。また議員は県民の平均収入の 2 倍以上の報酬がありながら、県政調査費を生活費のように扱い、その姿勢は県民感覚とのズレ以外の何者でもない。

県政調査費を閲覧する県民が少ないのを幸いに、充当できそうなものには湯水のごとく充当している。「私物化」している。

・新聞購読も県民は家計支出である。議員の購読も報酬で賄うべきである。一人で6紙も購読代を充当するに至っては論外であり、その原資を考えていない所業である。

「県政調査費の充当可」とするお手盛りの「運用指針」があるから、普通なら購読しない「聖教新聞」や「赤旗」など「お付き合い」感覚で購読しているのも不当である。県政調査費は「交際費」ではない。

・高額な「同和団体」の書籍購入が2冊ある。県政調査費であるから、このような高額な書籍を購入していると判断する。

・ゼンリンの住宅地図は選挙用であり充当不当。地域の図書館を利用すべきだ。

・定期購読なのに購読期間明記のないレシートは説明責任の欠如である。

・一般誌を含めて雑誌類は議会図書館に購入要求すれば間に合う筈であり、自治体の図書館で大半は常備している。地域図書館をもっと活用するべきである。

・コピー代、写真代の名目だけで高額の要求がある。埼玉県職員録を複数購入する事例もある。「日本の論点」2冊購入事例もある。調査研究目的でも疑問があるのに、複数冊購入はどのような理由なのか説明されていない。また、議員は公金であることの感覚を失っているものと判断する。

・「埼玉県議会自由民主党議員団」の捺印がある場合でも、「振込み人名」から分かるものは「各議員の購入」とした。

・政策提案のための資料であれば、「会派」として共同購入すればよい筈である。又必要書籍であれば議会図書館に購入要求するべきである。議員は議会図書館の利用をするべきであり、また会派が購入した書籍類も議会議員全員で利用できるよう、議会図書館へ入れるべきである。私物化は許されない。

会派へ交付の政務調査費であるところから、個人的に購入した書籍類は、議員の「趣味や教養」のために購入したと判断する他はない。

## 『結論』

資料閲覧の結果、下記に取り上げたものは議員報酬で購入すべき新聞代、書籍代を中心に特に関心を持ったものであり、全部ではない。しかし「運用指針」にて充当可としていても、下記は、県民感覚では、その充当を認めることはできない。その理由としては、一般県民が家計費から支出しているものを、一般県民の平均収入の2倍以上の議員報酬を得ながら、議員報酬で賄わずに、「第二の給与」と言われる「県政調査費」から、県民の貴重な税金から、公金の支出で無いような感覚で支出しているのは認められないからである。

従って、下記に挙げたものは全て「県政調査費」の充当は不当と判定し、全額の返還を求めらる。

1) 26-27P 中国の歴史に関する(秦、漢、唐)史実書 文庫4巻 3168円

名称不明書籍 3点 5145 円 新書 1冊 714 円 計 9027 円

91P 新聞購読料 4, 5 月分、朝日、読売、農業、英字、聖教、日本経済 計 36450 円

133P 書籍名不明の書籍代 3冊 5880 円、「日本国勢図会」2699 円他 計 8579 円

140P 書籍名不明の書籍代 2449 円

149P 誌名不詳月刊誌 4冊 3000 円

167P パソコンで議会報告書作成に関する書籍代「イラストデザイン」「チラシデザイン」 計 5229 円

214P 6 月分書籍代 山下書店羽田店新書 720 円、有隣堂羽田店 798 円、ACADEMIA「現代農業」860 円、旭屋書店・雑誌及び文庫? 1588 円 計 3966 円

221P 書籍名不明書籍代・知覧町特攻平和会館書店 3360 円

223P 書籍代(雑誌文芸春秋 7 月号、「世界がもし 100 人の村だったら」)計 2010 円

228P 書籍名不明書籍代 社会・政治関係書籍 2冊 2364 円

233P 写真プリント代 2店 13192 円

241 - 242P 月刊「ガバナンス」年間購読料、21 年 4 月 - 22 年 3 月 9600 円

256P 報告者不明。書籍代、「身分格差」「日本経済史」 新書 2冊 1680 円

257P 報告者不明。同和文献保存会書籍代 72630 円

920p 報告者不明。同和文献保存会書籍代 72630 円

同和問題施策は「国」として終結、との結論がある。国の施策を県が遵守するのは必然の事。その県政をチェックするべき県議会が、国の施策に反して関連書籍購入を通じて同和問題への便益を与える行為を行う、「存在価値を問われる」自覚はないのか！

**\* 書籍恐喝販売：恐喝罪の出版社元所長に懲役 2 年 10 ヶ月-地裁判決/岡山 7 月 27 日**  
これは 2010 年 7 月 27 日付毎日新聞：岡山 Web 地方版記事の見出しである。

記事本文は『偽の同和、右翼団体を名乗って書籍を高額で売りつけたとして恐喝罪に問われた出版社「エス・ピー・ピー」岡山営業所の元所長ら 6 人に対する判決公判が 26 日、岡山地裁であった。藤原美弥子裁判官は元所長の小鷹幾也被告(63)に懲役 2 年 10 月(求刑懲役 3 年 6 月)の実刑、他の 5 人には懲役 2 年 6 月~2 年 10 月の執行猶予付き判決を言い渡した。判決によると、小鷹被告らは 08 年 3 月~09 年 8 月、県内の会社を中心に「同和文献保存会」などと右翼や同和団体を装って電話。「若いもんを行かすぞ」などと脅して、1冊約 5~6 万円の高額書籍を売りつけ、15 件計約 81 万円を脅し取るなどした。藤原裁判官は「会社ぐるみで組織的、常習的に実行しており、態様は悪質。小鷹被告は営業所を取り仕切っており役割は非常に大きい」と理由を述べた。』

<http://mainichi.jp/area/okayama/news/20100727ddlk33040449000c.html#>

300P 書籍名不明書籍代 1350 円

304 - 305P 書籍名不明書籍代、ブックス鶴ヶ島インター扱い 14180 円

- 321P セブンイレブン入間中神店 コピー代 2500 円  
 322P 三省堂大宮 書籍名不明書籍 3 点 7182 円  
 368P 資料作成用事務用品 4 点 ジョイフル本田幸手店 2156 円  
 379P 新聞購読料 6 紙 7 - 9 月分 聖教・朝日・農業・読売・英字・日経  
 18225 × 3 = 54675 円 (竹並万吉議員 ?)  
 454P 新聞代 5 か月分 レシート紛失の為手書き 19880 円  
 492P 書籍名不明書籍代 新書 2 冊 1533 円  
 496P 書籍名不明書籍代 新書 2 冊 1628 円  
 508P 書籍名不明書籍代 単行本・新書各 1 冊 2335 円  
 548P 写真代 33127 円  
 565P ゼンリン住宅地図 旧児玉町 9225 円  
 601P 資格試験の書籍 1890 円  
 620P 書籍名不明書籍 1 冊、新書 2 冊、計 2552 円  
 621P 書籍名不明書籍代 1365 円  
 626P 書籍名不明書籍代 実用書 1281 円  
 662P 書籍名不明書籍代 新書 798 円  
 676p 書籍名不明資料書籍代 3255 円  
 689p 新聞購読料 6 紙 10 - 12 月分 聖教・朝日・農業・読売・英字・日経  
 18225 × 3 = 54675 円 (竹並万吉議員 ?)  
 725p 雑誌名不明月刊誌 2 冊 3415 円  
 726p 書籍名不明書籍代 埼玉ダルク支援センター 1,000 円  
 730P 「自治体法務検定公式テキスト」第一法規 2940 円  
 736P 資料作成の為のデジカメプリント代 3 件 8335 円  
 753P 書籍名不明書籍代 ブックス鶴ヶ島インター扱い 1640 円  
 783P 書籍名不明書籍代 紀伊国屋新宿扱い和雑誌 6300 円他単行本 2 冊計 8925 円  
 906p デジカメプリント他 キタムラ イオン浦和美園 3664 円  
 916p 県内地図・関東地図 くまざわ書店宮原 4620 円  
 922P 書籍名不明書籍代 MOOK ひまわり書店飯能本店 2900 円  
 981P 新聞購読代 1 - 3 月分 朝日・農業 19425 円 (竹並万吉議員 ?)  
 982P 聖教新聞 1 - 3 月分 5640 円 (竹並万吉議員 ?)  
 983P 新聞購読代 1 - 3 月分 読売・日経・農業 29610 円 (竹並万吉議員 ?)  
 1045P 書籍「欧州遺産」「アメリカを支配するパワーエリート」4410 円  
 1051P 書籍「アメーバ経営」5 冊 三省堂大宮店 7875 円  
 1243P 日本農業新聞購読料 7 - 3 月分 22950 円  
 1245P 書籍名不明書籍代 単行本 6 冊 8715 円

返還請求額 597,817 円

## 2) 逢沢義朗議員

- 25P 愛情説法??? 1500 円 新書 2850 円 計 4350 円 新書は書籍名明記なし

71P 朝日、産経、聖教新聞 4 月分、計 8755 円  
246P 「月刊日本」購読料 期間不明 8000 円  
511P 書籍「アメリカの政治弱体化で好況 NO.14」 5740 円  
295P 社団法人実践倫理宏正会 書籍代 3600 円  
585P 埼玉県報 28 号、34 号 18000 円  
586P 選択出版 KK 「選択」購読料（期間不明） 12000 円  
645P 新聞購読料 10 - 12 月分 朝日・産経 20625 円  
646P 新聞購読料 10 - 12 月分 聖教 5640 円  
647P 新聞購読料 10 - 12 月分 読売 11775 円  
755P 教育新聞年間購読料 日本教育新聞社 31500 円  
948P 新聞購読料 1 - 3 月分 朝日・産経 20625 円  
949P 新聞購読料 1 - 3 月分 読売 11775 円  
950P 新聞購読料 1 - 3 月分 聖教 5640 円

**返還請求額 168,025 円**

**3 ) 石井平夫議員**

494P ゼンリン住宅地図 蓮田市 14280 円  
547P 埼玉新聞 7 - 9 月購読料 8700 円  
659P 新聞購読料 10 - 12 月分 50%按分 朝日・農業新聞未集 5197 円  
768 - 770P 図書費 AMAZONN 扱い 「ヨーロッパ経済論」「アメリカ経済論」「ロシア・東欧経済論」「アフリカ経済論」4 点 13817 円

**返還請求額 41,994 円**

**4 ) 井上直子議員**

1169P 条例(条例名不明)集 KK ぎょうせい 6000 円 **返還請求額 6,000 円**

**5 ) 岩崎 宏議員**

125P 新聞購読料 4 月分 読売・埼玉 計 6160 円 レシート宛先は自身経営する KK 岩崎工務店  
194P 新聞購読料 5 月分 読売・埼玉 計 6160 円 レシート宛先は自身経営する KK 岩崎工務店  
271 - 272P 新聞購読料 6 月分 読売・埼玉・聖教 計 8040 円 レシート宛先は自身経営する KK 岩崎工務店  
373P 新聞購読料 7 月分 読売・埼玉 計 6160 円 レシート宛先は自身経営する KK 岩崎工務店  
467P 新聞購読料 8 月分 読売・埼玉 計 6160 円 レシート宛先は自身経営する KK 岩崎工務店  
880 - 882p 新聞代 10 - 12 月分 読売・埼玉・赤旗 20880 円

**返還請求額 53,560 円**

**6 ) 梅沢佳一議員**

15P 公明新聞代 21 年 1 年分 22020 円  
16P 聖教新聞代 21 年 1 年分 22560 円

39P 番号 0008 名称不明書籍代 21840 円  
159P MOKU 出版 書籍代 10000 円  
273P KK ぎょうせい 書籍代 3960 円  
437P 日本教育新聞社 資料代 15750 円  
917p 公明新聞年間購読料 h22 年 22020 円  
918p 聖教新聞年間購読料 h22 年 22560 円  
1124P 2 月定例会一般質問 DVD 16000 円  
1153P 資料(名称不明)購入費 KK ぎょうせい 6000 円  
1175P 新聞購読料 7・8 月分 朝日・埼玉 12730 円  
1176P 新聞購読料 9・10 月分朝日・埼玉 12730 円  
1177P 新聞購読料 11・12 月分 朝日・埼玉 12730 円

**返還請求額 200,900 円**

**7) 奥の木信夫議員**

531 - 533P 朝日新聞 6 か月分購読料 23550 円  
744P 写真プリント代 26975 円 !!!  
1207 - 1208P 新聞代 朝日・埼玉 1 - 3 月分 20475 円

**返還請求額 71,000 円**

**8) 大山 忍議員**

29P 書籍代 4 店舗より 6 点? 計 5269 円 書籍名明記無し  
86P 新聞代 4 月分 聖教・公明 3715 円、毎日 3466 円、日経エクスプレス 2100 円  
日本経済 3975 円 計 13256 円  
131P 書籍代 名称不明新書 3 冊 2457 円  
331P KK ぎょうせい 書籍名不明書籍代 5500 円  
570P 日本教育新聞社 新聞購読料半年分 15750 円(後援会支払分)

**返還請求額 42,232 円**

**9) 加藤裕康議員**

433P 雑誌代 1569 円  
810P ゼンリン住宅地図 4 冊 岡部・花園・川本・寄居 33022 円

**返還請求額 34,591 円**

**10) 神尾高善議員**

38P ゼンリン書籍代 9450 円 書籍名明記無し  
121 - 122P 新聞購読料 4 月分 日刊赤旗・埼玉・聖教 7680 円  
447 - 448P 新聞購読料 8 月分 日経・埼玉・日刊赤旗・聖教 11655 円  
490 - 491P 新聞購読料 9 月分 日本教育新聞社・埼玉・聖教・日刊赤旗計  
23430 円  
507P 書籍名不明書籍代 3799 円  
569P H21 年 9 月定例会一般質問ビデオテープ代 15000 円  
611P 書籍名不明書籍代 3125 円  
629 - 630P 新聞購読料 10 月分 埼玉・日刊赤旗・聖教、埼玉時事新聞社購読料(期



間不明) 10000 円 計 17680 円  
1057P 書籍名不明書籍代 新日本法規出版 KK 10542 円  
1116P 県政調査活動資料作成費 依頼先不明 2 件 69510 円  
1131P 日本教育新聞購読料 期間明示なし 15750 円

返還請求額 187,621 円

11) 神谷議員

1061P 県政報告資料印刷代 7870 円

返還請求額 7,870 円

12) 北堀 篤議員

739P 書籍名不明書籍代 新日本法規出版 KK 6650 円  
831P 書籍名不明書籍代 須原屋コルソ店 3570 円

返還請求額 10,220 円

13) 小島信昭議員

7P 新聞購読料 赤旗 日刊 2900 円 / 月、日曜版 800 円 / 月  
2009 年 4 月から 1 年分 44,400 円  
622P 書籍名不明書籍代 1890 円

返還請求額 46,290 円

14) 小林哲也議員

155P 書籍名不明書籍代 2835 円 三省堂大宮店で何故手書き領収書なのか  
199P 読売新聞購読料 5 月分 50%按分 1680 円  
261P 読売新聞購読料 6 月分 50%按分 1680 円  
264P 書籍代 埼玉県職員録 5 冊 4750 円  
302P 書籍名不明書籍代 (福祉関係) 3255 円

返還請求額 14,200 円

15) 小森谷 昭議員

1055P 教育問題他書籍代「図解 教育注視」「子供と向き合う時間 ??????と教師の職務の効率化」「地域連携で学校を問題ゼロにする」「日本の論点」 計 10670 円  
1058P 書籍「地域主権道州制がよく分かる本」「民主党が日本を変える地域主権改革宣言」計 2200 円  
1146P 書籍「改革はどこへ行った」「欧州迷走」「C02 25%削減で日本人の年収は半減する」5460 円

返還請求額 18,330 円

16) 鹿川文夫議員

76 - 77P 朝日 4 月分 3364 円、聖教・公明 4 月分 3715 円、赤旗日刊及び日曜版 4 月分 3700 円、計 10779 円  
163 - 165P 朝日 5 月分 2704 円、聖教・公明 5 月分 3715 円、赤旗日刊及び日曜版 5 月分 3700 円、計 10119 円  
731P 農民新聞購読料 (購読期間不明) 12880 円

返還請求額 33,778 円

17) 渋谷 実議員

45P フィルム代 420 円、写真代 5957 円 計 6377 円  
103 - 104P 新聞購読料 4 月分 聖教・朝日・日刊赤旗 8099 円  
243P 「国民ジャーナル」年間購読料 12100 円  
430P 憲政新聞年間購読料 10000 円  
526P 「明日への選択」年間購読料 7000 円

返還請求額 43,576 円

18) 島田正一議員

327 - 328P 書籍・埼玉県職員録 2 冊 1900 円、書籍名不明 2628 円、県民公論社半年分購読料 10000 円 計 14528 円  
1150P 情報誌購読料 (購読期間不明) 埼玉情報社 10000 円  
1164P 情報誌購読料 (購読期間不明) 県民公論社 10000 円

返還請求額 34,528 円

19) 鈴木聖二議員

311 - 312P 武蔵新報社年間購読料 6000 円、埼玉グラフ 5 - 10 月購読料 4000 円  
計 10000 円  
416 - 417P 新聞購読料 7 - 9 月分 朝日・埼玉・読売 28860 円  
449P 書籍代 「現代中国の実力者」「脳の活性化について」 3294 円  
557 - 560P 書籍名不明書籍 雑誌 2 点、新書・文庫各 1、単行本 3 冊、「会社四季報」  
「太平洋戦争と航空隊」新聞 10 - 12 月購読料 読売・朝日・埼玉 計 41837 円  
1003 - 1008P 新聞購読代 1 - 3 月分 朝日・読売・埼玉 28860 円、各種書籍 17 冊  
24666 円 計 53526 円。  
1120P 一般質問を収録した DVD 県政報告会等用 16000 円  
1133P 県政報告紙用写真現像代 (本会議一般質問、知事に対する予算要望等)  
14490 円  
1139P サイタマグラフ購読料 H21 年 11 月号より 6 か月分 4000 円

返還請求額 172,007 円

20) 鈴木 弘議員

整理番号 0043 第一法規 KK 書籍代 10350 円 書籍名明記なし  
40P 写真代 13448 円 公私用の別不明  
4P 潮流社、書籍名不明書籍代 3 回 計 30000 円 (1 回) 10000 円  
314P ダイヤモンド社 書籍名不明書籍代 23800 円  
345P 新聞購読料 7 - 8 月分・産経・埼玉 11700 円  
346 - 347P 毎日新聞 7 - 9 月購読料 11775 円  
367P 潮流社、書籍名不明書籍代 7 - 9 月分 30000 円  
606P 潮流社、書籍名不明書籍代 10 - 12 月分 30000 円  
624P 書籍名不明書籍代 KK テーミス、KK プレジデント、埼玉情報社、  
3 社計 32000 円

639 - 640P 新聞購読料 10 - 12 月分 日経・農業 20799 円  
641 - 642P 毎日新聞 10 - 12 月購読料 11775 円  
643 - 644P 新聞購読料 10 - 12 月分 産経・埼玉 17550 円  
913p 「カレント」購読料(購読期間不明) 潮流社、10000 円  
1043P 「カレント」購読料(購読期間不明) 潮流社、10000 円  
1138P 「カレント」購読料(購読期間不明) 潮流社、10000 円

返還請求額 273,197 円

**21) 鈴木義弘議員**

865p 書籍名不明書籍代 kk ぎょうせい 2500 円  
1197P 書籍名不明書籍代 kk ぎょうせい 6000 円

返還請求額 8,500 円

**22) 高橋政雄議員**

100P 朝日新聞購読料 4 月分 3600 円  
101P 赤旗日刊及び日曜版購読料 4 月分 3700 円  
102P 聖教新聞購読料 4 月分 1880 円  
876p ゼンリン地図 さいたま市緑区 10710 円

返還請求額 19,890 円

**23) 滝瀬副次議員**

154P 資料名不詳資料購入 2000 円  
248P KK ぎょうせい 書籍代 2160 円  
495P ゼンリン住宅地図 北本市 14280 円  
583P 日本農業新聞半年分購読料 H21 年 4 月より 15300 円  
584P 「家の光」半年分購読料 H21 年 4 月より 4190 円  
651P 資料代 日本スポーツ吹矢協会 3000 円  
801P 書籍名不明資料購入費 KK ニホンミック扱い 18000 円  
924P 資料購入代 旧陸軍桶川飛行学校を語り継ぐ会扱い 2000 円  
1137P 埼玉グラフ購読料 H21 年 11 月より 6 ヶ月 4000 円

返還請求額 64,930 円

**24) 竹並万吉議員**

57 - 58P 県政調査時撮影写真代 1680 円、コピー代 750 円、写真代 3710 円、  
計 6140 円  
258 - 259P 新聞購読料 6 紙 6 月分 聖教・朝日・農業・読売・英字・日経  
18225 円  
428P ゼンリン・県政調作用デジタウン本庄市(DVD ? 1 枚) 22350 円  
434P 書籍・「地域主権形道州制」「図解・地域主権形道州制がすぐわかる本」  
1450 円  
「黒い牛乳」777 円 計 2227 円  
566P 電子辞書 20740 円

返還請求額 69,682 円

25) 田中龍夫議員

387P 7 - 9 月分新聞購読料 読売 50%按分 5275 円、埼玉 8700 円 計 13975 円  
1025 - 1026P 10 - 12 月分新聞購読料 読売 50%按分 5275 円、埼玉 8700 円  
計 13975 円  
1047P 「人間新報」購読料 (購読期間不明) 20000 円  
1048P 雑誌「SAPIO」年間購読料 (何時から?) 10000 円

返還請求額 57,950 円

26) 田村琢実議員

171 - 172P 書籍代。市町村合併問題の単行本 4 冊、新書 1 冊 4842 円  
234 - 235P 書籍代 (現代日本人の意識構造、誰が合併を決めたのか - さいたま市合併報告書) 計 3025 円

返還請求額 7,867 円

27) 中村 健議員

169P 日本教育新聞社、書籍代 31500 円  
168P 第一法規、書籍名不明書籍代 25200 円  
740P 写真代 67305 円 (ただ「写真代」でこの金額は何だ!)  
856p 資料 (名称不明) 購入 kk ぎょうせい 2500 円  
1155P 資料 (名称不明) 購入 kk ぎょうせい 6000 円

返還請求額 132,505 円

28) 長峰宏芳議員

88 - 89P 赤旗日曜版購読料 4 - 6 月分 2400 円  
130P 新聞購読料 4, 5 月分 聖教・公明 7430 円  
561 - 562P 新聞購読料 8、10 月分 聖教・公明 7430 円  
571 - 572P 日本教育新聞社 教育新聞購読料 (期間不明) 16150 円  
563P 埼玉新聞購読料 8、10 月分 5800 円  
663p 行政調査新聞 21 年度購読料 12000 円  
1034P 日本教育新聞購読料 \*\*より 6 か月分 15750 円

返還請求額 66,960 円

29) 野中 厚議員

1221P 聖教新聞年間購読料 H21 年 4 月より 22560 円  
1222P 公明新聞年間購読料 H21 年 4 月より 22020 円

返還請求額 44,580 円

30) 野本陽一議員

657 - 658P 「中国重要人物事典」「オープンガイドブック Open Office org 3 DVD 付」  
計 12453 円  
718 - 720p 日経・公明新聞 10 - 12 月分 サイトマガグラフ購読料 (期間不明)  
計 20819 円  
975 - 976P 新聞購読料 日経 1 - 3 月、公明 2 月分 14984 円  
1219 - 1220P 埼玉新聞購読料 H21 年 4 月より 1 年分 17400 円

返還請求額 65,656 円

31) 蓮見昭一議員

83 - 84P 公明新聞代 4 - 6 月分 5505 円

返還請求額 5,505 円

32) 樋口邦利議員

67 - 69P LAWSON コピー代 計 8480 円

72 - 73P 聖教新聞代 4 - 6 月分 計 5640 円

341 - 342P 読売新聞購読料 7 - 9 月分 10395 円

516P コピー代 27000 円

599 - 600P 写真プリント代 5 回分 8535 円

608P サイトマガグラフ購読料 購読期間不明記 4300 円

631P 日本農業新聞購読料 10 - 12 月分 7650 円

729P 書籍名不明書籍購入代 2925 円

738P コピー代 3074 円

869p コピー代 22100 円 (ただ「コピー代」でこの金額は何だ！)

返還請求額 100,099 円

33) 深井 明議員

85P 月刊「情報さいたま」購読料 期間不明 10000 円

534 - 535P 「埼玉グラフ」半年 (5 - 10 月) 分購読料 4000 円、書籍「大宮の 100 年」9975 円、書籍名不明書籍代 1260 円 計 15235 円

返還請求額 25,235 円

34) 藤本正人議員

106P 新聞購読料 4 月分 公明・民報 3670 円

107P 新聞購読料 4 月分 朝日・読売は 50% 按分 3464 円、埼玉・家庭は全額 4475 円  
充当 計 7939 円

193P 新聞購読料 5 月分 朝日・読売は 50% 按分 3464 円、埼玉・家庭は全額 4475 円  
充当 計 7939 円

211P 書籍代 1617 円

216P 教育関係新聞代、日本教育新聞社 15750 円

270P 新聞購読料 6 月分 朝日・読売は 50% 按分 3464 円、埼玉・家庭は全額 4475 円  
充当 計 7939 円

299P 「福祉を変える経営」他、福祉関係書籍代 4685 円

316P 書籍名不明書籍代 (レシートは「ミツバチ見学会参加費」) 1600 円

703p 新聞購読料 10 月分 朝日・家庭・民報 朝日のみ 50% 按分 5142 円

817P 新聞購読料 日本教育新聞社 (購読期間不明) 15750 円

970P 書籍「実践ガイド 田園自然再生 よみがえる自然・生命・農・地域」  
2933 円

1041P 書籍「わが国農業・農村の再起」 2407 円

1161P 書籍名不明書籍代 KK ぎょうせい 6000 円

1184P ゼンリン住宅地図 25000 円

返還請求額 108,371 円

**35) 松沢邦翁議員**

142P ブリタニカジャパン社、書籍名不明書籍代 11600 円  
310P 書籍代 日本史 ????? 16999 円  
602P 「図解 地方議会改革 実践のポイント 100」2835 円  
623P 書籍名不明書籍代 KK ぎょうせい 5000 円  
866 - 868p 新聞代 読売・埼玉 10 - 12 月分 20475 円  
1156p 書籍名不明書籍代 KK ぎょうせい 6000 円  
1168P 書籍名不明書籍代 教育公論社 41580 円

返還請求額 104,489 円

**36) 松本恒夫議員**

49 - 56P 読売新聞 4 - 6 月分 10080 円、埼玉新聞 4 - 6 月分 8700 円、赤旗 4 - 6 月分 2400 円、聖教新聞 4 - 6 月分 5640 円、KK ぎょうせい 書籍代 5000 円、埼玉県職員録 5 冊 4750 円、コピー代 19647 円 計 56217 円 読売新聞のみ自宅共用で按分 50% 充当額 51177 円  
332 - 340P 新聞代 7 - 9 月分 埼玉 8700 円・朝日 50%按分 4200 円・赤旗日曜版 2400 円・聖教 8 - 9 月分 3760 円・KK ぎょうせい 書籍代 2500 円 計 21560 円  
587 - 21 年 9 月定例会一般質問ビデオテープ代 15000 円、埼玉民論社「埼玉民論」年間購読料 21 年 8 月まで 7000 円、書籍名不明書籍 1039 円、計 62508 円  
926 - 934P 朝日新聞 50%按分、「埼玉民論」購読料 10000 円他 計 31780 円

返還請求額 167,025 円

**37) 丸木議員**

22P 調査研究の為の総合雑誌 3 店より購入 計 7379 円  
雑誌 6 点雑誌名明記無し、書籍 1, 2 点書籍名明記無し

返還請求額 7,379 円

**38) 宮崎栄治郎議員**

229P 月刊誌購読料 1 年分、潮流社 5000 円  
236P 月刊誌購読料 1 年分、埼玉情報社 10000 円  
237P 時事通信社インターネット情報通信料 3 か月分 31500 円  
325P KK ぎょうせい 新聞雑誌購読料誌名不明 7500 円  
326P 浦和間税会機関紙購入 3000 円  
431P 資料作成費(内容不明) 46200 円  
515P 時事通信社インターネット情報通信料 3 か月分(7 - 9 月?) 31500 円  
625P 機関紙購入費 サイトマグラフ KK 4105 円  
833P 時事通信社インターネット情報通信料 3 か月分(10 - 12 月?) 31500 円  
921p 新聞・雑誌購読料 KK ぎょうせい 2500 円  
1159P 書籍名不明書籍代 KK ぎょうせい 6000 円  
1214P 時事通信社インターネット情報通信料 3 か月分(1 - 3 月?) 31500 円

返還請求額 210,305 円

39) 峯岸光夫議員

694p 資料代 よい国つくろう！日本国民会 1400 円  
695p 資料代 よい国つくろう！日本国民会 4000 円  
699p 資料代 ジャパニスト kk 2100 円  
807P 名刺作成代金 4725 円

返還請求額 12,225 円

40) 本木議員

825P 書籍「日本の論点」2冊 5800 円

返還請求額 5,800 円

41) 森田光一議員

64 66P 月刊ガバナンス 1 年分 9600 円、埼玉新聞 4 - 6 月分 8700 円、産経新聞 4 - 6 月分 8850 円、計 27150 円  
319 - 320P ゼンリン 書籍・地図・報告書等 50%按分 8478 円  
405 - 407P 新聞購読料 7 - 9 月分 埼玉・産経 17550 円  
444 - 446P 雑誌購読料 1 年分 09 年 8 月より 埼玉グラフ KK 8105 円  
613 - 619P 日本を守るために日本人が考えておくべきこと」1575 円、新書「水戦争」798 円、「子どもの権利条例・DVD」1500 円、「学校の先生が国を滅ぼす」1680 円、「47 都道府県 これマジ！？ 条例集」819 円、「最新 地方行政キーワード 地方行財政改革の論点」2500 円 計 6 点 8992 円  
671 - 673p 新聞購読料 10 - 12 月分 埼玉・産経 17550 円  
849 - 851P 「日本時事評論」年間購読料 H22 年 1 月より 4800 円、日本教育新聞購読料 2009 年 12 月より 6 か月分 15750 円 計 20550 円  
1204P 書籍「注解 地方議会先例集」 6000 円

返還請求額 114,375 円

42) 森田俊和議員

189P 新聞・雑誌購読料 5 月分 朝日・埼玉・週刊朝日 50%按分 4127 円  
190P 毎日新聞購読料 5 月分 3360 円  
191P 読売新聞購読料 5 月分 50%按分 1680 円  
275P 新聞・雑誌購読料 6 月分 朝日・埼玉・週刊朝日 50%按分 4317 円  
276P 毎日新聞購読料 6 月分 3360 円  
277P 読売新聞購読料 6 月分 50%按分 1680 円  
521P 書籍「図解 地方議会改革 - 実践のポイント 100」 2835 円  
957P 書籍名不明人文書籍 5 冊 3800 円  
1121 - 1122P 書籍「地方議会改革マニフェスト」「ダム撤去への道」等単行本 3 冊、新書 2 冊、文庫 4 冊、計 9 冊 9392 円  
1140P 古書籍「二・二六事件と郷土兵」「続二・二六事件と郷土兵」 5080 円  
1141P 新書「公務員ムダ論」740 円

返還請求額 40,371 円

43) 諸井真英議員

- 166P タイトル Manufactured Landscapes(US Edition)5854 円
- 212P DVD 購入費 (神の子たち、いのちの食べ方、おいしいコーヒーの真実) 9809 円
- 505 - 506P 書籍「人を動かす」「カーネギー・心を動かす話し方」 計 3255 円
- 517P 書籍名不明書籍代 1779 円
- 893 - 894p 書籍「変幻自在 オバマ大統領は黒人か」1470 円、書籍名不明 6794 円他
- 3 冊 計 9924 円
- 1123P 2 月定例会一般質問 DVD 16000 円

返還請求額 46,621 円

44) 吉田 弘議員

- 292P 書籍名不明書籍代 2772 円
- 301P 書籍代 ? (ネットワーク「日本再建」年会費、H21 年 8 月より) 10000 円
- 308P 「明日への選択」地方議員ネットワーク 書籍代 3000 円
- 501P 致知出版社 雑誌 ? 1 年分購読代 10000 円
- 674p 新聞購読料 10 月分 読売・埼玉・聖教 8389 円
- 742P 書籍代 振込先名不鮮明 10000 円
- 1158P 書籍名不明書籍代 KK ぎょうせい 6000 円

返還請求額 50,161 円

45) 和田 浩議員

- 478P 日本教育新聞社 新聞購読料 (期間不明) 31500 円
- 632P 書籍名不明人文書 2835 円
- 1152P 法令集 (法令名不明) 購入費 新日本法規出版 20487 円

返還請求額 54,822 円

.....

**(カ) 事務費**

1) 下記領収書は、松本恒夫議員の名刺代である。名刺は、「青森地裁 (判決日：平成 18 年 10 月 20 日)(平成 17 (行ウ)4 号)によれば、議員としての通常の活動を  
超えた調査研究活動のために必要な経費とは考え難く、認められていないため、例え  
指針の中で認められていても、不当支出と言える。

また、領収書の日付と貼付用紙の日付の筆跡が酷似しており、偽造された可能性もある。作成枚数などは不明であり、按分されていても不当支出である。

P1161 8 月 5 日 名刺印刷代 おかもと印刷 ¥7,750 (松本恒夫)

返還請求額 ¥7,750 円

2) 下記領収書は、森田光一議員の名刺代である。名刺は、「青森地裁 (判決日：平成 18 年 10 月 20 日)(平成 17 (行ウ)4 号)によれば、議員としての通常の活動を超えた調査研究活動のために必要な経費とは考え難く、認められていないため、



例えば指針の中で認められていても、不当支出と言える。

また当該議員は、平成 22 年 6 月 21 日に議員を辞職し(添付資料：辞職願及び新聞記事)、同 7 月 23 日告示の東松山市長選挙に立候補し、同 8 月 1 日に当選を果たし 8 月 5 日に初登庁(添付資料：市発行の広報抜粋)となったが、下記 2 件の支出については、市長選挙に立候補することを前提として作成された名刺である。当該名刺は、県議会議員の肩書で作成されていても、翌年の選挙のことは見越して 2 万枚もの名刺を作ったものである。県政調査活動費用ではなく政治活動や選挙活動とも言える支出である。

ところで、当該名刺代金は、1 月 26 日に支払われたが、12 月 28 日には請求書が発行されているところから、年末年始に配布する目的で作られたものである。名刺でありながら新年のカレンダー付きの名刺を作成しており(添付資料：カラー写真入り名刺カレンダー付き)、事実、この名刺が新年の集まりで、名刺交換に使われる目的よりも、ピラのように撒くように配布されていたとの市民からの証言もあり、

名刺に記載された内容も、市長選挙公報(添付資料：東松山市発行の市長選挙公報抜粋)の内容と、極めて酷似しており、選挙目的に作成されたことは明らかである。

例えば按分されていて 50%の県政調査費からの支出であっても、不当な支出であることを免れない。

また、3 月 29 日支払の名刺 5000 枚は、6 月 21 日に議員辞職する予定であったにもかかわらず作成したものであって、市長選挙を見越した支出に他ならない。県政調査費からの支出として極めて不当である。

P2623~2625 1 月 26 日 名刺代金 (株)ときおかプランナー ¥94,159 (森田光一)

P3205~3207 3 月 29 日 名刺代金 (株)大正堂写真 ¥39,427 (森田光一)

**返還請求額 ¥133,586**

3) 下記支出は、文具代として(50%按分)支出されているものである。本支出内容について、(株)丸広百貨店・東松山店への調査を行ったところ、その領収書通番から購入品の内容の詳細が判明した。

その調査は当該店の販売員の協力を得たもので、販売の際に発行したレシートの写しを提供された(添付資料：お買い上げ明細)。それによると、5000 円はぬいぐるみ(添付資料：写真 1 枚)「キティちゃんぬいぐるみ」であることが判明した。その他はボールペンやその芯の購入であることがわかった。

県政調査費からの支出として、私的な物品の購入は違法である。このような支出は、議員でありながら「社会通念」を持ち合わせていないことが明白であり、県政調査費の原資を知っていながら、それに対する配慮もない。

ページ不明 9 月 14 日 (株)丸広百貨店・東松山店 ¥2,950 (森田光一)

**ぬいぐるみ代金についての返還請求額¥2,625**

## 別紙 2 ( 詳細説明部分 )

### イ 民主党・無所属の会

合計請求金額 ¥1,734,124

#### 民主党無所属の会に対する意見

議員が登庁することのすべてが「県政調査活動」となるのか疑問が残る。議員活動や会派の打ち合わせは議員活動であって、「県政調査活動」とは言えない。議員活動は議員として当然の仕事であって、何らかの交通費が発生するとそのすべてを「県政調査費」から充当していることは不当である。

また、領収書があれば、それをすべて「県政調査活動」に結びつけているように感じられ、県政調査費の原資に対する配慮が無い。

#### (ア) 調査研究費

1) 下記支出は、但し書きにもあるように「個人的な会費支出」であって、会派には何ら関係の無い支出である。指針 P 5 ( 1 ) 対象となる活動の例に当たらない。

P 7 7 5月7日

( 茅野和廣 ) 参加費 ¥1,000 ( 鳩ヶ谷国際友好協会平成 21 年度個人会費として )

**返還請求額 ¥1,000**

2) 下記支出は、神奈川県庁や藤沢市役所観光課などへ出向いた形跡すら無い、個人的な江の島観光の旅行である。

P 6 5 P 6 6 P 6 7 5月1日

行政視察交通費 ¥3,170 ( 電車等 ) ¥1,200 ( 駐車場 ) ( 茅野和廣 )

**返還請求額 ¥4,370**

3) 下記支出は、「倫理研究所」へ支払った書籍・研修会費であるが、何ら県政とは関係の無い団体であり、個人の費用として払うべきものである。

「指針」P 2 「 議員の職務の一環として行う県政調査活動のために支出する経費」にはあたらない。

資料(書籍)購入代 研修費) 埼玉久喜市倫理法人会 ( 岡 しげお )

P 1 3 0 5月26日 ¥10,000

P 1 4 1 6月1日 ¥10,000

P 3 7 7月21日 ¥10,000

P 5 5 9月15日 ¥10,000

P 6 7 10月12日 ¥10,000

P 8 0 11月9日 ¥10,000

P 9 6 12月7日 ¥10,000

P 1 1 9 1月26日 ¥10,000

P 1 2 9 2月13日 ¥10,000

P 1 4 6 3月9日 ¥10,000

**返還請求額 ¥100,000**

4) 下記支出は、議員個人所有のパスポート取得費用であって、私的経費といえる。  
また、10年用を取得し5年用取得費用を支出するなど、按分していると推認されるが、  
そもそも全額が私的経費である。

P15 9月17日 パスポート取得 ¥11,000 (岡 しげお)

**返還要求額 11,000**

5) 下記支出は、議員名が判明しないが、筆跡が同じであることや、ひばりが丘パルコ店の航空券代金であるところから、同一議員が支出したものと見える。

1か月の間に、同じ場所へ2回も出向くという調査はあり得ない。また当該支出議員は吉田芳朝議員であると推認されるところ、当該議員は他の調査費用については行き先など書類に明記しているにも関わらず、この2枚の領収書のみ「交通費」との記載のみである。調査研究費用であったとの証拠書類とは言えない。

P100 5月14日 ¥34,200 交通費 (吉田 芳朝)

P128 5月23日 ¥34,200 交通費 (吉田 芳朝)

**返還請求額 ¥68,400**

6) 下記支出は、当該議員が「地方分権・行財政改革特別委員会」の行政視察へ出向いた日であるため費用弁償が払われており、別に交通費を県政調査費から支出することは、「指針」P5の2(1)に抵触する。

P473 P474 1月28日 ¥2,220 (丸山 真司)

**返還要求額 ¥2,220**

7) 下記議員は、「県庁内での打ち合わせ」として交通費を支出している。当該議員の住所地からの最寄駅は高崎線「神保原」でありながら、わざわざ遠い本庄市にある新幹線駅「本庄早稲田駅」を利用の交通費支出をしているが、領収書が1枚も存在しない。調査研究費の中では、神保原駅を利用して浦和(県庁)へ出向いて、最寄駅の利用による2,220円の往復交通費支出である日もあり、新幹線を利用すべき特段の理由はない。高崎線を利用した日は、6月12日、7月21日、27日、31日、8月13日、25日、27日、9月9日、11日、10月23日、29日、11月2日、12日、20日、1月20日、28日、2月19日、があり、県庁へ出向くには乗り換えの無い便利な高崎線利用しており、何ら問題はないというべきである。

「指針」では新幹線利用を許可しているものの、旅費法上では「最も経済的な通常の経路及び方法」によって計算されるべきであって、住所地から遠い新幹線駅(本庄早稲田駅)(神保町駅から直線距離で8km以上はなれている)を利用することで、自宅から新幹線駅までの行程を排除しても、乗車時間が約30分程度短く浦和駅に到着できるというだけのことに、高額な特急料金を支払うことは、公費負担であることに鑑み、社会通念上妥当な範囲とは言えない。

丸山 真司議員

P152~153 6月9日 ¥5,800

P152~153 6月19日 ¥5,800

P203~204 7月14日 ¥5,800

P203~204 7月17日 ¥5,800

P231~232	8月5日	¥5,800	
P231~232	8月20日	¥5,800	
P231~232	8月28日	¥5,800	
P265~266	9月4日	¥5,800	
P265~266	9月15日	¥5,800	
P336~337	10月28日	¥5,800	
P473~474	1月5日	¥5,800	(証拠は前出6にある)
	1月8日	¥5,800	( " )
	1月9日	¥5,800	( " )
	1月12日	¥5,800	( " )
P520~521	2月2日	¥5,800	
	2月8日	¥5,800	
	2月18日	¥5,800	

上記交通費を、高崎線利用の交通費(2,220)とした場合との差額の返還を要求する。

**返還請求額¥60,860**

**(イ) 会議費**

下記議員は、浦和駅までの交通費用を支出しているが、高崎線の最寄駅「神保原」を利用せず、遠い新幹線駅を利用している。領収書の添付が全く無い。  
高額な特急料金を払ってまで新幹線を利用する特段の理由が無い。

P39~40	8月17日	¥5,800	(丸山 真司)
P52~53	10月26日	¥5,800	(丸山 真司)
P55~56	11月9日	¥5,800	(丸山 真司)

高崎線利用の場合との差額の返還を要求する。

**返還請求額¥10,740**

**(ウ) グループ活動費**

下記議員は、浦和駅までの交通費用を支出しているが、高崎線の最寄駅「神保原」を利用せず、遠い新幹線駅を利用している。領収書の添付が全く無い。  
高額な特急料金を払ってまで新幹線を利用する特段の理由が無い。

P13~14	9月16日	¥5,800	(丸山 真司)
P36~37	11月30日	¥2,900	(丸山 真司)

高崎線利用(2,220) (1,110) の場合との差額の返還を要求する。

**返還請求額¥5,370**

**(エ) 広聴費**

下記議員は、下記議員は浦和駅までの交通費用を支出しているが、高崎線の最寄駅「神保原」を利用せず、遠い新幹線駅を利用している。領収書の添付が全く無い。  
高額な特急料金を払ってまで新幹線を利用する特段の理由が無い。

P62~63	10月3日	¥5,800	(丸山 真司)
P74~75	10月30日	¥5,800	(丸山 真司)
P101~102	12月25日	¥2,900	(丸山 真司)

高崎線利用(2,220)(1,110)の場合との差額の返還を要求する。

**返還要求額¥8,950**

**(オ) 事務所費**

1) 下記支出は、事務所内の工事であって、「指針」P2の2「資産形成につながるものでないこと」の事務所の造作にあたるため、県政調査費に充当できない。

P23 5月8日 民主無所属の会 蕨事務所 ¥35,000

**返還要求額¥35,000**

2) 下記支出は、事務所内に設置する電話工事・パソコンのセットアップ費用となっているが、「指針」P2の2「資産形成につながるものでないこと。」にあたる。

また、「事務所費」や「事務費」においては、その「使用料」などを認めているのもであって、「指針」P2の1の「県政調査活動に実際に要した経費(実費)に充当することを原則とする。」から逸脱するものである。ましてや、電話工事やPCを設置することは、「議員活動」に必要なものであって、交付に関する条例第一条にある「調査研究に資するために必要な経費」ではない。

P124 11月16日 ハタケヤマミノル ¥33,075

**返還要求額¥33,075**

3) 下記領収書は、事務所の家賃であるが、事務所は、議員活動、政党活動、後援会活動などにも使用するなど多岐にわたるものであって、その全額が「県政調査活動」に使用することはあり得ない。「指針」P3の5」に抵触する。

請求人はその会派内で決められた按分割合(「指針」P3の5「会派の定めた割合」)が公開されていないため、その按分割合を知ることもできないが、同会派の多くの議員が、按分によって支出しているところから、各事務所では政党活動や後援会活動や選挙活動などに使用することを前提に按分しているものと推認するところ、以下に示す議員は、その事務所家賃を全額県政調査費で支出していることは不当である。

P1	4月3日	家賃4月分	領収者不明	¥62,000	(矢部 節)
P19	5月1日	家賃5月分	領収者不明	¥62,000	(矢部 節)
P42	6月3日	家賃6月分	領収者不明	¥62,000	(矢部 節)
P59	7月6日	家賃7月分	領収者不明	¥62,000	(矢部 節)
P74	8月4日	家賃8月分	領収者不明	¥62,000	(矢部 節)
P91	9月3日	家賃9月分	領収者不明	¥62,000	(矢部 節)
P92	9月15日	更新料	領収者不明	¥62,000	(矢部 節)
P105	10月2日	家賃10月分	領収者不明	¥62,000	(矢部 節)
P122	11月6日	家賃11月分	領収者不明	¥62,000	(矢部 節)
P136	12月4日	家賃12月分	領収者不明	¥62,000	(矢部 節)
P150	1月5日	家賃1月分	領収者不明	¥62,000	(矢部 節)
P161	2月4日	家賃2月分	領収者不明	¥62,000	(矢部 節)
P174	3月2日	家賃3月分	領収者不明	¥62,000	(矢部 節)

**返還請求額(20%)¥161,200**

4) P8 4月29日 家賃5月分 領収者不明 ¥85,000 (蕨事務所)

P30	5月29日	家賃6月分	領収者不明	¥85,000	(蕨事務所)
P48	6月29日	家賃7月分	領収者不明	¥85,000	(蕨事務所)
P65	7月29日	家賃8月分	領収者不明	¥85,000	(蕨事務所)
P81	8月29日	家賃9月分	領収者不明	¥85,000	(蕨事務所)
P100	9月29日	家賃10月分	領収者不明	¥85,000	(蕨事務所)
P113	10月29日	家賃11月分	領収者不明	¥85,000	(蕨事務所)
P131	11月29日	家賃12月分	領収者不明	¥85,000	(蕨事務所)
P145	12月29日	家賃1月分	領収者不明	¥85,000	(蕨事務所)
P156	1月29日	家賃2月分	領収者不明	¥85,000	(蕨事務所)
P171	2月28日	家賃3月分	領収者不明	¥85,000	(蕨事務所)
P182	3月29日	家賃4月分	領収者不明	¥85,000	(蕨事務所)

**返還請求額(20%) ¥204,000**

5 ) P4	4月27日	賃借料5月分	イウエフタイカ	¥101,871	(キムライサオ)
P28	5月28日	賃借料6月分	イウエフタイカ	¥101,871	(キムライサオ)
P57	7月1日	賃借料7月分	イウエフタイカ	¥101,871	(キムライサオ)
P70	7月31日	賃借料	イウエフタイカ	¥101,871	(キムライサオ)
P82	8月31日	賃借料9月分	イウエフタイカ	¥101,871	(キムライサオ)
P95	9月28日	賃借料10月分	イウエフタイカ	¥101,871	(キムライサオ)
P129	11月28日	賃借料	イウエフタイカ	¥101,871	(キムライサオ)
P142	12月28日	賃借料	イウエフタイカ	¥101,871	(キムライサオ)
P155	1月29日	賃借料	イウエフタイカ	¥101,871	(キムライサオ)
P167	2月26日	賃借料	イウエフタイカ	¥101,871	(キムライサオ)
P178	3月26日	賃借料	イウエフタイカ	¥101,871	(キムライサオ)

**返還請求額(20%) ¥224,116**

6 ) P16	4月30日	家賃5月分	領収者不明	¥110,360	(民主党無所属の会)
P40	5月31日	家賃6月分	領収者不明	¥110,360	(民主党無所属の会)
P56	6月30日	家賃7月分	領収者不明	¥110,360	(民主党無所属の会)
P67	7月30日	家賃8月分	領収者不明	¥110,360	(民主党無所属の会)
P101	9月29日	家賃10月分	領収者不明	¥110,360	(民主党無所属の会)
P130	11月28日	家賃12月分	領収者不明	¥110,360	(民主党無所属の会)
P140	12月25日	家賃1月分	領収者不明	¥110,360	(民主党無所属の会)
P158	1月30日	家賃2月分	領収者不明	¥110,360	(民主党無所属の会)
P170	2月27日	家賃3月分	領収者不明	¥110,360	(民主党無所属の会)
P185	3月30日	家賃4月分	領収者不明	¥110,360	(民主党無所属の会)

**返還請求額(20%) ¥220,720**

### **(カ) 事務費**

1) 下記領収書は、議員としての「議会活動の経費」であって、「県政調査」のための支出ではない。「指針 P2 の基本的な原則 1 の」「県政調査活動のために支出する経費」にはあたらない。

P1660 3月25日 ヤマト運輸 ¥160 (委員長報告コピー 支部へ送る)  
P1632 3月21日 ヤマト運輸 ¥950 (2月定例会書類) (洪田智秀)

**返還請求額 ¥1,110**

2) 下記領収書は、「祝儀袋」の類を購入したものと推認される。議員は本来、寄付などは許されていない。また会派の支出とは言えず、個人的な支出と言える。

「指針 P3 の 7 私的経費」に抵触する。

P1648 3月23日 キヤンドゥ ¥105 (現金入れ用袋)

**返還請求額 ¥105**

3) 下記領収書は、「指針 P18 の 1 3万円を超える場合には充当できない。」に抵触する。

P1300 1月18日 出光事務機 ¥68,376 (引き違い書庫他) (民主党 無所属の会)

P474 7月13日 SMBC ¥57,725 (タイムコ-ダ-) (民主党 無所属の会)

**返還請求額 ¥126,101**

4) 下記領収書は、個人的に使用するものを買ったに過ぎない。「指針 P2 の 」に抵触する。個人的なものを、例え按分したとしても、政務調査費と認めることはできない。

P1183 12月26日 ロフト ¥12,600 (ビジネスバック購入費)

**返還請求額 ¥12,600**

5) 下記領収書は、「県民手帳」を購入したものであるが、議員の県政に関する調査研究に資するものではない。埼玉県民であるから購入したものであって、議員であることに関係するものではない。自費で購入すべきものであって、「指針 P3 の 7 私的経費」に抵触する。

「指針 P2 の 」に抵触する。

P904 10月30日 埼玉県統計協会 ¥1,000 (畠山 稔)

P903 10月30日 埼玉県統計協会 ¥500 (矢部 節)

**返還請求額 ¥1,500**

6) 下記領収書は、領収した者(塗料店)と、購入品(文具代)とは乖離している。また、領収書に書かれた但し書きの文字と、領収書の貼付用紙に書かれた用途の文字が同じであることは、当該議員本人が但し書きを記入したものであり、偽造されたものと言える。

P174 5月9日 川内塗料店 ¥1,575 (文具代) (神杉 一彦)

**返還請求額 ¥1,575**

7) 下記領収証は、後援会の名で振り込んでおり、会派交付の県政調査費の支出としてはそぐわない。また名刺は、「青森地裁(判決日:平成18年10月20日)(平成17(行ウ)4号)によれば、議員としての通常の活動を越えた調査研究活動のために必要な経費とは考え難く、認められていないため、例え指針の中で認められていても、不当支出と言える。

P511 7月24日 サンワホームインサツ ¥31,900 (アサノメコウエンカイ)

**返還請求額 ¥31,900**

8) 下記領収書は、携帯電話代であるが、電話料はそのすべてが調査研究費用であることは無い。「指針 P2 の 」に抵触する。

P106 4月27日 KDDI 携帯料金 ¥14,677 (菅 克己)  
 P246 P247 5月25日 KDDI 携帯電話代¥17,073 (菅 克己)  
 P385 P386 6月25日 KDDI 携帯電話代¥14,121 (菅 克己)

返還請求額(20%)¥9,174

9) 下記領収書は、事務所における経費であるが、事務所は、議員活動、政党活動、後援会活動などにも使用するなど多岐にわたるものであって、その全額が「県政調査活動」に使用することはあり得ない。「指針 P3 の 5」に抵触する。

(領収書の名前の議員名が違う。正しくは「矢部 節」)

P215 5月18日 東日本電信電話(株) ¥5,867 (矢部 操)  
 P338 6月14日 東日本電信電話(株) ¥5,867 (矢部 操)  
 P454 7月6日 東日本電信電話(株) ¥5,867 (矢部 操)  
 P589 8月8日 東日本電信電話(株) ¥5,867 (矢部 操)  
 P739 9月15日 東日本電信電話(株) ¥5,867 (矢部 操)  
 P819 10月4日 東日本電信電話(株) ¥5,867 (矢部 操)  
 P960 11月8日 東日本電信電話(株) ¥5,867 (矢部 操)  
 P1441 2月12日 東日本電信電話(株) ¥5,867 (矢部 操)  
 P1442 2月12日 東日本電信電話(株) ¥5,867 (矢部 操)  
 P255 5月25日 東京電力 ¥1,186 (ヤベミサオ)  
 P340 6月14日 東京電力 ¥1,157 (ヤベミサオ)  
 P627 8月17日 東京電力 ¥1,331 (ヤベミサオ)  
 P741 9月15日 東京電力 ¥1,400 (ヤベミサオ)  
 P872 10月20日 東京電力 ¥1,203 (ヤベミサオ)  
 P997 11月19日 東京電力 ¥1,129 (ヤベミサオ)  
 P1134 12月17日 東京電力 ¥1,023 (ヤベミサオ)  
 P1502 2月25日 東京電力 ¥1,938 (ヤベミサオ)  
 P453 7月6日 水道料金 ¥735 (矢部 操)  
 P818 10月4日 水道料金 ¥735 (矢部 操)  
 P961 11月8日 水道料金 ¥735 (矢部 操)  
 P626 8月17日 ガス代 ¥7,431 (ヤベミサオ)

返還請求額(20%)¥14,561

10) P271 5月28日 東日本電信電話(株) ¥2,721 (木村勇夫)  
 P478 7月14日 東日本電信電話(株) ¥2,630 (木村勇夫)  
 P568 8月3日 東日本電信電話(株) ¥2,446 (木村勇夫)  
 P905 10月30日 東日本電信電話(株) ¥3,225 (木村勇夫)  
 P1018 11月27日 東日本電信電話(株) ¥2,585 (木村勇夫)  
 P1166 12月24日 東日本電信電話(株) ¥2,611 (木村勇夫)



P1374	1月29日	東日本電信電話(株)	¥2,533	(木村勇夫)
P1498	2月25日	東日本電信電話(株)	¥2,641	(木村勇夫)
P1686	3月29日	東日本電信電話(株)	¥2,540	(木村勇夫)
P650	8月26日	東日本電信電話(株)	¥2,865	(木村勇夫)
			<b><u>返還請求額(20%)¥5,359</u></b>	

11)	P569	8月3日	電気代	¥3,070	(民主党 無所属の会)
	P907	10月30日	電気代	¥3,035	(民主党 無所属の会)
	P1020	11月27日	電気代	¥3,422	(民主党 無所属の会)
	P1168	12月24日	電気代	¥3,051	(民主党 無所属の会)
	P1375	1月29日	電気代	¥2,931	(民主党 無所属の会)
	P1496	2月25日	電気代	¥3,201	(民主党 無所属の会)
	P1684	3月29日	電気代	¥2,975	(民主党 無所属の会)
	P270	5月28日	電気代	¥2,856	(民主党 無所属の会)
	P428	7月1日	電気代	¥2,927	(民主党 無所属の会)
			<b><u>返還請求額(20%)¥5,493</u></b>		

12)	P238	5月22日	水道代	¥3,170	(福田秀雄)
	P429	7月1日	水道代	¥3,170	(福田秀雄)
	P720	9月10日	水道代	¥3,170	(福田秀雄)
	P1212	12月29日	水道代	¥3,170	(福田秀雄)
	P1563	3月4日	水道代	¥3,170	(福田秀雄)
	P239	5月22日	電気代	¥4,334	(福田秀雄)
	P482	7月14日	電気代	¥4,024	(福田秀雄)
	P649	8月26日	電気代	¥3,066	(福田秀雄)
	P722	9月10日	電気代	¥3,717	(福田秀雄)
	P822	10月5日	電気代	¥3,097	(福田秀雄)
	P988	11月16日	電気代	¥3,081	(福田秀雄)
	P1081	12月4日	電気代	¥3,564	(福田秀雄)
	P1303	1月18日	電気代	¥4,258	(福田秀雄)
	P1458	2月15日	電気代	¥4,222	(福田秀雄)
	P1564	3月4日	電気代	¥2,992	(福田秀雄)
	P240	5月22日	東日本電信電話(株)	¥5,844	(福田秀雄)
	P369	6月22日	東日本電信電話(株)	¥2,871	(福田秀雄)
	P483	7月14日	東日本電信電話(株)	¥2,719	(福田秀雄)
	P618	8月15日	東日本電信電話(株)	¥2,828	(福田秀雄)
	P814	10月2日	東日本電信電話(株)	¥2,357	(福田秀雄)
	P823	10月5日	東日本電信電話(株)	¥2,302	(福田秀雄)
	P987	11月16日	東日本電信電話(株)	¥2,276	(福田秀雄)
	P1210	12月29日	東日本電信電話(株)	¥2,336	(福田秀雄)
	P1302	1月18日	東日本電信電話(株)	¥2,293	(福田秀雄)

P1457 2月15日

東日本電信電話(株) ¥2,227

(福田秀雄)

返還請求額(20%)¥16,051

13) 下記領収書は、事務用品等であるが、本来事務用品の消費は、議員活動、政党活動、後援会活動など多岐にわたる要件が混在するものであって、その全額が「県政調査活動」に使用することはあり得ない。「指針 P3 の 5」に抵触する。

P303	6月1日	(株)カネヨシ	コピー用紙代	¥1,700	(渋田智秀)
P282	5月30日	(株)カネヨシ	コピー用紙代	¥7,106	(渋田智秀)
P196	5月14日	(株)カネヨシ	コピー用紙代	¥7,140	(渋田智秀)
P324	6月6日	(株)カネヨシ	コピー用紙等	¥2,130	(渋田智秀)
P348	6月16日	(株)カネヨシ	コピー用紙代	¥3,400	(渋田智秀)
P1010	11月23日	ヤマダ電機	電池・インク代	¥6,350	(矢部 節)
P157	5月5日	ロチャース	事務用品	¥4,210	(民主党 無所属の会)
P173	5月8日	ロチャース	事務用品	¥3,702	(民主党 無所属の会)
P1289	1月5日	ロチャース	事務用品代	¥8,527	(民主党 無所属の会)
P967	11月11日	PC DEPOT	PCのインク代	¥9,724	(醍醐 清)
P485	7月15日	一進堂	コピー機リース	¥12,688	(神杉一彦)
P491	7月17日	ハンコ卸売	名刺代	¥4,200	(民主党 無所属の会)
P1406	2月4日	ハンコ卸売	名刺代	¥6,510	(民主党 無所属の会)
P1118	12月13日	コジマ電機	プリンター	¥21,090	(民主党 無所属の会)
P539	7月29日	ヤマダ電機	プリンター	¥21,800	(民主党 無所属の会)
P1678	3月28日	東急ハンズ	文具	¥9,703	( " 蕨事務所)
P1158	12月22日	(株)B5	事務用品	¥14,314	( " 朝霞事務所)
P561	8月1日	アスクル	インク代	¥8,590	(民主党 無所属の会)
P594	8月10日	アスクル	コピー用紙	¥2,100	(民主党 無所属の会)
P1470~1	2月19日	アスクル	事務用品	¥9,475	(民主党 無所属の会)
P1370	1月29日	ロイヤルセンター	用紙代	¥4,584	(民主党 無所属の会)
P1293	1月16日	ロイヤルセンター	用紙代	¥2,790	(民主党 無所属の会)
P996	11月17日	島忠	用紙代	¥4,470	(民主党 無所属の会)
P734	9月12日	ジャパン	用紙代	¥2,328	(民主党 無所属の会)
P704	9月5日	島忠	用紙代	¥18,320	(民主党 無所属の会)
P698	9月4日	ロイヤルセンター	用紙代	¥1,257	(民主党 無所属の会)
P690	9月2日	ジャパン	用紙代	¥3,290	(民主党 無所属の会)
P501~2	7月22日	(有)あさりネット	カートリッジ	¥11,800	(畠山 稔)
P522~3	7月27日	(有)あさりネット	カートリッジ	¥15,800	(畠山 稔)
P479	7月14日	アスクル	FAX リボン	¥8,846	(民主党 無所属の会)
P1674	3月27日	志誠堂	文具	¥8,291	(民主党 無所属の会)
P1120~1	12月14日	アスクル	コピー用紙	¥6,360	(民主党 無所属の会)
P334	6月10日	アスクル	コピー用紙	¥21,966	(民主党 無所属の会)
P836	10月7日	アスクル	コピー用紙他	¥24,137	(民主党 無所属の会)

P981~2	11月16日	アスクル	コピー用紙他	¥34,178	(民主党無所属の会)
P1276	1月13日	アスクル	コピー用紙	¥9,846	(民主党 無所属の会)
P1615	3月15日	アスクル	ファイル等	¥20,078	(民主党 無所属の会)
P918	11月1日	(株)オフィスバ`ンダ`	- インク等	¥11,681	(民主党 無所属の会)
P1147	12月20日	(株)オフィスバ`ンダ`	- 文具	¥3,080	(民主党 無所属の会)
P1211	12月29日	(株)オフィスバ`ンダ`	- インク等	¥3,838	(民主党 無所属の会)
P1650	3月23日	(株)オフィスバ`ンダ`	- 文具	¥15,079	(民主党 無所属の会)
P1677	3月8日	(株)オフィスバ`ンダ`	- 事務用品	¥24,765	(民主党 無所属の会)
P1080	12月4日	(株)ヒューマン	インク	¥5,715	(民主党 無所属の会)
P323	6月5日	イ`ジ`ント`ウ	インク代	¥16,899	(民主党 無所属の会)

**返還請求額(20%)¥88,771**

14 )P637	8月20日	リコー	コピー機	¥14,750	(民主党 無所属の会)
P583	8月6日	リコー	コピー機	¥6,711	(民主党 無所属の会)
P256	5月26日	日本ビ`ジ`ネ`リス	コピー機	¥13,410	(民主党 無所属の会)
P470	7月10日	日本ビ`ジ`ネ`リス	コピー機	¥12,810	(民主党 無所属の会)
P345	3月1日	日本ビ`ジ`ネ`リス	コピー機	¥12,810	(民主党 無所属の会)
P651	8月27日	日本ビ`ジ`ネ`リス	コピー機	¥12,810	(民主党 無所属の会)
P891	10月27日	日本ビ`ジ`ネ`リス	コピー機	¥12,810	(民主党 無所属の会)
P1025	11月27日	日本ビ`ジ`ネ`リス	コピー機	¥12,810	(民主党 無所属の会)
P1206	12月28日	日本ビ`ジ`ネ`リス	コピー機	¥12,810	(民主党 無所属の会)
P1354	1月27日	日本ビ`ジ`ネ`リス	コピー機	¥12,810	(民主党 無所属の会)
P1689	3月29日	日本ビ`ジ`ネ`リス	コピー機	¥12,810	(民主党 無所属の会)
P1095	12月7日	京セラ	コピー機	¥43,456	(民主党 無所属の会)
P581	8月6日	京セラ	コピー機	¥47,137	(民主党 無所属の会)
P1423	2月8日	京セラ	コピー機	¥30,411	(民主党 無所属の会)
P345	6月15日	京セラ	コピー機	¥56,076	(民主党 無所属の会)

**返還請求額(20%)¥62,886**

15) 下記領収書は、「名刺作成代金」であるが、名刺は、「青森地裁(判決日：平成18年10月20日)(平成17(行ウ)4号)によれば、議員としての通常の活動を越えた調査研究活動のために必要な経費とは考え難く、認められていないため、例え指針の中で認められていても、不当支出と言える。

P1175	12月25日	(有)スタイル	名刺作成	¥39,690	(民主党・無所属の会)
P1659	3月25日	関東図書株	カラー名刺	¥77,280	(かやの和広)

**返還請求額 ¥116,970**

### **(キ) 資料購入費・作成費**

1) 下記領収書は、議員の記載によって「公式ガイドブック」としているが、正式に

は、『神と仏の道を歩く 神仏霊場巡拝の道公式ガイドブック（集英社新書 ビジュアル版 10V）』であった。その読者評によれば「鉛筆画の精度や密度がすばらしく、鉛筆画集のようである」「文字による基本情報が少ない」などがある。この書籍は、個人的な趣味のために購入したとしか判断できない。

「指針」P3の7の「私的経費」にあたるものである。

P230 9月19日 本の須原屋 ¥1,400（公式ガイドブック）

**返還請求額 ¥1,400**

2) 下記領収書は、アドレス帳の管理やアドレスのラベル印刷などに利用できるソフトであって、県政調査としての広聴や広報紙等発行に利用できると同時に、選挙活動にも利用できるものであるため、その全額を県政調査活動の経費と認めることはできない。「指針」P3の5の基本的な原則のうちの「按分の考え方」に抵触するため、按分すべきである。P412 1月19日 日本ソフト販売㈱ 中島浩一 ¥18,700（PCソフト）

**返還請求額 50% ¥9,350**

3) 下記領収書は、「県民手帳」を購入したものであるが、議員の県政に関する調査研究に資するものではない。県民であるから購入したものであって、議員であることに関係するものでもない。自費で購入すべきであって、「指針 P3 の 7 私的経費」に抵触する。また、「指針 P2 の 」に抵触する。

P280 10月30日 埼玉県統計協会（岡 重夫） ¥500

**返還請求額 ¥500**

4) 下記領収書は、ゼンリンの住宅地図の購入であるが、そもそも「地図」の類は「県政に関する調査研究に必要なもの」とは言えず、政治活動、選挙活動などに使われるものである。その支出自体が不当と言わざるを得ない。「指針」P3の7に抵触するものと言える。

しかしながら、強いて県議会議員の場合は、選挙区が広大であって、そのために県政調査の経費の一部であるとするのであれば、按分すべきであって、事実として、同派の渋田智秀議員は(参考資料 = P220・P268)、「政治活動と兼用為、50%按分とした」としている。

P486・487 3月5日 ゼンリン（岡 重夫） ¥12,285

P142 7月2日 ゼンリン（ナカシマコウイチ） ¥19,110

参考資料 P220 9月4日 ゼンリン(渋田智秀)¥9,818(50%)

P268 10月23日ゼンリン(渋田智秀)¥7,350(50%)

**返還請求額 ¥15,697**

5) 下記領収書は、県政調査費の資料購入費として相応しくない書籍購入であって、購入の必要性があるとすれば、私的経費で支出すべき書籍である。「指針 P3 の 7 の私的経費」である。同書が相応しくない理由として、新聞記事(2010年7月27日の毎日・岡山)を添付する。

P108 5月14日 同和文献保存会（神杉一彦） ¥62,000

**返還請求額 ¥62,000**

## 別紙 3 ( 詳細説明部分 )

ウ 公明党

返還請求合計額

¥2,784,576

### (ア) 調査研究費

#### 視察費

11月26日、27日、28日の二泊三日の視察旅費  
154P 26日宿泊代三人分 40,050 円、155P 27日宿泊代三人分 65,250 円、  
157P 26、27日の交通費 188,250 円、159P 26、27日の宿泊費四人分 66,000 円とあ  
るが、全体として何人が、どこへ、どのような目的で行ったのかの説明がまったく  
無い。説明責任がかけているので、359,550 円のうち 20%にあたる

計 71,910 円の返還を求める。

#### (注) よい参考例

165～169 頁の視察のように、最低でもこれぐらいの資料は添付すべきである。  
さすが 会派を代表する氏名が記されていることは信頼に値する。  
同じ団員であるなら見習うべきではないか。これならば、視察内容を無理に請求  
することはしない。法令や指針云々する以前の、公金を支出する議員自身の資質  
に関する問題である。

### (イ) 会議費

水代 食事代の詳細は、別紙の一覧表による

1) 尾瀬の湧き水 21,300 円

2) 白神山地 天然水 71,658 円

計 92,958 円

3) 弁当代 43,917 円

4) 食事費 180,085 円

計 224,002 円

5) お茶代 29,006 円

計 333,966 円の返還を求める。

不当理由は、会議と名がつけば、どこで、なにを、していようと自由ではあるが、  
これほどまでに会議の概要や様子が分らない領収書の証拠はない。

極端に言えば、纏め買いをしているため、一度に飲むわけでなく、会期中であれ、ど  
のような目的であれ、日程に関係なくとも消費することになる。

そのこととは別に、夏場の飲料などは当然、自己負担的要素の強いものである。

弁当代、昼食代、お茶代などは、ほとんどが県庁付近の飲食店であることから、控え

室で食したことは想像に難くない。これがどうして、会議に繋がるのかまったく理解できない。全額自己負担とすべきである。

#### **(ウ) グループ活動費**

パスポートの取得は、当然個人負担とすべきである。会派視察は議決の必要は無く、必然的な業務でもない。又、本来的には個人の身を守る手段としての保証であるため。

外務省の案内には「パスポート申請の際には、戸籍謄本又は戸籍抄本（発行後6か月以内のもの）の提出や運転免許証等身元確認を行うための書類の提示が必要です（旅券法第3条）。本人確認を行うために必要となる書類ですので、原本をご準備ください。」とされている。

会派がすべて「責任を取るなり、費用負担する」と契約などの書面がある場合には、県政調査費負担はあり得る。それが無いのでは不当支出である。

ア、	22P	パスポート写真代	1,500 円
イ、	23P	パスポート代	16,000 円
			計 17,500 円

**17,500 円の返還を求める。**

#### **(エ) 広報紙(誌)等発行費**

広報誌については、編集内容に県政に関係のない記事の有無が問題になる。

あるとすれば、全体の面積に占める割合は何%に当たるのか、などの検討や確認を要するので、実物のコピーか又は、そのことが分るものが添付されていなければ、要件が満たされているとは認めがたい。指針 13 頁の 1 には、県政に関する広報誌であること、と明記されている以上添付されていないのは不当支出である。

この件について、質問書 3 頁では「もともと公開性のあるものである」の問に対して「他県において訴訟の対象だから、保管することにしたので、公開の対象ではない」との回答では、広報誌の性格を正しく認識されていないことであり、一層の隠蔽主義に陥りすぎているものと判断した。

- 1) 9P 広報誌印刷代 内訳・現物の添付詳細がない。 163,275 円
- 2) 135P 広報誌印刷代 内訳・現物の添付詳細がない。 654,612 円

**計 817,887 円の返還を求める。**

#### **(オ) 人件費**

以下、不当理由 補助人であることを証する契約書等の証拠書類の添付がない。又指針 16 頁 の留意点の各事項が欠落している。

少なくとも 19P、20P のように、雇用契約書の添付が必要である。

##### **公明党会派・会派所属議員として支出した費用**

- 1) 1P 県議団ニュース発送作業代(久保田厚子議員扱い) 25,000 円
- 2) 2P 県政調査活動のための補助人用人件費(議員団扱い) 14,400 円

3 ) 3P	県政調査資料の整理作業(議員団扱い)		10,000 円
4 ) 4P	県政調査活動のため(議員団扱い)		27,200 円
5 ) 5P	県政調査活動のため(議員団扱い)		27,200 円
6 ) 6P	県政調査活動事務補助(議員団扱い)		27,200 円
7 ) 7P	ハッ場ダム資料収集代金(議員団扱い)		7,500 円
	( 使途は明確であるが、補助人であることを証する契約書等の 証拠書類の添付がない。その為 15,000 円の按分 50% )		
8 ) 8P	ハッ場ダム資料収集代金	按分 15,000 円の按分 50%	
		(議員団扱い)	7,500 円
9 ) 9P	県政調査活動事務補助資料添付なし(議員団扱い)		15,000 円
10 ) 10P	県政調査活動事務補助	資料添付なし(議員団扱い)	24,000 円
11 ) 11P	県政調査活動事務補助	資料添付なし(議員団扱い)	27,200 円
12 ) 12P	県政調査活動事務補助	資料添付なし(議員団扱い)	25,600 円
13 ) 13P	県政調査活動事務補助	資料添付なし(議員団扱い)	30,000 円
20 ) 14P	県政調査活動事務補助	資料添付なし(議員団扱い)	24,000 円
21 ) 15P	県政調査活動事務補助	資料添付なし(議員団扱い)	10,000 円
22 ) 16P	県政調査活動事務補助	資料添付なし(議員団扱い)	30,000 円
23 ) 17P	県政調査活動事務補助	資料添付なし(議員団扱い)	24,000 円
24 ) 18P	県政調査活動事務補助	資料添付なし(議員団扱い)	80,000 円
25 ) 21P	県政調査活動事務補助	資料添付なし(議員団扱い)	25,600 円
26 ) 22P	県政調査活動事務補助	資料添付なし(議員団扱い)	90,000 円
27 ) 23P	県政調査活動事務補助	資料添付なし(議員団扱い)	27,200 円

**計 578,600 円の返還を求める。**

### **(カ) 事務費**

まず、事務所費にも書いたように、事務所として個人用と党議員共同の事務所との区分けがハッキリしない。誰と誰が個人事務所で、誰と誰が共同事務所を使用しているのか。又は党議員それぞれがすべて個人事務所使用なのか。

それによって、次の事務費として使用されたものの区別や数量が違ってくる。

事務費のうち、電話料などに按分 75%が見られるのは、なぜ事務費だけかとの疑問もあるが、相応の按分と認め妥当とするが、その他の按分が見られないのはすべて 75%として検収した。その理由は、100%使用しているという根拠が説明なされていない。勿論、理由や証拠資料の添付のないものは、政務調査費の社会通念として認められない。

そもそも指針 18 頁の事務費の内容には、「水道水」しか認められていない。まして、コーヒーや特別な飲料、麦茶などを日常の事務に常用するなど、すべて自費とすべきである。来客対応用としても限度がある。それこそ社会通念で判断すべきである。

事務所の備品として、冷蔵庫類の5万円以下でも入手可能なものがなくもない。少しでも経費節減の意思があれば、冷水の確保はそれほど難しいことではない。

(例)資料32P 固定電話使用料 按分50% とあるように、誠意ある議員もいる。

光熱水費の請求に見られるように水道は不可欠な施設であるが、  
指針 18頁 2光熱水日の按分をする根拠が不明である。

よって、按分25% 又は、75%と認め返還として扱った。

1)	14P	インターネット接続料(塩野正行議員扱い)3,286円の25%	821円
2)	15P	固定電話使用料(塩野正行議員扱い)9,679円の25%	2,419円
3)	43P	ミノルタ事務機リース料 31,103円 按分25%	7,776円
4)	45P	上尾事務所電気料金 資料添付なし契約の内容が不明	10,599円
5)	57P	コーヒー代 使途、人員不明 16,690の75%	12,518円
		指針 18P 3お茶代の説明に欠ける	
6)	59P	事務用品 事務用と個人使用との区別がない60Pの改め	35,689円
7)	88P	パソコンリース代 162,000円の按分25%	40,500円
8)	94P	携帯電話使用料 13,824円 の按分25%	3,456円
9)	101P	事務用品コピー機トナー代 28,350円 の按分25%	7,087円
10)	142P	コーヒー代 事務常用の可能性有り 8,080円の75%	6,060円
11)	155P	飲もの代 お茶は、事務用品ではない	18,591円
12)	178P	茶菓代 不当ではないが程度もの 3,570円按分75%	2,677円
13)	195P	ミノルタ事務機リース料 46,961円の按分25%	11,740円
14)	203P	PPC用紙 100%事務用とは断定できない 22,680円の25%	5,670円
15)	231P	コーヒー代 事務常用の可能性有り 16,322円の25%	4,080円
16)	233P	事務品、のり、ボールペン、電池、封筒、鉛筆 のうち 41,743の25%	10,435円
17)	259P	ミノルタ事務機リース料 62,508円按分25%	15,627円
18)	837P	ミノルタ事務機リース料 77,091円按分25%	19,272円

**215,017円の返還を求める。**

### **(キ) 資料購入・作成費**

#### 1) 公明党県議団の購入した書籍など

ア) 一般的な書籍であり、県政調査に関して特別に必要な書籍類ではない。

107P 潮、世界、灯台、中央公論(共通 5、6月号)

5,180円+手数料100円 = 5,289円

イ) 書籍名なし 指針24Pの手書き領収書には、「ただし」に資料名があり、25Pのレシートの例は、書籍名を表すISBNがない。これは既成のものではなく、作為的に書籍名を書かないようにしたための変造見本である。

現代社会における流通構造はすべてレシート時代といっても良いほど特に書籍に



至っては世界的傾向にある。これこそが社会通念である。こうした状況を把握できていない「任意組織」の提案を受け入れた「議会運営委員会」それに応じた「議長・議会」によって制度化された脱法行為である。

議長の回答に至っては、回答書4頁 11「書籍名等は、領収書の要件にはなりません。」の回答は、これもまた支出する側が、要件にならないように作り上げた領収書に書くスペースを与えなかっただけのこと、何の法的根拠にもならない。

この回答こそ社会通念に欠けており、埼玉県知事部局においても、税務署の査定においても、通用するとは考えられないことである。

(任意組織とは、指針を作成した「検討委員会」のこと)

62P	新聞、雑誌購読料	各社名・書籍名・冊子数がない。	3,900 円
8P	新聞、雑誌購読料	各社名・書籍名・冊子数がない。	3,920 円
170P	書籍代	書籍名等がない。	1,575 円
134P	書籍代	書籍名等がない。	6,169 円
275P	雑誌購読料	書籍名等がない。	4,000 円

19,564

## 2) 公明党所属議員の購入した書籍など

### \* 西田矩子議員

一般的な書籍であり、県政調査に関して特別に必要な書籍類ではない。

19P 20P 辞書 2,730 円

### \* 久保田厚子議員

指針19頁には、「自宅用も充てることができる」とは書いてない。

違う見方として、私的な使用であることは明白である。

102P 新聞購読 自宅用 1,835 円

4,565 円

計 29,409 円の返還を求める。

## (ク) 交通費

### 交通費の解釈

定例会の会期中であるため「指針」20Pの1「費用弁償を受ける場合には、充当できない」に当たる。以下は、いずれも会期中に支出したものである。

なお、会期中についての解釈は、質問書3P1で「その日一日(24時間)と解釈してよろしいか」に対して「自治法第203条の職務遂行のための費用」との回答だけで、質問の回答にはなっていない。あくまでも時間の制限について質問であり、誠意ある回答ではない。以下は、24時間の扱いとして判断した。

### チャージ代の解釈

チャージにより電車賃の支払いに応ずることは可としても、残金が絶対にゼロとは成りえない。行き先も不明である。例えば「県民相談をお受けする為」だけの理由では納得できない。まずは、残金の精算を行なうべきである。

尚且つ(按分した場合の積算方法)の記入がないからといって、むやみに購入すべきで

ない。しかも、指針の20頁2(2)で「県政調査活動専用のカード」と記載しているが、そのカードの正体も、誰が「専用」であるとの判断をしたのかは、まったく分らない。使用した本人が「県政調査活動専用スイカチャージ料金」「スイカ代」などの記載だけでは、何の証明にもならない。これらはすべて按分50%と断定した。

よって、按分50%を認め50%を返還とするとして扱った。

1)

**ア) 公明党会派として支出した費用**

424P	電車代	3,000円	按分50%	1,500円
446P	電車代	3,000円	按分50%	1,500円
468P	電車代	2,000円	按分50%	1,000円
497P	電車代	2,000円	按分50%	1,000円
				<u>5,000円</u>

**イ) 公明党所属議員の支出した費用**

\* 石渡 豊議員

223P	チャージ代	5,000円	按分50%	2,500円
574P	チャージ代	5,000円	按分50%	2,500円

\* 山本晴造議員？(名前不鮮明)

390P	スイカチャージ	10,000円	按分50%	5,000円
395P	スイカ代	10,000円	按分50%	5,000円
406P	スイカ代	10,000円	按分50%	5,000円
452P	スイカ代	10,000円	按分50%	5,000円
	欠番			
495P	スイカ代	10,000円	按分50%	5,000円
590P	スイカ代	10,000円	按分50%	5,000円
708P	スイカチャージ料	10,000円	按分50%	5,000円

\* 畠山清彦議員

491P	スイカチャージ料	3,000円	按分50%	1,500円
------	----------	--------	-------	--------

\* 畠山清彦議員

400P	電車代	3,000円	按分50%	1,500円
443P	電車代	3,000円	按分50%	1,500円
473P	電車代	3,000円	按分50%	1,500円
	欠番			
586P	電車代	3,000円	按分50%	1,500円
710P	電車代	3,000円	按分50%	1,500円

\* 西田矩子議

413P	スイカ代	10,000 円	按分 50%	5,000 円
696P	スイカ代	10,000 円	按分 50%	5,000 円

\* 久保田厚子議員

450P	スイカチャージ料	5,000 円	按分 50%	2,500 円
438P	スイカ代	3,000 円	按分 50%	1,500 円
490P	スイカ代	3,000 円	按分 50%	1,500 円
507P	スイカ代	5,000 円	按分 50%	2,500 円
581P	スイカ代	5,000 円	按分 50%	2,500 円
610P	スカイチャージ料金	3,000 円	按分 50%	1,500 円

\* 福永信之議員

496P	スイカ代	10,000 円	按分 50%	5,000 円
585P	スイカ代	10,000 円	按分 50%	5,000 円

\* 蒲生徳明議員

542P	スイカ代	5,000 円	按分 50%	2,500 円
------	------	---------	--------	---------

83,500

\* タイヤ交換

671P タイヤ交換が可能とは、指針 20 頁には書いてない。3,250 円

13P タイヤ交換が可能とは、指針 20 頁には書いてない。81,480 円

84,730 円

173,230 円の返還を求める。

## 2) タクシー代

指針 20 頁 3 タクシー代には、「効率的で円滑な行動が行なえる場合には充当できる。」とあるが、次の場合は、その説明又は証明がない。

498P タクシー代 2,680 円

500P タクシー代 6,110 円

8,790 円の返還を求める。

## 3) 駐車場代・有料駐車場料金

指針 20 頁の「交通費」の留意事項 1 は「費用弁償を受ける場合は充当できない」を前提として当ネットは質問として、

質問書 3 頁 1-(1) 「費用弁償の時間制限は一日 24 時間か」の問に「自治法 203 条」との回答。的を射た回答ではない。当方にて該当日の午前 0 時より 24 時間との判断とした。

質問書 6 頁 10 「会期中の休日休会」の扱いについて、「会期中」の回答。

質問書 8 頁 5 1 「余白に明記のない場合は、不当支出」との問いに「領収書の要件にならない」との回答。的を射た回答ではない。当方にて「書いてない場合は不当」との判断をして、処理したものもある。

これらを根拠に、交通費のうち有料駐車場の料金、高速道路料金の使途の適正な運用

を判断した。

なお、693P ガソリン代の 50%按分の例(参考：西田矩子議員扱い。)がある。 交通費共通の考え方として、これを駐車場代・有料駐車場料金に適用する。

ア) 公明党会派及び所属議員として支出した費用

有料駐車場の料金 以下は、議会定例会開催中に支出した駐車場代

9 月定例会(9/24～10/15)

377P 9/25(金) 会派扱い 200 円、

378P 9/25(金)、無記名のため会派扱い 900 円

12 月定例会(12/2～12/22)

479P 12/4(金) 会派扱い 400 円

3 月定例会(2/22～3/26)

660P 22/2/24(水) 1,500 円

661P 22/2/25 (木)(畠山清彦) 2,200 円

669P 22/3/3 (水)(福永信之) 1,050 円

668P 22/3/3 (水)(福永信之) 150 円

672P 22/3/12 (金)(福永信之) 1,350 円

7,750

イ) 以下は、議会定例会開催中に支出した高速道路料金

按分をする必要があるとした分

508P 12/30 2,550 円 50% 按分 蒲生議員 1,275 円

594P 1/30 2,150 円 50% 按分 久保田議員 1,075 円

611P 2/5 1,476 円 50% 按分 蒲生議員 738 円

664P 1/4～1/25 21,200 円 50% 按分蒲生議員 10,600 円

13,688

21,438 円の返還を求める。

4) リース料

リース料の考え方として、まず、指針 20 の頁交通費 7 自動車リース代の項によると、リース契約についての記述がない。通常、契約書又は内容が確認できる文書の交換が必要である。それがなくて、請求された額を全額支払うことは、一般的社会通念としては受け入れられない。しかも、その契約書類が請求書に添付されていないのでは、証拠保存を計画的に使われた隠蔽姿勢を問うものである。

また、県政調査活動専用なら 100%充当できるなど、何を持って専用車であるのか証明できるものも何もない。一体誰が、何をもって証明しているのか。

これほどあいまいな指針などあり得ない。

また、会期中については、交通費全体の中でのリース料も、当然、費用弁償の支出と重なることになる。

誠実に処理された一つの例を見ることができる。

430、431、432Pからは、少なくとも契約の内容は確認できるが、専用車として契約した形跡はない。故に、これらは按分50%として、採用することにした。

ア) 会期中のリース料 (費用弁償と交通費の関係となるため)

381P	10/8(木)	9月定例会(9/24~10/15)	2,155円
以下、64,660円の領収書 1ヶ月分/30日 = 2,155円/日を基にする。			
386P	10/14(水)	9月定例会(9/24~10/15)	2,155円
481P	12/07(月)	12月定例会(12/2~12/22)	2,155円
484P	12/16(水)	12月定例会(12/2~12/22)	1,678円

以下、50,350円の領収書 1ヶ月分/30日 = 1,678円/日を基にする。

イ) 会期中ではないが、按分の対象とした

387P	10/16(金)	50%按分	50,350円	25,175円
519P	1/05(火)	50%按分	64,660円	32,330円
570P	1/26(火)	50%按分	50,350円	25,175円

90,823円の返還を求める。

## 5) ガソリン代

ア) 21年9月17日から 21年12月1日まで

会派使用 記名有り

364P, 398P, 399P, 405P, 410P, 417P, 420P, 423P, 444P, 448P, 50,159円

会派使用記名ナシ

442P, 437P, 453P, 457P, 463P, 471P, 472P, 477P, 39,077円

個人使用 蒲生徳明

397P, 419P, 436P, 451P, 460P, 474P, 23,901円

石渡 豊

392P, 408P, 455P, 469P, 478P, 22,432円

福永信之

396P, 402P, 428P, 439P, 499P, 454P, 467P, 470P, 476P, 32,451円

久保田厚子

389P, 418P, 441P, 16,266円

計 184,286円

イ) 21年12月23日から 22年3月30日まで

会派使用記名有り

492P, 509P, 517P, 544P, 563P, 568P, 572P, 695P, 35,596円

会派使用記名ナシ

489, 501, 506, 514, 528, 569, 584, 596, 599, 706, 43,197円

個人使用 蒲生徳明 487, 505, 522, 545, 588, 694,	19,236 円
石渡 豊 503, 535, 580, 614, 698,	24,673 円
福永信之 488, 504, 525, 537, 562, 583, 692, 699,	42,690 円
久保田厚子 493, 538, 558, 582, 691,	28,292 円
西山淳次 551, 608, 690, 494	24,237 円
山本晴造 527, 534, 556, 564, 000?	23,849 円

計 241,720 円

420,006 円の返還を求める。

#### ガソリン代に対する不当・不適切な支出の理由

会派、議員個人の支出のいずれも用途欄の記入に「ガソリン代」とだけ記されているもの「県政調査車両の燃料代として」と記されているものは「給油をしたから請求する」、車に乗って出掛けさえすれば、「理由など不要だ」といわんばかりで説明不足もはなはだしい。当然、不当支出に当たる。

「県民の皆さまからのご相談の対応・受理・処理」などは、議員としての当然の議会活動の基本原則であり、県政調査費から支出すべきでない。

本件指針の5頁から11頁の交通費 ガソリン代の扱いに「活動補助費」の中の「交通費」に一括計上する。とあり、20頁の5 ガソリン代「調査研究・政策立案活動費」と「広聴・広報活動費」のガソリン代を一括計上する。とある。

このことから必要な活動が、「調査研究・政策立案活動費」と「広聴・広報活動費」に限られていることから、二つの活動の内容が、用途欄に記されていない不明な支出は、すべて不当支出に当たると判断した。

まさしく、「どこで、なにをしたら、ガソリンを使った」という説明責任を欠いた議員としての基本的な職務違反でもある。

## 別紙 4 ( 詳細説明部分 )

### 工 無所属・刷新の会

合計返還請求額 ¥286,866

#### 無所属 刷新の会の支出に対する意見

当該会派は、4名の(現在は5名)の議員による会派である。支出の按分についての会派内で定められた按分率が存在するのではないかと思われる。なぜなら、ほとんどが80%の按分によって支出されている。しかしながら、舟橋一浩議員だけが、なぜか「86%」の按分率になっていることに違和感を覚えるものである。

小野克典議員は事務所において、6紙(朝日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、産経新聞、埼玉新聞、公明新聞)もの新聞購読をしており、県政調査費の運用指針では新聞代が許されているはいるものの、このような支出のあり方は、あまりに県政調査費の原資に対する配慮が感じられない。社会通念上新聞購読は、社会人としては、常識的にも当然の行為であって、議員職にあるから多紙を購読するのであれば、議員報酬からの購読をすべきであって、県政調査活動として購読するというものではない。

#### (ア) HP 等作成費

下記は、ホームページ管理更新代やサーバー代であるが、費用としてはあまりに高額であり、80%按分とされていても、県政調査費の原資を慮ったものになっていない。社会通念上、年間費用として正当な額とは感じられない。あえて高額な業者と契約をするのであれば、50%程度の按分とすべきである。

P1	4月24日	4月	Microsoft official trainer	¥32,000	(中屋敷慎一)
P2	6月1日	5月	Microsoft official trainer	¥32,000	(中屋敷慎一)
P3	6月26日	6月	Microsoft official trainer	¥32,000	(中屋敷慎一)
P4	7月31日	7月	Microsoft official trainer	¥32,000	(中屋敷慎一)
P5	8月28日	8月	Microsoft official trainer	¥32,000	(中屋敷慎一)
P8	9月25日	9月	Microsoft official trainer	¥32,000	(中屋敷慎一)
P10	10月30日	10月	Microsoft official trainer	¥32,000	(中屋敷慎一)
P13	11月26日	11月	Microsoft official trainer	¥32,000	(中屋敷慎一)
P14	12月28日	12月	Microsoft official trainer	¥32,000	(中屋敷慎一)
P16	1月29日	1月	Microsoft official trainer	¥32,000	(中屋敷慎一)
P21	2月26日	2月	Microsoft official trainer	¥32,000	(中屋敷慎一)
P26	3月26日	3月	Microsoft official trainer	¥32,000	(中屋敷慎一)
P9	12月11日		Microsoft official trainer	¥40,000	(中屋敷慎一)
P17	2月2日		(株)ドリコム	¥127,126	(中屋敷慎一)

**返還請求額(元額の50%を超える額) ¥211,672**

#### (イ) 事務所費

下記は、「看板修理代」としての支出であるが、本来看板代は「県政報告等活動費」の中で認められているものであって、事務所にある看板は県政調査活動の費用ではなく、議員活動、選挙活動費用になるものであるため、例え按分されていても、本

支出は不当である。

P50 9月7日 ヒカリコウゲイ ¥10,442 (鈴木正人) 返還請求額 ¥10,442

### **(ウ) 事務費**

1) 下記支出は、私的な支出であり、県政調査費からの支出としては不適切である。

当該議員は来客用の飲み物として、日頃は2リットルペットボトルのお茶を別に購入しており、議員個人が飲むために購入したとしか考えられないような生活上の買い物を、県政調査費で賄うことは、例え少額でも許されない。

P148 7月13日 コンビニ お茶 ¥90 (舟橋一浩)

P149 7月14日 コンビニ お茶 ¥90 (舟橋一浩)

返還請求額 ¥180

2) 下記支出は、コピー機リース代やメンテナンス代であるが、本来事務所内では県政調査活動だけを行っているわけではなく、議員活動、会派活動、政治活動、後援会活動などが行われるものであって、事務所内の経費の全額を県政調査費から負担することは許されない。

P44 4月27日 ニホンBリース ¥19,005 (鈴木正人)

P80 5月27日 ニホンBリース ¥19,005 (鈴木正人)

P113 6月22日 キヤノンMJ ¥12,600 (鈴木正人)

P126 6月29日 ニホンBリース ¥19,005 (鈴木正人)

P170 7月27日 ニホンBリース ¥19,005 (鈴木正人)

P205 8月27日 ニホンBリース ¥19,005 (鈴木正人)

P241 9月24日 キヤノンMJ ¥12,600 (鈴木正人)

P244 9月28日 ニホンBリース ¥19,005 (鈴木正人)

P284 10月27日 ニホンBリース ¥19,005 (鈴木正人)

P331 11月27日 ニホンBリース ¥19,005 (鈴木正人)

P364 12月21日 キヤノンMJ ¥12,600 (鈴木正人)

P373 12月28日 ニホンBリース ¥19,005 (鈴木正人)

P418 1月27日 ニホンBリース ¥19,005 (鈴木正人)

P471 3月1日 ニホンBリース ¥19,005 (鈴木正人)

P521 3月29日 ニホンBリース ¥19,005 (鈴木正人)

返還請求額 20% ¥53,172

3) 下記は、名刺印刷代として支出されたものである。「青森地裁(判決日:平成18年10月20日)(平成17(行ウ)4号)によれば、議員としての通常の活動を超えた調査研究活動のために必要な経費とは考え難く、認められていないため、例え指針の中で認められていても、不当支出と言える。

P269 10月15日 といだ印刷 名刺印刷代 ¥3,000 (中屋敷慎一)

P406 1月19日 といだ印刷 名刺印刷代 ¥8,400 (中屋敷慎一)

返還請求額 ¥11,400



## 別紙 5 ( 詳細説明部分 )

### オ 日本共産党埼玉県議会議員団

#### 返還請求額合計

¥2,396,310 円

#### (ア) 調査研究費

必ずしもこの間だけの通行行程とは考えられない。

12P 所沢～前橋 ガソリン代 3,582 円の 80%案分 2,866 円

14P 入間～伊香保 ガソリン代 5,800 円の 80%案分 4,640 円

(返還 80%)7,506 円の返還を求める

#### (イ) 広報紙(誌)等発行費

「広報紙(誌)等」の原則及び定義について述べておく。

本件指針 13 頁によれば、留意事項 1 に「・・・会派が発行した県政に関する広報紙(誌)等であること。(原則 会派名を記載すること) 」との記載がある。

ここで取り上げるのは「県政だより」である。領収書等貼付用紙に書かれている「県政だより」「県議会だより」「県政資料」などが、領収書に添付されていない。本件第 2 回回答書 3 頁 7 の問い「広報紙ならば公開されることがあたり前で、それが無い場合は、不適切と扱ってよろしいか」それに対する回答は「県政報告書の提出は義務付けていない」であった。後日、閲覧の折に議会事務局職員に繰り返し質したが、同じ回答でしかなかった。

ここでも、「書いてない。義務付けていない。」などで、県政調査費を使う側の勝手な決め方による公開拒否を主張しているに過ぎず、公金の不当支出に終始している横暴さが読み取れる。

しかも、広報紙(誌)等は、広く県民に目にしてもらうために必要なものであって、個別に郵送や不特定多数の人々に配布することを目的としていることを考えれば、公開されていることが当然のことで、非公開とすること事態が違法行為である。勿論、「県議会だより」とは、議会活動の一環として県議会の活動報告であり、会派の広報としての性格と異にするものである。

よって、全額の 50%の按分額の返還を求めるものである。

3P 県議会だより印刷代	829,900 円の 50%按分	414,950 円
6P 県政だより 印刷代	638,459 円の 50%按分	319,230 円
8P 県政資料 印刷、発送代	489,431 円の 50%按分	244,716 円
10P 県議会だより印刷代	64,345 円の 50%按分	32,173 円
15P 県政だより 印刷、発送代	714,274 円の 50%按分	357,137 円

- 18P 県政だより 12月議会印刷送代 757,660 円の 50%按分 378,830 円  
 20P 県政だより 3月議会 印刷送代 740,544 円の 50%按分 370,272 円  
**2,117,308 円の返還を求める。**

参考までに、同団体のHPから前三年の「収支報告書」に記載されていた支出項目の一覧を表したのが下表である。

日本共産党埼玉県議会議員団のHPを参考。 HPより引用  2008年度(平成20年度)県政調査費収支報告 から 2008年度県政調査費収支報告の概要(08年4月~09年3月)の 広報費 2,972,817 円 議員団ホームページのリニューアル及び維持費・更新料 「県政だより」の発行(各定例県議会ごとに発行)
--

これを見る限り、平成09年度までは、「県議会だより」が県政調査費で自己の会派の印刷物として堂々とまかり通っていたことになる。

### (ウ) 人件費

1P	電車代	定期券 5~11月	89,220 円の 80%按分	17,844 円
3P	電車代	定期券 4~9月	107,900 円の 80%按分	21,580 円
6P	給与	7~9月	750,300 円の 80%按分	150,060 円
9P	電車代	定期券 10~3月	107,900 円の 80%按分	21,580 円
10P	電車代	定期券 11~5月	89,220 円の 80%按分	17,844 円

**(返還 20%) 228,908 円の返還を求める。**

以上は、補助職員の交通費と見受けられるが、通勤用定期券は土日祭日すべてが含まれているので、必ずしも全額がその費用に使われたとは思えない。

### (エ) 事務所費

2P	パソコンソフト代	3,075 円の 80%按分	615 円
6P	NHK 受信料	2,690 円の 80%按分	538 円
9P	パソコンソフト代	8,505 円の 80%按分	1,701 円
84P	複写機使用料	3,778 円の 80%按分	756 円
87P	事務所 8月分光熱水費(電気)	6,014 円の 80%按分	1,203 円
89P	複写機使用料	45,255 円の 80%按分	9,051 円
109P	事務所固定電話使用料	9月分 5,718 円の 80%按分	1,144 円
129P	事務所固定電話使用料	10月分 10,518 円の 80%按分	2,104 円

136P	パソコンソフト代	6,270 円 の 80% 按分	1,254 円
196P	スキャナー代	27,800 円 の 80% 按分	5,560 円
209P	複写機使用料	45,255 円の 80% 按分	9,051 円
216P	事務所 1、2 月分光熱水費(水道)	2,961 円の 80% 按分	592 円
219P	複写機使用料	45,097 円の 80% 按分	9,019 円

以上は、光熱水費、機器のリース代と見受けられるが、必ずしも全額がその費用に使われたとは思えない。

**(20%返還) 42,588 円の返還を求める。**

## 別紙 6 ( 詳細説明部分 )

**カ 政調費公開の会 返還請求額合計 ￥ 2,649,887円**

### (ア) 広報紙(誌)等発行費

数量と費用区分の明記がなく、県政調査費の充当は不当である。

1) 広報誌等発行費 発行部数明記なし、印刷代と折込料区分明示必要

1 P 整理番号 38 4月30日 474,600円

県政報告印刷代及び新聞折込料

6 P 整理番号 191 8月31日 273,840円

県政報告印刷代及び新聞折込料

14 P 整理番号 320 11月30日 287,999円

県政報告9号印刷代及び新聞折込料

2) 広報誌等発行費 印刷代なのか封筒代なのか不明、数量明示必要

15 P 整理番号 357 12月15日 40,950円

封筒印刷代(レシートは封筒代)

3) 県政報告等活動費 発行部数明記なし

11P 整理番号 352 12月4日 300,000円

県政報10号印刷代

**1,377,389円の返還を求める。**

### (イ) 人件費

支払先が(有)エーケー設計 である。そうであるならば従業員の雇用者及び事務機の設置者は(有)エーケー設計 であり、「社会通念」から言えば、全額を(有)エーケー設計 にて経費として「確定申告」している。従って経費の二重計上であり、県政調査費の充当は不当である。

「人件費」 契約による人件費

2 P 整理番号 42 4月30日 4月分 90,000円

3 P 整理番号 90 5月31日 5月分 90,000円

4 P 整理番号 114 6月30日 6月分 90,000円

5 P 整理番号 167 7月31日 7月分 90,000円

6 P 整理番号 192 8月31日 8月分 90,000円

7 P 整理番号 235 9月30日 9月分 90,000円

9 P 整理番号 283 10月31日 10月分 90,000円

11 P 整理番号 326 11月30日 11月分 90,000円

13 P 整理番号 368 12月21日 12月分 60,967円

**780,967円の返還を求める。**

### (ウ) 事務費

1) 50%按分前の FAX 電話代及び電気代は、「社会通念」から言えば、全額を(有)エーケー設計にて経費として「確定申告」している。従って 50%分は、経費の二重計上であり、県政調査費の充当は不当である。

ア)「事務費」 FAX 電話代 計 4,812 円  
8 P 整理番号 51 4月20日 4月分 50%按分 2,385 円  
37 P 整理番号 94 5月20日 5月分 50%按分 2,427 円

イ)「事務費」電気代 計 87,302 円  
16 P 整理番号 36 4月28日 4月分 50%按分 15,270 円  
34 P 整理番号 85 5月29日 5月分 50%按分 12,745 円  
46 P 整理番号 116 6月26日 6月分 50%按分 10,630 円  
73 P 整理番号 185 8月28日 8月分 50%按分 13,312 円  
90 P 整理番号 238 9月30日 9月分 50%按分 11,947 円  
107 P 整理番号 285 10月29日 10月分 50%按分 11,431 円  
123 P 整理番号 328 11月30日 11月分 50%按分 11,967 円  
小計 92,114 円

2) 支払先が(有)エーケー設計である。そうであるならば従業員の雇用者及び事務機の設置者は(有)エーケー設計であり、「社会通念」から言えば、全額を(有)エーケー設計にて経費として「確定申告」している。従って経費の二重計上であり、県政調査費の充当は不当である。

「事務費」 契約による事務機借上げ料  
17 P 整理番号 43 4月30日 4月分 30,000 円  
35 P 整理番号 91 5月30日 5月分 30,000 円  
45 P 整理番号 115 6月30日 6月分 30,000 円  
61 P 整理番号 168 7月31日 7月分 30,000 円  
74 P 整理番号 193 8月31日 8月分 30,000 円  
89 P 整理番号 236 9月30日 9月分 30,000 円  
106 P 整理番号 284 10月31日 10月分 30,000 円  
122 P 整理番号 327 11月30日 11月分 30,000 円  
134 P 整理番号 371 12月21日 12月分 20,322 円  
小計 260,332 円

**事務費合計 352,436 円の返還を求める。**

### (エ) 資料購入・作成費

議員の共用に供すべき資料を個人購入するのは不当。議会図書館に納付し、今後必要な図書や資料は議会図書館に購入要求するべきである。

資料購入・作成費  
5 P 整理番号 25 4月22日 4,620 円

	書籍名：国際紛争。ポスト新自由主義。	
8 P	整理番号 37 4月30日	4,935円
	書籍名：議会改革白書 2009。	
11 P	整理番号 53 5月11日	55,000円
	書籍名：自治体情報誌「ディーファイル」	
47P	整理番号 278 10月30日	11,540円
	書籍名：平成の大合併全国市区町村便覧。 市町村役場便覧 H22 年版。 登記所裁判所警察便覧 H22 年版。	
51P	整理番号 292 11月5日	5,000円
	書籍名：Q&A 議会人の危機管理	

**計 81,095 円の返還を求める。**

**(オ) 交通費**

私的流用可能な SUICA チャージへの充当は不当である。使用が不可欠なら使用明細表（使用年月日、使用区間と使用額、行き先と用件記入）を作成・管理し、貼付用紙に添付して提出するべきである。

14P	整理番号 149 7月24日	10,000円
25P	整理番号 207 9月6日	10,000円
26P	整理番号 213 9月13日	1,000円
30P	整理番号 243 10月4日	1,000円
31P	整理番号 248 10月16日	10,000円
33P	整理番号 257 10月20日	10,000円
38P	整理番号 287 11月2日	1,000円
41P	整理番号 298 11月12日	10,000円
45P	整理番号 309 11月22日	2,000円
50P	整理番号 346 12月1日	3,000円

**計 58,000 円の返還を求める。**

### 資料3

その他提出された資料（資料名を記載、内容は略）

#### 1 事実を証する資料

- (1)「別紙1」自民党県議団の請求の証拠書類部分
- (2)「別紙2」民主党・無所属の会の請求の証拠書類部分
- (3)「別紙3」埼玉県議会公明党議員団の証拠書類部分
- (4)「別紙4」無所属刷新の会の請求の証拠書類部分
- (5)「別紙5」日本共産党埼玉県議会議員団の請求の証拠書類部分
- (6)「別紙6」政調費公開の会の請求の証拠書類部分

#### 2 陳述までに提出のあった資料

- (1)職員措置請求書の請求理由の追加書
- (2)資料1 議会のあり方研究会における検討結果報告書
- (3)資料2 埼玉県議会運営委員会 平成21年3月27日 会議録
- (4)資料3 県政調査費の運用指針
- (5)資料4 埼玉県議会議長宛 「埼玉県議会県政調査費に関する質問書」(平成22年10月8日提出)に対する回答(平成22年11月17日)
- (6)資料5 包括外部監査実施状況 埼玉県改革推進課のHPより
- (7)資料6 各自治体の監査結果(登別市、渋谷区、板橋区)
- (8)資料7 京都府 財務会計執行体制のあり方検討結果報告書

以上

# 正 誤

埼玉県条例第五十六号（平成二十二年十二月二十四日第二千二百四十八号）中訂

正

ページ 行

一 前から十二

誤

本「（宮代町を除く。）」

正

「（宮代町を除く。）」